

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月25日

【事業年度】 平成18年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 三菱自動車工業株式会社

【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典
(「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については
総務部上級エキスパート 龍 芳泰)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典
(「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については
総務部上級エキスパート 龍 芳泰)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	百万円	3,884,874	2,519,449	2,122,626	2,120,068	2,202,869
経常損益	百万円	54,344	△110,295	△179,172	△17,780	18,542
当期純損益	百万円	37,361	△215,424	△474,785	△92,166	8,745
純資産額	百万円	280,294	29,972	324,782	268,678	308,304
総資産額	百万円	2,425,352	2,029,035	1,589,286	1,557,570	1,778,693
1株当たり純資産額	円	188.95	20.20	△47.34	△31.67	△26.73
1株当たり当期純損益金額	円	25.35	△145.22	△194.36	△19.75	1.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	23.43	—	—	—	0.96
自己資本比率	%	11.56	1.48	20.44	17.25	16.63
自己資本利益率	%	13.56	△138.86	△267.67	△31.06	3.10
株価収益率	倍	10.77	—	—	—	115.58
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	17,596	△1,449	13,654	54,430	162,345
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	17,546	46,828	△34,206	△84,811	△46,017
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△32,042	56,674	133,556	△18,955	△11,287
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	84,544	181,911	294,903	248,069	364,268
従業員数(年度末) (外 臨時従業員数)	人	45,275 (—)	43,624 (—)	36,970 (4,416)	34,911 (5,173)	33,739 (6,951)

- (注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。
2. 従業員数は就業人員を表示している。
3. 平成15年度、平成16年度及び平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。
4. 平成19年3月期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	百万円	1,877,276	1,421,047	1,163,498	1,259,981	1,457,016
経常損益	百万円	47,756	21,165	△85,152	△23,644	△20,725
当期純損益	百万円	△2,649	△213,097	△526,225	△128,152	△24,541
資本金	百万円	252,201	252,201	642,300	657,336	657,342
発行済株式総数	千株	1,483,438	1,483,438	4,253,995	5,491,452	5,491,516
純資産額	百万円	312,346	85,882	330,130	231,752	208,533
総資産額	百万円	1,344,817	1,115,110	1,123,435	1,044,783	1,166,216
1株当たり純資産額	円	210.56	57.89	△46.09	△38.39	△42.62
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損 益金額	円	△1.80	△143.65	△215.41	△27.47	△4.47
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	23.22	7.70	29.39	22.18	17.88
自己資本利益率	%	—	—	—	—	—
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外 臨時従業員数)	人	13,258 (—)	13,727 (—)	12,094 (2,315)	12,109 (2,840)	12,417 (3,872)

- (注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載していない。
3. 平成19年3月期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2【沿革】

当社は、昭和45年4月22日、三菱重工業株式会社の全額出資により設立され、同年6月1日、同社の自動車部門を譲受け営業を開始した。

年月	主なる沿革
昭和45年4月	三菱重工業株式会社全株式保有で当社設立。
昭和45年6月	三菱重工業株式会社の自動車部門を譲受け、三菱自動車工業株式会社として営業開始。これに伴い、同社から京都製作所の一部、名古屋自動車製作所、川崎自動車製作所（昭和45年6月東京自動車製作所と名称変更）、水島自動車製作所を移管受。
昭和52年8月	名古屋自動車製作所岡崎工場新設。
昭和54年12月	京都製作所滋賀工場新設。
昭和55年10月	三菱商事株式会社と共同出資で三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド設立（平成13年12月当社は同社の全株式を取得、現・連結子会社）。
昭和56年12月	三菱商事株式会社と共同出資で三菱・モーター・セールス・オブ・アメリカ・インク設立。
昭和59年10月	三菱自動車販売株式会社の営業を譲受け、同社は菱自株式会社と社名変更。
昭和60年10月	米国のクライスラー・コーポレーションと合弁会社設立契約を締結し、ダイヤモンド・スター・モーターズ・コーポレーションを設立。
昭和63年12月	東京・大阪・名古屋各証券取引所の市場第一部に株式上場。（名古屋証券取引所は平成15年11月に株式上場廃止。）
平成3年10月	ダイヤモンド・スター・モーターズ・コーポレーションの普通株式のうち米国のクライスラー・コーポレーションが保有する全株式を取得。
平成3年11月	オランダ政府及びスウェーデンのボルボ・カー・コーポレーションとの間で締結したオランダにおける乗用車の現地生産に関する共同事業についての株主間契約（平成3年8月締結）に基づきオランダのボルボ・カー・ビー・ブイ（平成4年1月ネザーランズ・カー・ビー・ブイと社名変更）の株式33.3%（関連会社所有分15.0%を含む）を取得。
平成5年3月	三菱・モーター・セールス・ヨーロッパ・ビー・ブイ設立。
平成7年7月	ダイヤモンド・スター・モーターズ・コーポレーションは三菱・モーター・マニュファクチュアリング・オブ・アメリカ・インクと社名変更。
平成8年11月	十勝研究所新設。
平成11年2月	オランダ政府が所有するオランダのネザーランズ・カー・ビー・ブイの株式16.7%を取得し、その結果株式所有比率50.0%（関連会社所有分15.0%を含む）となる。
平成11年6月	名古屋自動車製作所、水島自動車製作所及び東京自動車製作所は、それぞれ名古屋製作所、水島製作所及び東京製作所と名称変更。
平成11年10月	スウェーデンのアクティエボラゲート・ボルボと資本提携及び今後の協業推進についての基本合意書を締結。
平成11年12月	スウェーデンのアクティエボラゲート・ボルボとトラック・バス事業における戦略的業務提携契約を締結。
平成12年3月	ドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーと資本参加を含む乗用車事業全般にわたる事業提携についての基本合意書を締結。
平成12年4月	京都製作所八木工場を新設。

年月	主なる沿革
平成12年7月	ドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーと乗用車事業における包括的提携契約を締結。
平成13年3月	スウェーデンのアクティエボラゲート・ボルボが所有するオランダのネザーランズ・カー・ビー・ブイの株式50%を取得し、その結果株式所有比率100%（関連会社所有分15.00%を含む）となる。（現・連結子会社）
平成13年4月	トラック・バス事業における戦略的提携パートナーをスウェーデンのアクティエボラゲート・ボルボからドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーに変更。
平成14年3月	日産自動車株式会社及びジヤトコ・トランステクノロジー株式会社（平成14年4月ジヤトコ株式会社と社名変更）とAT/CVT事業統合に関する契約を締結。
平成14年4月	当社AT/CVT事業を会社分割により分社化し、ダイヤモンドマチック株式会社を設立。これに伴い京都製作所八木工場をダイヤモンドマチック株式会社に移管。
平成14年7月	当社が所有するダイヤモンドマチック株式会社全株式とジヤトコ株式会社株式18%を株式交換。
平成14年9月	ドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーとトラック・バス事業の分社及び新会社株式売買に関する契約を締結。
平成14年10月	三菱グループ10社とトラック・バス事業の分社及び新会社株式売買に関する契約を締結。
平成14年12月	三菱自動車・セールス・ヨーロッパ・ビー・ブイは、三菱自動車・セールス・ヨーロッパ・ビー・ブイへ吸収合併。（現・連結子会社）
平成15年1月	三菱自動車・セールス・オブ・アメリカ・インク、三菱自動車・マニファクチュアリング・オブ・アメリカ・インク他1社が合併し、三菱自動車・セールス・オブ・アメリカ・インクとなる。（現・連結子会社）
平成15年1月	当社トラック・バス事業を会社分割により分社化し、三菱ふそうトラック・バス株式会社を設立。これに伴い、トラック・バス生産本部（川崎製作所）を三菱ふそうトラック・バス株式会社に移管し、三菱ふそうトラック・オブ・アメリカ・インク全株式を三菱ふそうトラック・バス株式会社へ承継。
平成15年3月	当社が所有する三菱ふそうトラック・バス株式会社株式の43%をドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーへ、15%を三菱グループ10社へ譲渡し、その結果株式所有比率42%となる。
平成15年5月	当社の本店の所在の場所を、東京都港区港南二丁目16番4号へ移転。
平成15年6月	京都製作所をパワートレイン製作所と名称変更。
平成16年3月	当社が所有する三菱ふそうトラック・バス株式会社株式の22%をドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーへ譲渡し、その結果株式所有比率20%となる。
平成17年3月	当社が所有する三菱ふそうトラック・バス株式会社株式の20%をドイツのダイムラー・クライスラー・アーゲーへ譲渡し、その結果株式は所有しなくなった。
平成19年1月	当社の本店の所在の場所を、現在地（東京都港区芝五丁目33番8号）へ移転。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社90社、持分法適用子会社4社、持分法適用関連会社22社（平成19年3月31日現在）で構成されている。当社グループは乗用車及びその部品の開発、生産、販売を行っており、開発は当社が中心となって行っている。

国内においては、普通・小型乗用車、軽自動車を当社が生産しているほか、一部スポーツ・ユーティリティ・ビークル（パジェロ等）をパジェロ製造株式会社が生産しており、東京三菱自動車販売株式会社等の当社乗用車製品販売会社が販売を行っている。このほか三菱自動車エンジニアリング株式会社が当社製品の開発の一部を、三菱自動車ロジスティクス株式会社が当社製品の国内輸送を、三菱自動車テクノサービス株式会社が当社製品の新车点検や整備の一部を行っている。国内補用部品については当社が生産し、上記の当社乗用車製品販売会社及び関東三菱自動車部品販売株式会社等の部品販売会社が販売を行っている。

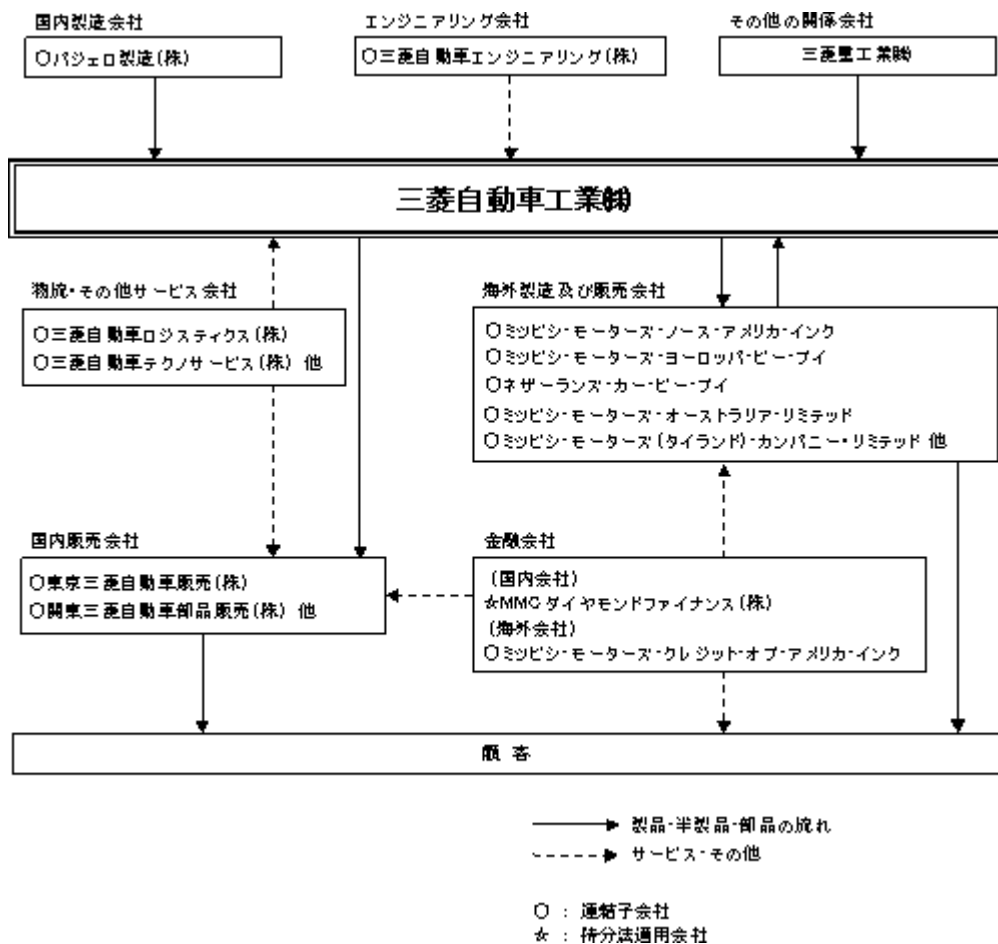
海外においては、北米ではミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）が生産・販売し、欧州ではネザーランズ・カー・ビー・ブイ（オランダ）が生産し、ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ（オランダ）が販売を行っている。その他の地域では、ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア）及びミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）等が、現地で生産のうえ、販売している。

また金融事業としては、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社（注）及びミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク（米国）が自動車のリース事業、販売金融等の事業を行っている。

（注）MMCダイヤモンドファイナンス株式会社は、平成19年1月1日に三菱オートクレジット・リース株式会社の分割に伴うファイナンス事業継承会社。

以上述べた内容の系統図及び主要な製品は以下のとおりである。

（系統図）



(主要な製品)

区分		名称	仕様	
			排気量 (リットル)	定員又は積載量
車両	普通・小型 乗用車	ギャラン	2.4・3.8	5 人
		エクリプス	2.4・3.8	4
		エクリプススパイダー	2.4・3.8	4
		380 (スリーエイティー)	3.8	5
		コルト	1.1・1.3・1.5	5
		コルト プラス	1.5	5
		グランディス	2.0・2.4	5・6・7
		アウトランダー	2.4・3.0	5・7
		エアトレック	2.0・2.4	5
		ランサー	1.3・1.5・1.6・1.8・2.0・2.4	5
		ランサーワゴン	1.5・1.6・1.8・2.0・2.4	5
		デリカ D:5	2.4	8
		デリカ・スペースギア	2.4・3.0	7・8
		パジェロ	2.8・3.0・3.2・3.5・3.8	5・7・9
		エンデバー	3.8	5
軽自動車	アイ	0.66	4 人	
	パジェロミニ	0.66	4	
	タウンボックス	0.66	4	
	e Kワゴン/スポーツ	0.66	4	
	ミニカ・バン	0.66	0.2 トン	
	ミニキャブ・バン/トラック	0.66	0.35	
	バン・ トラック	ランサー・カーゴ	1.5	0.3・0.4
L200	2.0・2.4・2.5・2.8・3.0	0.5・1.0		
トライトン	2.4・2.5・3.2・3.5	0.5・1.0		

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項はない。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北海道三菱自動車 販売株式会社	札幌市中央区	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
札幌三菱自動車 販売株式会社	札幌市西区	470	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
岩見沢三菱自動車 販売株式会社	北海道岩見沢市	80	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
空知三菱自動車 販売株式会社	北海道砂川市	150	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
旭川三菱自動車 販売株式会社	北海道旭川市	240	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
岩手三菱自動車 販売株式会社	岩手県盛岡市	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
福島三菱自動車 販売株式会社	福島県福島市	280	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
群馬中央三菱自動車 販売株式会社	群馬県前橋市	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
栃木三菱自動車 販売株式会社	栃木県宇都宮市	150	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
南茨城三菱自動車 販売株式会社	茨城県土浦市	290	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
埼玉三菱自動車 販売株式会社	さいたま市大宮区	316	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
東京三菱自動車 販売株式会社	東京都目黒区	3,673	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
神奈川三菱自動車 販売株式会社	横浜市戸塚区	1,025	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
川崎三菱自動車 販売株式会社	川崎市幸区	1,070	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
山梨三菱自動車 販売株式会社	山梨県甲府市	130	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
松本三菱自動車 販売株式会社	長野県松本市	310	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
愛知中央三菱自動車 販売株式会社	愛知県岡崎市	650	自動車の販売	99.9	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
名古屋三菱自動車 販売株式会社	愛知県名古屋市	1,200	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
岐阜三菱自動車 販売株式会社	岐阜県岐阜市	100	自動車の販売	100.0 (17.5)	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
石川三菱自動車 販売株式会社	石川県金沢市	150	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
近畿三菱自動車 販売株式会社	大阪市淀川区	1,203	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
岡山三菱自動車 販売株式会社	岡山県岡山市	100	自動車の販売	76.9	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
広島中央三菱自動車 販売株式会社	広島市安佐南区	100	自動車の販売	97.8	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有
山陰三菱自動車 販売株式会社	島根県松江市	100	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
新山口三菱自動車 販売株式会社	山口県宇部市	180	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
愛媛三菱自動車 販売株式会社	愛媛県松山市	354	自動車の販売	99.9	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
宮崎中央三菱自動車 販売株式会社	宮崎県宮崎市	40	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
長崎三菱自動車 販売株式会社	長崎県長崎市	120	自動車の販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有
鹿児島中央三菱自動車 販売株式会社	鹿児島県鹿児島市	140	自動車の販売	99.5	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有 資金融資……………有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北海道三菱自動車 部品販売株式会社	札幌市中央区	100	自動車部品の販売	90.0 (45.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
東北三菱自動車 部品販売株式会社	仙台市宮城野区	100	自動車部品の販売	64.3 (15.9)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有
北関東三菱自動車 部品販売株式会社	栃木県鹿沼市	100	自動車部品の販売	75.0 (25.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有
関東三菱自動車 部品販売株式会社	横浜市戸塚区	100	自動車部品の販売	100.0 (36.2)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
東関東三菱自動車 部品販売株式会社	千葉市美浜区	100	自動車部品の販売	56.0 (10.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有
信越三菱自動車 部品販売株式会社 * 2	新潟県新潟市	100	自動車部品の販売	50.0 (15.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
北陸三菱自動車 部品販売株式会社	石川県石川郡	100	自動車部品の販売	65.8 (21.5)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有
中国三菱自動車 部品販売株式会社	岡山県岡山市	100	自動車部品の販売	73.1 (29.6)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
四国三菱自動車 部品販売株式会社 * 2	香川県高松市	100	自動車部品の販売	50.0 (8.0)	当社製品の部品を販売 役員の兼任等……………有
パジェロ製造株式会 社	岐阜県加茂郡	610	自動車及び部品の 製造・販売	100.0	当社製品の一部を生産 役員の兼任等……………有
三菱自動車カーライ フプロダクツ株式会 社 * 7	東京都港区	300	自動車用品、空調 機器、他の販売	100.0	当社グループ自動車用品 を販売 役員の兼任等……………有
三菱自動車テクノサ ービス株式会社	東京都品川区	400	自動車整備他	100.0	当社製品を点検整備 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
三菱自動車ロジステ イクス株式会社	東京都港区	300	自動車等の輸送・ 保管及び梱包他	75.0	当社製品を輸送・保管及 び梱包 役員の兼任等……………有 設備等の賃貸借……………有
三菱自動車エンジニ アリング株式会社	愛知県岡崎市	350	自動車及び部品の 設計・試験他	100.0	当社製品の一部を開発・ 設計 役員の兼任等……………有
水菱プラスチック株 式会社	岡山県倉敷市	100	自動車部品の製 造・販売	100.0	当社製品の部品の一部を 生産 役員の兼任等……………有

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク *6	米国、カリフォルニア、サイプレス	398,812 千米ドル	自動車の輸入・製造・販売	100.0	当社グループ製品を製造・販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ・アールアンドディー・オブ・アメリカ・インク	米国、ミシガン、アナバー	2,000 千米ドル	自動車関連調査・試験・研究他	100.0 (100.0)	米国における当社グループの自動車開発拠点 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・セールス・オブ・カナダ・インク	カナダ、オンタリオ、ミシソガ	1,291 千米ドル	自動車の輸入・販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売
ミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	米国、カリフォルニア、サイプレス	260,000 千米ドル	自動車販売金融・リース業	100.0 (100.0)	当社グループ製品の販売金融及びリース業 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・セールス・オブ・カリビアン・インク	プエルトリコ、トアバハ	47,500 千米ドル	自動車の輸入・販売	100.0	当社製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ *4 *5 *6	オランダ、スキポールライク	1,282,864 千ユーロ	自動車及び部品の輸入・販売他	100.0	当社グループの欧州地域事業の統括 当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーター・アールアンドディー・オブ・ヨーロッパ・ジーエムビーエイチ	ドイツ、トレヴァー	767 千ユーロ	自動車関連調査・試験・研究他	100.0 (100.0)	欧州地域における当社グループの自動車開発拠点 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・セールス・ネザーランド・ビー・ブイ	オランダ、スキポールライク	6,807 千ユーロ	自動車の輸入・販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売
ミツビシ・モーター・ドイッチェランド・ジーエムビーエイチ	ドイツ、トレヴァー	30,000 千ユーロ	自動車の輸入・販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売
ミツビシ・モーターズ・フランス・エス・エー・エス	フランス、パリ	10,000 千ユーロ	自動車の輸入・販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売
ミツビシ・モーターズ・ベルギー・エヌ・ブイ	ベルギー、ベルヘム	3,000 千ユーロ	自動車の輸入・販売	100.0 (100.0)	当社グループ製品を販売
エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス（ネザーランド）・ビー・ブイ	オランダ、スキポールライク	136 千ユーロ	資金調達及びグループファイナンス等	100.0	当社の欧州地域関係会社へのファイナンス会社 役員の兼任等……………有
ネザーランド・カー・ビー・ブイ *4	オランダ、ボーン	250,012 千ユーロ	自動車及び部品の製造	100.0 (15.0)	当社グループの自動車生産拠点 役員の兼任等……………有

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド *4	オーストラリア、 アデレード	1,359,934 千オーストラリアドル	自動車の輸入・ 組立・販売	100.0	当社グループ自動車製造・販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ・ニュージーランド・リミテッド	ニュージーランド、 ポリルア	48,000 千ニュージーランドドル	自動車の輸入・ 販売	100.0	当社グループ製品を販売 役員の兼任等……………有 資金融資……………有
ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド *4	タイ、 パトゥーンタニー	7,000,000 千バーツ	自動車の輸入・ 組立・販売	99.8	当社グループ自動車製造・販売 役員の兼任等……………有
エムエムティエイチ・エンジン・カンパニー・リミテッド	タイ、 ラムチャバン	20,000 千バーツ	自動車エンジンの 製造	100.0 (100.0)	ミツビシ・モーターズ（タイランド）製品の エンジンを製造 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン、 カインタリザル	1,640,000 千フィリピンペソ	自動車の輸入・ 組立・販売	51.0	当社グループ自動車製造・販売 役員の兼任等……………有
エイシアン・トランスミッション・コーポレーション	フィリピン、 ラグナ	350,000 千フィリピンペソ	自動車トランスミッションの 製造	94.7 (89.4)	当社グループの自動車トランスミッションを製造 役員の兼任等……………有
ミツビシ・モーター・パーツ・セールス・オブ・ガルフ・エフゼット・トイ	U. A. E. 、 ドバイ	10,000 千UAEディルハム	自動車部品の 輸入・販売	100.0	当社の自動車部品を販売 役員の兼任等……………有
その他海外子会社 26社					

(3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
函館三菱自動車販売 株式会社 * 3	北海道函館市	240 百万円	自動車の販売	16.9	当社製品を販売 役員の兼任等………有
室蘭三菱自動車販売 株式会社	北海道室蘭市	100 百万円	自動車の販売	29.0 (29.0)	当社製品を販売 役員の兼任等………有
十勝三菱自動車販売 株式会社	北海道帯広市	60 百万円	自動車の販売	35.0	当社製品を販売 役員の兼任等………有
盛岡三菱自動車販売 株式会社	岩手県盛岡市	48 百万円	自動車の販売	23.5	当社製品を販売 役員の兼任等………有
茨城三菱自動車販売 株式会社	茨城県水戸市	30 百万円	自動車の販売	40.0	当社製品を販売 役員の兼任等………有
名北三菱自動車販売 株式会社	愛知県江南市	70 百万円	自動車の販売	28.6	当社製品を販売 役員の兼任等………有 設備等の賃貸借………有
三重三菱自動車販売 株式会社	三重県四日市市	58 百万円	自動車の販売	24.8	当社製品を販売 役員の兼任等………有 設備等の賃貸借………有
香川三菱自動車販売 株式会社	香川県高松市	50 百万円	自動車の販売	23.0	当社製品を販売 役員の兼任等………有
宮崎三菱自動車販売 株式会社	宮崎県宮崎市	60 百万円	自動車の販売	38.8	当社製品を販売 役員の兼任等………有
MMCダイヤモンド ファイナンス株式会 社 * 8	東京都港区	3,000 百万円	自動車販売金融及 びリース・レンタ ル業	50.0	当社製品の販売金融及び リース・レンタル 役員の兼任等………有
ミツビシ・モーター ズ・ドウ・ポルトガ ル・エスエー	ポルトガル、 リスボン	16,526 千ユーロ	自動車の輸入・販 売	50.0 (50.0)	当社グループ製品を販売
ピー・ティー・ミツ ビシ・クラマ・ユ ダ・モーターズ・ア ンド・マニュファク チュアリング	インドネシア、 ジャカルタ	11,451 百万ルピア	自動車部品の製 造・販売	32.3	当社グループの自動車 部品を製造 役員の兼任等………有
ビナ・スター・モー ターズ・コーポレー ション	ベトナム、 ビンズン	16,000 千米ドル	自動車及び部品の 製造・販売	25.0	当社グループの自動車を 製造・販売 役員の兼任等………有
その他海外関連会社 9社					

(4) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
三菱重工業株式会社	東京都港区	265,608	船舶・海洋、原動機、機械・ 鉄構、航空・宇宙、中量産 品、その他の製造・販売	15.8 (0.5)	当社製品の部品の 仕入先

(注) 1. 議決権の所有又は被所有割合の()内は、間接所有又は被間接所有割合で内数で示してある。

* 2. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものである。

* 3. 持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものである。

* 4. 特定子会社に該当する。

* 5. 重要な債務超過会社及び債務超過(連結調整後)の額は次のとおりである。

ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ(連結) 62,129百万円

* 6. ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ及びミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インクについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えている。主要な損益情報等は次のとおりである。

ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ(連結)

(1) 売上高	665,343百万円
(2) 経常損益	23,916百万円
(3) 当期純損益	22,810百万円
(4) 純資産額	△62,129百万円
(5) 総資産額	176,946百万円

ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク(連結)

(1) 売上高	394,801百万円
(2) 経常損益	△2,264百万円
(3) 当期純損益	△3,587百万円
(4) 純資産額	51,213百万円
(5) 総資産額	316,796百万円

* 7. 平成18年7月1日に商号を菱自用品販売株式会社から変更した。

* 8. 三菱オートクレジット・リース株式会社の分割に伴うファイナンス事業継承会社である。

9. 関係内容欄記載の役員の兼任等には、当社役員及び従業員の当該会社役員兼任のほか、出向及び転籍等も含まれている。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車事業	33,657	(6,947)
金融事業	82	(4)
合計	33,739	(6,951)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。（役員を除く。）

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数			平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
事務技術系（人）	技能系（人）	計（人）			
5,992 (537)	6,425 (3,335)	12,417 (3,872)	39.6	16.8	6,020,342

(注) 1. 人員数は、就業人員である。（役員を除く。）

2. 技能系とは直接生産作業又はその補助業務を行う者のほか、それらの指導・監督にあたる者をいい、事務技術系とは技能系以外の者をいう。

3. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に期末人員を外数で表示している。

4. 平均年間給与（税込）は、賞与及び基準外賃金を含む。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社（一部を除く）の労働組合は、三菱自動車労働組合連合会を通じて全日本自動車産業労働組合総連合会に所属している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の日本経済は、戦後最長の「いざなぎ景気」を超えて拡大を続けていると見込まれたが、その勢いは弱々しいものだった。世界経済については、堅調に推移していたものの、過熱感の拭えない中国経済や、住宅市場の調整過程にある米国経済の先行きに対し不安感が高まりつつあった。このような市場環境の中で、当社グループは、国内やアセアン等での総需要の低迷に加え、アルミ・貴金属・銅等の原材料価格の高騰等による悪化要因はあったが、円安による為替効果と「三菱自動車再生計画」で掲げた諸施策に鋭意取り組み、目標としていた営業利益、経常利益、当期利益のすべてにおいて黒字化を達成することが出来た。

当連結会計年度の当社グループの販売台数(小売)は1,230千台(前年度比114千台、8.5%減)となった。

当連結会計年度の連結売上高は、2兆2,029億円(同828億円、3.9%増収)となった。

営業利益は、402億円(同334億円増益)となった。対前年度比の増益要因としては、販売台数・車種ミックスの変動による増益20億円、為替が円安で推移したことによる増益204億円、米国販売金融事業の損益改善やコスト低減他137億円などがある。

経常利益は、185億円(同363億円改善)となった。対前年度比の改善要因としては、主に営業利益の増益334億円である。

当期純利益は、87億円(同1,009億円改善)となった。対前年度比の改善要因としては、経常利益の改善363億円、減損損失の減少376億円、前年度計上した構造改革損失の解消148億円、不動産信託終了に伴う清算益139億円などがある。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りである。

① 自動車事業

当連結会計年度の自動車に係る売上高は、2兆1,547億円(前年度比3.5%増収)となり、営業利益は177億円(同238億円改善)となった。

② 金融事業

金融に係る売上高は、479億円(前年度比22.4%増収)となり、営業利益は223億円(同119億円増益)となった。

所在地別セグメントの業績は、次の通りである。

① 日本

国内での売上高は、平成19年1月に投入した新型「デリカD:5」の好調な立ち上がり及び平成18年1月に投入した新型軽自動車「i(アイ)」の年間での売上が貢献して15,152億円(前年度比12.1%増収)となり、営業損失は51億円(同57億円の改善)となった。

② 北米

北米での売上高は、販売金融事業の増収、売上台数の増加及び為替の円安効果などにより4,239億円(同5.7%増収)となり、営業利益は55億円(同94億円の改善)となった。

③ 欧州

欧州での売上高は、平成19年2月に投入した新型アウトランダーの好調な立ち上がり、平成18年3月に投入した新型1トンピックアップトラック「L200」の年間での売上台数増及び為替の円安効果などにより6,812億円(同14.0%増収)となり、営業利益は253億円(同160億円の増益)となった。

④ アジア・その他

アジア・その他での売上高は、タイ生産1トンピックアップトラックの輸出台数増加、コスト低減及び為替の円安効果などにより4,570億円(同15.8%増収)となり、営業利益は167億円(同65億円の増益)となった。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,643億円となり、期首残高に比べ1,162億円増加した。キャッシュ・フローの状況は次の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益の改善などにより前年度比1,079億円収入が増加し、1,623億円の収入となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少、不動産信託終了に伴う匿名組合清算による収入の増加などにより前年度比388億円支出が減少し、460億円の支出となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期及び長期借入金の返済などによる支出が、長期借り入れによる収入を上回ったことにより、前年度比77億円支出が減少し、113億円の支出となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績は次のとおりである。

	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)	
	数量 (台)			
国内	775,648		109.9	
海外	335,388		101.7	
合計	1,111,036		107.3	

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)	
	数量 (台)	金額 (百万円)	数量	金額
自動車事業	1,230,033	2,154,672	91.5	103.5
金融事業	—	47,947	—	122.4
消去又は全社	—	249	—	—
合計	1,230,033	2,202,869	91.5	103.9

(注) 上記金額は、消費税等を含んでいない。

3【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、当面減速しつつも引き続き堅調な推移が見込まれる海外経済と、足取りこそ弱いものの、内需における設備投資と個人消費の好循環により、景気は年度前半に僅かに鈍化するが、ふたたび緩やかな拡大を続けるものと見込まれる。しかしながら、米国経済の急減速、原材料価格の高騰、急激な円高の進行などの下振れリスクへの警戒が必要な状況に変わりはない。

このような状況の中で、当社グループは、国内外における全ての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月28日に公表した「三菱自動車再生計画」を全ての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく。

当社グループは、未曾有の危機を克服し、再び市場の信認を回復するためには、「三菱自動車再生計画」を達成することが課題である。

平成18年度の業績は、必達目標であった当期純利益の黒字化を達成し、営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成することが出来た。平成19年度は当社グループの再生の総仕上げとして、「黒字体質の定着化」に向けて、「三菱自動車再生計画」における重点ポイントに加え、以下の平成18年度の追加課題への継続的な取り組み、平成19年度における追加課題等経営諸施策の実行に取り組んでいく。

「三菱自動車再生計画」における重点ポイント、追加課題、及びその実施状況は以下のとおりである。

1. お客様第一・信頼性の向上

(実施状況)

- ・当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項である信頼回復を実現するため、CSR推進本部が中心となり、「コンプライアンス第一」「安全第一」「お客様第一」の3つの観点から、企業風土改革を継続的に実施している。
- ・平成18年10月に、お客様から寄せられた不具合情報を販売会社とリアルタイムに共有する新品質情報システムを構築し、全国展開を完了した。不具合情報の分析対象となるデータベースの拡充に加えて、原因究明における統計分析の迅速化を推進することで、品質改善のスピードアップを図り、お客様満足度の向上を目指す。
- ・平成18年10月に、日本初のこども向け職業・社会体験施設「キッズニア東京」に出展した。この出展は、「将来を担うこども達に、夢や目標、そして働く喜びを見つけ出すための機会の提供・場の創造を目指す」というキッズニア東京のコンセプトに賛同したものであり、「お客様を第一に、社会の一員として貢献する企業を目指す」という当社の企業姿勢を具現化したものである。
- ・新型パジェロの発売を機に、南アルプス山麓に広がる山梨県早川町で、「パジェロの森・ふるさとの山再生活動」を立ち上げ、荒廃が進む国内の森林の保護・育成活動に取り組んでいく。

2. 事業戦略

(実施状況)

- ・平成18年6月に、三菱重工業株式会社と欧州輸出車向け次世代ディーゼルエンジンの共同開発について合意した。既に開発は進んでおり、当初計画より一年前倒しの平成21年から、ディーゼルエンジンの需要が拡大している欧州より順次市場投入する予定である。当エンジンを電気自動車と共に環境対応の中核技術と位置付けており、早期市場投入により、環境志向の消費者ニーズの増加に対応していく。
- ・アフターマーケット事業を強化するため、マーケット情報から企画・開発・販売まで一本化した三菱自動車カーライフプロダクツ株式会社を平成18年7月1日付で発足させた。商品企画から販売までのリードタイムを短縮し、マーケットニーズに対応した商品投入を推進する。
- ・平成18年8月に、日産自動車株式会社への軽自動車のOEM供給を継続する契約を締結した。これにより同社へ新型『eKワゴン』をベースとした新型車の供給を開始した。なお、平成19年4月に、新たに同社との間でOEM供給の車種を拡大することで合意した。当社より同社に軽乗用車『タウンボックス』を供給し、同社より小型商用車『AD/ADエキスパート』の供給を受ける相互供給契約を締結している。
- ・平成18年9月に、中国の東南（福建）汽車工業有限公司への出資手を完了し、三菱ブランド車を生産・販売している。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図っていく。
- ・平成19年1月に、PSAプジョー・シトロエン社との間で、同社よりディーゼルエンジンの供給を受ける契約を締結した。このエンジンを搭載したアウトランダーを平成19年末までに欧州向けに投入する予定である。

3. 資本・資金の増強

(実施状況)

- ・「三菱自動車再生計画」で計画した資本増強については、平成18年1月までに全て完了した。
- ・平成18年11月に、参加金融機関31社の協同融資方式により、設備投資用資金として560億円の調達を実施した他、相対取引による調達を進め、平成18年度での資金調達額は概ね計画通りとなった。

4. 経営実行力の強化

(実施状況)

- ・組織改正を行い、指揮命令系統を一本化し、意思決定の迅速化とコミュニケーションの向上を図るとともに、責任所在の明確化を図っている。「三菱自動車再生計画」達成に向けた取り組みとして、フォローアップ体制の整備と戦略機能を強化するため、事業再生推進担当副社長の任命と司令塔機能を担う組織の設置を行なっている。
- ・「三菱自動車再生計画」達成のため、進捗状況をモニタリングする外部機関として、事業再生モニタリング委員会を設置している。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗状況のフォローと必要な助言を得ている。
- ・平成18年10月に、「品質・サービス技術統括部門」を新設し、カスタマーサービスの向上、及びサービス収益の向上の観点から、アフターサービス機能を集約し、より強固な新車・サービス・中古車のバリューチェーンの構築を図った。
- ・平成18年11月に、国内販売体制の機能・組織・プロセスの抜本的な改革を図るため、国内営業改革推進室を設置した。

5. コンプライアンスの実践と浸透

(実施状況)

- ・当社は過去の不祥事を真摯に受け止め、企業倫理遵守の取り組みを徹底している。平成16年6月に、コンプライアンスの徹底と企業風土改革を推進するCSR推進本部を新設するとともに、企業倫理担当役員の指揮の下、各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、さらに各部長をコードリーダーとし、社員一人ひとりにまで企業倫理遵守が浸透するよう組織体制を強化している。
- ・当社は、平成16年度から毎年、企業倫理遵守の実践に向けたアクションプログラムを策定・実行している。平成18年度は、「受身から自立へ」をテーマに、社員一人ひとりが自ら職場の問題に気付き、その職場で問題を未然に防止したり、早期に解決することを目指し、研修会や各職場での企業倫理問題検討会の開催など諸施策を実行した。
- ・平成18年4月には、公益通報者保護法の施行に伴い、現在の内部通報制度が法的要件を満たしていることを確認し、更に内部通報制度に関する業務規準を制定した。この規準は、公益通報者保護法への対応だけでなく、社員等からの通報または相談の適切な処理の仕組みを定めることにより、法令違反或いは不正行為による不祥事の防止、早期発見、並びに自浄機能を発揮する透明性の高い職場環境を形成し、当社のコンプライアンス経営を更に推進することを目的としている。
- ・平成19年4月には、当社の企業倫理基準である「三菱自動車企業倫理」をより実務に則した社員の行動ガイドラインとするため全面改訂した。この冊子を全社員に配布し、企業倫理遵守のさらなる徹底を図っている。
- ・これらの活動状況は、取締役会の諮問機関として社外の有識者のみで構成される企業倫理委員会に報告し、「社外の目」「世間の常識」の視点から指導・助言を頂いている。

[平成18年度の追加課題]

1. 販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地での更なる営業力の強化

(実施状況)

日本、北米をはじめとして商品力強化のため特別仕様車や新型車の投入を行なうとともに販売会社等の強化・育成を行い、営業力強化に取り組んできた。

特に、日本ではアウトランダー、アイのロングセラー化を目指した特別仕様車の投入、新型eKワゴン、新型パジェロ、新型デリカD：5の投入、各種販売促進策（ハローキティ起用・“ミツビシミテカラ”キャンペーン等）による店頭集客・成約台数の向上の取り組みを行ったことに加え、店頭対応力の強化に向けた商談トレーニングの展開等といった販売会社と一体となった営業力強化施策を展開してきた。

また北米では、新型スパイダー、新型アウトランダー、新型ランサーの投入とともに、販売の原点に立ち返り、販売基礎体力の強化、地域密着型の管理・販売サポートの強化などディーラーの販売意欲を喚起する継続的な施策を行ってきた。

2. 販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施

(実施状況)

営業力の強化を図るとともに全ての分野において徹底したコスト削減策にも取り組んできた。

日本において当初計画通り販売会社の統合等を順次実施しており、間接費の削減と経営効率向上に取り組んでいる。

また北米においては、米国工場の生産性向上を目指して日米共同チームを組成し、スリム化によるコスト削減を図っており、中東・ロシア・中南米向けの出荷も開始し、稼働率向上を図っている。

なお、資材費の低減については、活動そのものを従来の担当部門の活動から、全社活動に引き上げ、設計要求内容や、契約手法の改善だけの単価の低減のみならず、使用量や製造過程の仕損など、全方位での低減活動を実施した。推進体制については全社組織である「資材費低減委員会」を設置し、原価低減アイデアの創り込みを全社活動として推進してきた。

また、当社グループの主要海外生産拠点の資材費低減活動についても、人材の派遣も含めた支援強化を行っている。

3. グローバル生産体制の適正化

(実施状況)

地域専用車を絞り込み、グローバル戦略車を拡大する商品戦略に合わせ、一層効率的な生産体制への取組みを強化している。

まず国内の生産体制については、これまで水島工場にて生産していた『アウトランダー』の一部を岡崎工場に移管し、生産を開始した。これにより、高操業状態となっていた水島工場の生産を補完することで販売機会損失を避けるとともに、平成16年4月より一直化していた岡崎工場の生産体制を32ヶ月ぶりに二直化している。

また、海外においても余剰生産能力がある工場の生産規模を適正化するとともに、他地域向け出荷を行い、稼働率の向上を図っている。具体的には、米国工場においてコスト削減の推進・生産性向上を図る一方、中東・ロシア・中南米向けに「ギャラン」の輸出を開始し、稼働率の向上を図っている。オランダ工場においては、ダイムラークライスラー社の生産撤退を受けて合理化を進めると共に、「コルト」の更なる採算向上に向け、資材費を中心にコスト低減活動を強化している。今後も各生産拠点から他地域への出荷を開拓・拡大していくことで各生産拠点の有効活用を図っていく。

4. 内部統制システムに基づくガバナンスの強化

(実施状況)

内部統制システムの整備については、平成18年5月の取締役会にて、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議した。今後も、内外環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図り、一層のガバナンス強化に引き続き取り組んでいく。

特に、財務報告に関する信頼性の確保については、平成18年3月に設置した「内部統制推進委員会」を中心に、体制整備に取り組んでいる。

[平成19年度の追加課題]

1. 国内販売ネットワークの広域統合と営業力強化による国内事業黒字化の早期達成

国内販売ネットワークの再構築を加速し、連結販売会社、部品販売会社を各々広域統合する。「ネットワークの効率化」、「店舗営業力強化」、「ガバナンス強化」を基本方針として推進し、お客様満足度の向上及び利益率の向上を図り、国内事業黒字化の早期達成を目指す。

2. B R I C s を中心とした新興市場への販売拡大

新型車の投入や車種ラインナップの拡充など各市場ニーズに対応した形で、販売の強化・拡大に取り組んでいく。

特に、中国においては、日本からの輸入完成車事業を現地生産車事業と並ぶ収益の柱とすべく、新車種を投入し販売増に取り組むと共に、今年度中に販売会社の新規設立を計画している。また、現地生産車については、東南汽車の三菱ブランド車拡販のため、ディーラーネットワークの整備を図っていく。

またロシア・ウクライナにおいては、主力商品であるランサーの新型車投入などを梃子に販売増を図っていく。ロシアでは、従来欧州の連結販売会社ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイを経由して販売していたが、現地ディストリビューターと当社の直販体制に変更するとともに現地に人材を派遣し、マーケティングの強化に取り組んでいく。

3. 環境対応技術の開発推進

地球温暖化の抑制、環境汚染の防止といった環境問題への対応、及び脱石油といった資源・エネルギー問題への対応は、当社グループを含めた自動車業界全体の重要課題である。

当社グループでは、これらの環境・エネルギー問題への対応のため、電気自動車をはじめ、クリーンディーゼルエンジン、バイオ燃料対応車など、いくつかの分野に重点を置いて次世代環境対応技術の研究開発を推進している。今後も、地球環境問題と資源・エネルギーの制約はますます重要な課題となるため、次世代環境対応技術の研究開発及び実用化に、経営資源を重点的に投入していく。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業等のリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 「三菱自動車再生計画」への三菱グループ各社の支援

三菱グループ各社、特に三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社グループの財務及び経営面を強固に支援し、「三菱自動車再生計画」の実現のために重要な役割を果たしている。これらの企業の支援が打ち切られた場合、「三菱自動車再生計画」の実行と業績改善に困難をきたすことになる。

(2) 主な訴訟等

当社に対しては、以下のような主な訴訟が提起されている。

いわゆる東京大気汚染公害訴訟（第1次～第6次訴訟）が、主に東京都23区内に居住または通勤する気管支喘息などの患者及びその遺族（原告総数は第6次訴訟までで合計500名超）により、国、東京都、首都高速道路公団及び当社を含むディーゼルメーカー7社に対して提起されている。請求内容は「一定基準値を上回るNO₂及びSPM（浮遊粒子状物質）を排出し大気を汚染してはならない」とする差止請求と各原告に対する損害賠償請求であり、損害請求額は第6次訴訟までで合計約120億円である。請求原因として原告は「大気汚染による健康被害は自動車の排出ガスが原因」としている。第1次訴訟については、平成14年10月に東京地裁にて判決がありメーカーは勝訴したが、国、東京都及び首都高速道路公団については原告7名へ合計約8,000万円の損害賠償を認容した。差止請求は認めていない。当該第1次訴訟は現在東京高裁に係属中であり、平成18年9月結審しているが判決日は未定である。第2次～第6次訴訟は東京地裁にて審理中である。本件の帰趨は推定し難いもののメーカーが敗訴した場合または訴訟件数が大幅に増加した場合には今後の財務状況に影響を受ける可能性がある。

平成14年1月、当社のトラック・バス部門（三菱ふそうトラック・バス株式会社設立前）製造のトラックの前輪が外れ死傷事故を引き起こした。この事故に関連し、現在1件の訴訟に係争中である。これは平成15年3月に当社、運転手及びその使用者と国に対して製造物責任による賠償額1億6,550万円（懲罰的損害賠償請求を含む）を求め、被害者の母親から提起されたものである。平成18年4月18日横浜地方裁判所及び平成19年2月27日東京高等裁判所にて懲罰的損害賠償請求は認めず、550万円（及び金利）の損害賠償請求のみを認める判決が出された。平成18年4月21日に当社は横浜地裁の判決に従い550万円（及び金利）を支払ったが、原告側は現在、上告している。

(3) リース・販売金融事業及び販売インセンティブ

自動車業界の過剰生産能力、競争の熾烈化、特に北米市場における価格競争などにより販売インセンティブは販売促進に不可欠になっている。販売インセンティブは新車価格を低下させることになるため、販売インセンティブの継続は中古車の再販価格とリース車の評価額を更に下げることになる可能性がある。中古車の再販価格が下がれば、当社グループの今後の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中古車の再販価格の低下は、販売金融の担保となっている車両の担保価値とリース債権にも悪影響を及ぼす可能性がある。

(4) 普通株式及び優先株式の発行と株価への影響

当社は、「三菱自動車再生計画」の一環として、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を新規発行した。このうち平成16年7月発行の第1～3回B種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しているが、残るA種、G種においては将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 為替変動の影響

当社グループの連結売上高に占める海外売上高比率は77.0%である。このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合当社の業績に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 経済情勢及び社会情勢の影響

上記海外売上高比率の内訳は北米19.2%、欧州30.1%、アジア・その他27.7%であり、日本を始め当該地域や国の経済情勢及び社会情勢の変化が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 調達金利変動の影響

当社グループの有利子負債残高は平成19年3月末時点で5,038億円であり、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(8) 製品の原価変動の影響

当社グループは、複数の取引先から部品・原材料を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、各地で大規模な地震・台風等の自然災害や火災等の事故発生により操業の中断等の重大な支障をきたした場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 法規制強化の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、これらが改正・強化される場合、新たな規制遵守のために発生する追加費用は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 提携契約・協業契約・合弁契約・事業再編契約等

契約会社名	相手方		契約の内容	契約期間 (契約締結日)
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	中国航天汽車有限責任公司 (注)中国航天火炬汽車有限責任公司是平成16年7月に中国航天汽車有限責任公司に社名変更している。 瀋陽建華汽車發動機有限公司 三菱商事株式会社 エムシーアイシー持株有限公司	中国 中国 日本 マレーシア	中国における自動車用エンジン事業に関して瀋陽航天三菱汽車發動機製造有限公司を設立(当社出資比率25.0%)	平成9年8月から30年間
三菱自動車工業株式会社 (当社)	哈尔滨東安發動機製造公司 哈尔滨飛機製造公司 哈尔滨東安動力股份有限公司 三菱商事株式会社 エムシーアイシー持株有限公司	中国 中国 中国 日本 マレーシア	中国における自動車用エンジン事業に関して哈尔滨東安自動車エンジン製造有限公司を設立(当社出資比率15.3%)	平成10年9月から30年間
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラークライスラー・コーポレーション 現代自動車株式会社	米国 韓国	グローバルエンジンアライアンスLLC(有限責任会社)を米国に設立(当社出資比率33.3%)し、直列4気筒ガソリンエンジンを共同開発	契約締結日 平成14年5月5日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社 スズキ株式会社	日本 日本	株主間契約 ジヤトコ株式会社(当社出資比率15.04%)に関する株主間の権利義務等を定めた契約	契約締結日 平成19年3月15日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日本アイ・ビー・エム株式会社	日本	情報技術サービス契約 メインフレーム運用、クライアント/サーバ運用、ビジネスアプリケーション開発・運用等情報技術の運用業務を日本アイ・ビー・エム株式会社へアウトソーシングする契約	契約締結日 平成14年9月19日
ミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク (連結子会社)	メリルリンチ	米国	合弁会社契約 販売金融商品の販売マーケティング会社設立・運営に関する契約を締結	契約締結日 平成17年3月31日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三菱商事株式会社 ダイヤモンドリース株式会社	日本 日本	三菱オートクレジット・リース株式会社及びダイヤモンドオートリース株式会社の事業再編に関する基本合意書を締結	契約締結日 平成18年3月17日 平成18年6月30日修正
三菱自動車工業株式会社 (当社)	福建省汽車工業集団公司 中華汽車股份有限公司	中国 台湾	合弁契約 車両の生産・販売等、東南汽車(福建)工業有限公司の合弁事業に関する契約	契約締結日 平成18年3月27日

契約会社名	相手方		契約の内容	契約期間 (契約締結日)
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラークライスラー・アーゲー	ドイツ	スマート・フォーフォーの生産中止に関する契約	契約締結日 平成18年6月27日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三菱商事株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三菱地所株式会社 日本通運株式会社	日本 日本 日本 日本 日本 日本	株式売買契約 三菱オートクレジット・リース株式会社の株式の譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年8月31日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラークライスラー・アーゲー	ドイツ	インドネシア事業再編に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日 平成19年3月2日修正
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三菱ふそうトラック・バス株式会社 ピーティー・クラマ・ユダ MCオートモービルホールディング・ピーヴィー	日本 インドネシア オランダ	ピーティー・クラマ・ユダ・ティガ・ベルリアン・モーターズ株式のMCオートモービルホールディング・ピーヴィー及びピーティー・クラマ・ユダから当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日 平成19年3月2日修正
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラークライスラー・アーゲー 三菱ふそうトラック・バス株式会社	ドイツ 日本	ピーティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチャリング株式の当社からの三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日 平成19年3月2日修正

(2) 技術援助契約・供給契約

契約会社名	相手方		契約の内容	契約期間 (契約締結日)
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	現代自動車株式会社	韓国	コンポーネント供給契約 乗用車用各種部品の供給契約	平成9年8月から継続中
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ペルサハーン・オート モビル・ナショナル・ ベルハッド	マレーシア	マレーシア国民車プロジェクトにおける 下記契約 車両開発に関する技術援助契約 エンジン製造に関する技術援助契約 トランスミッション製造に関する技術 援助契約 鋳造に関する技術援助契約 部品供給契約	平成元年11月から継続中 平成元年3月から継続中 平成3年3月から継続中 平成4年12月から継続中 平成9年11月から継続中
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロエ ン・オートモビルズ・ エス・エイ	フランス	エンジンに関する技術援助契約	平成11年1月から継続中
三菱自動車工業株式会社 (当社)	マツダ株式会社	日本	国内向け商用車OEM供給受け契約 (供給期間：平成19年8月31日まで)	契約締結日 平成11年6月18日 平成14年5月31日修正
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社	日本	日産自動車株式会社への軽商用車OEM 供給に関する契約 (供給期間：平成15年10月から4年間)	製品供給終了まで (平成15年8月29日締結)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	スマート・ジーエムビ ーエイチ	ドイツ	当社からスマート・ジーエムビーエイチ への1リットル ガソリンエンジンの供 給契約 (供給期間：平成18年から)	契約締結日 平成15年10月22日 平成17年10月21日修正
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロエ ン・オートモビルズ・ エス・エイ	フランス	プジョー・シトロエン・オートモビル ズ・エス・エイへの車両OEM供給に関 する契約 (供給期間：平成19年7月から)	平成25年6月末まで (平成17年7月11日締結)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社	日本	日産自動車株式会社への軽乗用車OEM 供給に関する契約 (供給期間：平成18年9月から)	製品供給終了まで (平成18年8月4日締結)

(3) 取締役及び監査役の責任限定契約

契約会社名	相手方		契約の内容	契約期間 (契約締結日)
	名称	国籍		
三菱自動車工業株式会社 (当社)	佐々木 幹夫	日本	会社法第423条第1項に定める責任について、600万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約	契約締結日 平成14年6月25日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	矢嶋 英敏	日本	会社法第423条第1項に定める責任について、1,200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約	契約締結日 平成17年7月28日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三木 繁光	日本	会社法第423条第1項に定める責任について、840万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約	契約締結日 平成18年7月3日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	菅 宏	日本	会社法第423条第1項に定める責任について、840万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約	契約締結日 平成18年7月3日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	岡本 行夫	日本	会社法第423条第1項に定める責任について、1,560万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約	契約締結日 平成18年7月3日

(注) 当連結会計年度において、変更及び終了した重要な契約は次のとおりである。

1. 当社、三菱商事株式会社及びダイヤモンドリース株式会社間にて締結した平成18年3月17日付三菱オートクレジット・リース株式会社及びダイヤモンドオートリース株式会社の事業再編に関する基本合意書は、平成18年6月30日に、手続等、その内容を変更した。
2. 当社、日産自動車株式会社間にて締結した平成17年4月18日付日産自動車株式会社への軽乗用車OEM供給に関する契約は、目的達成により終了した。
3. 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成18年3月30日付スマート・フォーフォーのネザーランズ・カー・ビー・ブイにおける生産早期中止に関する拘束力のないタムシートは、平成18年6月27日に終了した。
4. 当社、ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ダイムラークライスラー・アーゲー及びスマート・ジーエムビーエイチ間にて締結した平成13年10月12日付包括協業契約は、平成18年6月27日終了した。
5. 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成14年7月11日付エムディーシー・パワー株式会社をドイツに設立(当社出資比率50%)し、ガソリンエンジン生産を行うことに関する契約は、合弁契約について終了し、エムディーシー・パワー株式会社の当社持分をダイムラークライスラー・アーゲーに売却した。なお、ガソリンエンジン生産に関する協業契約は継続している。
6. 当社、プロトン・ホールディングス・ベルハッド間にて締結した平成18年2月3日付開発・生産における新たな協業提携の検討に関する覚書は、平成19年2月2日に期間満了により終了した。
7. 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成18年10月30日付インドネシア事業再編に関する契約は、平成19年3月2日に、期間等、その内容を変更した。
8. 当社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、ピーティー・クラマ・ユダ及びMCオートモービルホールディング・ビーヴィー間にて締結した平成18年10月30日付ピーティー・クラマ・ユダ・ティガ・ベルリアン・モーターズ株式のMCオートモービルホールディング・ビーヴィー及びピーティー・クラマ・ユダから当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約は、平成19年3月2日に、期間等、その内容を変更した。
9. 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー及び三菱ふそうトラック・バス株式会社間にて締結した平成18年10月30日付ピーティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチャリング株式の当社からの三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約は、平成19年3月2日に、期間等、その内容を変更した。

6【研究開発活動】

「走る歓び」と「確かな安心」そして「環境への貢献」を、当社グループが実現すべき企業理念として、以下のよう積極的に研究開発を行なっている。

- ・「走る歓び」：四輪統合制御技術（All Wheel Control）を核とした、高度な走行制御技術の開発
- ・「確かな安心」：乗員と歩行者を保護する安全車体構造の開発や、車室内環境快適化技術の開発
- ・「環境への貢献」：燃費の向上・排出ガスの低減、ゼロエミッションの次世代電気自動車の開発および、リサイクル容易で有害物質を含まない車づくりへの取り組み

また、3次元CAD・衝突シミュレーション等コンピュータを活用した開発・生産システムの改革を進め、研究開発のスピードアップと製品の品質向上を推進している。

研究開発スタッフは当社グループ全体で約3,900名で、総従業員約12%に当たる。また、各主要大学、内外の研究所等との共同または委託研究を行って密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効果的に進めている。当連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は41,325百万円である。

具体的取り組みとしては、「走る歓び」の実現のため、四輪統合制御技術（All Wheel Control）の高度化をさらに進めるとともに、全域でハイレスポンスなMIVEC*1（可変バルブタイミング制御）機構付きの新開発アルミブロックエンジン、スポーティなシフト操作も可能なCVT（無段変速機）などの高性能・低燃費パワートレインのラインナップを充実させ、またアルミルーフの採用拡大などで車両の軽量化・低重心化を推進している。なお、北米向「アウトランダー」に搭載のV6 3.0Lエンジンで、軽自動車(0.66L)から3.0Lまでのエンジン4種の新世代化が完了した。

「確かな安心」を実現するため、乗員保護を一段と高める車体構造やニーエアバッグ、むち打ち低減シート等の開発の他、衝突時に歩行者を保護する技術開発にも取り組んでいる。また、予防安全としては、止まる、曲がるという車本来の基本性能の向上と、エレクトロニクス技術を用いてカーブでの横滑り事故を防止するASC*2（アクティブスタビリティ制御）システムの採用拡大や、車両周辺の死角を補うマルチアラウンドモニターなどの運転支援技術の開発に取り組んでいる。そのほか、軽乗用車にも採用した電動スライドドアの開発や、車室内環境快適化技術として、消臭天井、アレルゲン除去フィルタ、安全なシート生地、紫外線・赤外線カットガラスなどの快適なドライブをサポートし、お客様に安心を提供する技術を開発している。

「環境への貢献」の実現のため、国内2010年燃費基準への対応や、低排出ガス車認定制度への対応を進めている。また、米国CAFÉ（企業平均燃費）規制強化、加州ZEV（ゼロエミッション車）規制、欧州CO₂排出量自主目標への対応も推進するとともに、クリーンディーゼルエンジンや代替燃料対応車の研究開発も推進している。さらに、究極の環境対応技術として、小型・高性能モータと、大容量の「リチウムイオン電池」をコア技術とした次世代型電気自動車の技術開発を推進し、「環境の世紀」にふさわしいクルマづくりを目指している。リサイクル・省資源については、環境負荷低減と資源の有効活用の観点から、当社独自の「リサイクル設計ガイドライン」に基いた3R設計（Reduce, Reuse, Recycle）を積極的に取り入れ、環境にやさしくかつ、リサイクルが容易な車作りを推進している。

商品品質に関しては、開発の各段階で品質造り込み状況の確認を行うクオリティーゲートシステムを適用した「Mitsubishi Motors Development System（MMDS）」により、品質を第一優先とした開発に取り組んでいる。

平成18年4月から平成19年3月にかけて発売した主な新商品は次のとおりである。

1. 未来型スモール「i（アイ）」に、自然吸気（N/A）エンジン搭載モデルを追加発売。当モデルは、平成17年排出ガス基準75%低減レベルと平成22年度燃費基準を達成している。
2. ボンネット型軽乗用車としては初の電動スライドドアや、歩行者保護法規対応を盛り込んだボンネット形状などを採用した新型「eKワゴン」を発売。「eKスポーツ」も歩行者保護法規対応を採用した。一部車種では、平成17年排出ガス基準の75%低減レベルと燃費についても平成22年度燃費基準を達成した。
3. エンジンの高性能化、5MT搭載など、本格的なスポーツドライビングが楽しめる「コルトRALLIART Version-R」を発売。
4. 従来モデルに対して、さらなる性能向上と質感の向上を図った「ランサーエボリューションIX MR」（GSR/R S）、「ランサーエボリューションワゴンMR」（GT/GT-A）を発売した。
5. タイ及び欧州での販売が好調なタイ生産のアーバンスポーツピックアップ「トライトン」を、日本国内でも発売。国内メーカーで新車販売される唯一のピックアップとなった。

6. オールラウンドSUV(多目的本格4WD)「パジェロ」をフルモデルチェンジし、4代目となる新型「パジェロ」を発売。従来モデルに対して機能装備の充実による走破性の向上を図るとともに、安全性能面でも装備の充実を図り、自動車アセスメント試験(社内試験結果)ではトップレベルの安全性能を確保した。また全車、平成17年基準排出ガス50%低減レベルを達成した。
7. ワンボックスミニバン「デリカ」をフルモデルチェンジし、5代目となる新型「デリカD:5」を発売。当社のオールホイールコントロール思想に基く電子制御4WDの採用や、乗員保護のためのボディー剛性を向上させた環状骨格構造「リブボーンフレーム」などを採用した。また、平成17年基準排出ガス75%低減レベルと平成22年度燃費基準+10%を達成し、全車グリーン税制に適合した。

注) *1: Mitsubishi Innovative Valve timing Electric Control

*2: Active Stability Control

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態及び経営成績の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容である。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成している。この連結財務諸表の作成に当り、連結会計年度末日における資産・負債の計上および偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収益・費用の計上に影響を与える見積りおよび仮定設定を行っている。これらの見積りは、過去の実績や合理的と考えられる方法に基づき行われているが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合がある。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているが、特に次の重要な会計方針が当社グループの連結財務諸表における重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えている。

①製品保証引当金

当社グループは、製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。実際の製品不良率または修理コストが見積りと異なる場合、アフターサービス費用の見積額の修正が必要となる可能性がある。

②貸倒引当金

当社グループは、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。経済状況の変化等により顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合には、追加引当が必要となる可能性がある。米国の金融連結子会社では、保有している販売金融債権をその保有目的に応じて満期保有目的および販売目的に区別している。満期保有目的の販売金融債権については、将来の回収不能見込額を貸倒引当金として計上しており、また、販売目的の販売金融債権は、将来の見込キャッシュ・フローを基礎に時価を算定し、取得原価と時価との差額を貸倒引当金として計上している。従って、将来、回収不能見込額または見込キャッシュ・フローの算定の前提条件が変わった場合等、将来の損益に影響を与えることがある。

③退職給付費用及び債務

従業員退職給付費用および債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されている。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率および年金資産の長期収益率などが含まれている。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす。

④オペレーティング・リース資産及びパイバック資産の評価

米国の連結子会社は、オペレーティング・リース取引およびパイバック取引を行っている。これらの取引は、契約終了時に顧客が車両を返却した場合、中古車市場でこれを売却している。連結会計年度末日時点における当該資産は、償却原価または中古車市場相場の価額のいずれか低い方で評価しているが、実際に中古車を売却した時点で売却価額が大きく変動した場合、将来の損益に影響を与えることがある。

⑤繰延税金資産の評価

当社グループでは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を控除し、純額を計上している。評価性引当金は、将来の課税所得およびタックスプランニング等を勘案し算定しており、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上している。また、繰延税金資産の計上金額を上回る繰延税金資産を将来回収できると判断した場合、繰延税金資産への調整により当該判断を行った期間に利益を増加させることとしている。

⑥投資有価証券の評価

当社グループは、価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式を保有している。当社グループは、投資有価証券の評価を一定期間ごとに見直し、その評価が取得原価または減損後の帳簿価額を一定率以上下回った場合、減損処理を実施している。将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の帳簿価額に反映されていない損失または帳簿価額の回収不能が発生した場合、減損処理の実施が必要となる可能性がある。

⑦固定資産の減損

当社グループは、固定資産の減損会計の適用に際し、資産を工場単位または事業拠点単位等にグルーピングし、各グループの単位で将来キャッシュ・フローを見積っている。将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳簿価額を減額している。将来この回収可能価額が減少した場合、減損損失が発生し、損益に影響を与えることがある。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の連結売上高は、2兆2,029億円（前年度比828億円、3.9%増収）となった。

営業利益は、402億円（同334億円増益）となった。対前年度比の増益要因としては、販売台数・車種ミックスの変動、為替が円安に推移したこと、米国販売金融事業の損益改善やコスト低減等である。

経常利益は、185億円（同363億円改善）となった。対前年度比の改善要因としては、主に営業利益の増益等である。

当期純利益は、87億円（同1,009億円改善）となった。対前年度比の改善要因としては、経常利益の改善、減損損失の減少、前年度計上した構造改革損失の解消、不動産信託契約終了に伴う清算益等である。

(3) 資本の財源及び資金の流動化についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが、税金等調整前当期純利益の改善などにより、前年度比1,079億円の収入が増加し、1,623億円の収入となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少、不動産信託終了に伴う匿名組合清算による収入の増加などにより、前年度比388億円の支出が減少し、460億円の支出となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期及び長期借入金の返済による支出が、長期借入れによる収入を上回ったこと等により、前年度比77億円の支出が減少し、113億円の支出となった。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、3,643億円となり、期首残高に比べ1,162億円増加した。

(4) 「三菱自動車再生計画」及び今後の方針について

「第2 3. 対処すべき課題」の記載を参照。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、新商品・新技術の開発研究設備及び新商品の生産設備ならびに販売設備を中心に総額676億円の投資を実施した。

会社名	設備投資の内容	投資金額 (百万円)
当社	乗用車生産設備 他	29,170
	乗用車開発研究設備 他	2,998
	自動車販売拠点設備 他	4,306
	その他	3,565
	計	40,040
自動車及び部品販売会社（38社）	自動車及び部品販売拠点設備	6,000
パジェロ製造株式会社	自動車及び部品生産設備 他	1,903
その他国内子会社（5社）	部品生産・開発研究・輸送設備 他	3,527
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・ インク 他5社	自動車販売拠点設備 他	8,126
三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ ブイ 他8社	自動車販売拠点設備 他	1,158
ネザーランズ・カー・ビー・ブイ	乗用車生産設備 他	518
三菱・モーターズ・オーストラリア・ リミテッド 他5社	自動車販売拠点設備及び自動車生産設備 他	414
三菱・モーターズ（タイランド）・ カンパニー・リミテッド 他2社	自動車販売拠点設備及び自動車生産設備 他	4,283
その他海外子会社（9社）	自動車販売拠点設備 他	1,580
合 計		67,555

- (注) 1. 上記金額は消費税等を含んでいない。
2. なお、上記投資金額のほか、金融事業（三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク他11社）等のオペレーティングリース車両投資として14,176百万円を実施した。
3. 投資金額には、無形固定資産、長期前払費用を含めている。
4. 上記以外にネザーランズ・カー・ビー・ブイにおけるリース生産設備の買取17,437百万円がある。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

区分	会社名(所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地		その他		合計
						面積 (千㎡)	金額			
生産 設備	名古屋製作所 (愛知県岡崎市 他)	自動車事業	乗用車生産 設備	5,774	5,349	(2) [9] 458	416	4,752	16,293	1,843
	パワートレイン製作所 (京都市右京区 他)	自動車事業	自動車用エ ンジン生産 設備	8,860	26,265	(5) [44] 415	6,094	2,656	43,877	1,737
	水島製作所 (岡山県倉敷市)	自動車事業	乗用車生産 設備	10,373	41,057	(63) [22] 834	2,606	8,980	63,018	4,573
その 他の 設備	乗用車技術センター (愛知県岡崎市、 京都市右京区 他) (注) 4	自動車事業	乗用車開発 研究設備	12,515	5,384	(2) [0] 10,612	11,083	1,994	30,977	2,602
	部品センター (愛知県海部郡、 大阪府高槻市 他)	自動車事業	部品の供給 管理設備	3,156	484	(353) [9] —	—	106	3,747	74
	モータープール (名古屋市港区、 岡山県倉敷市 他)	自動車事業	車両の保管 設備	855	50	(578) [30] 224	4,918	3	5,828	—
	厚生施設 (愛知県岡崎市 他)	自動車事業	社員寮、社 宅 他	3,792	25	(302) [2] 110	4,337	158	8,314	—
	販売会社拠点 (東京都大田区、 大阪府寝屋川市 他)	自動車事業	乗用車販売 会社拠点	3,254	1	(69) [159] 102	9,884	12	13,153	—
	その他 (川崎市高津区 他)	自動車事業	社員研修施 設 他	2,097	1,813	(103) [20] 60	4,224	1,025	9,161	1,588

(注) 1. () 内の数字は貸借中の土地面積で外数表示している。

2. [] 内の数字は賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含んでいる。)

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定である。なお、金額には消費税等を含まない。

4. 乗用車技術センターのうち、京都市右京区の土地の面積、金額はパワートレイン製作所の中に含めている。

(2) 国内子会社

会社名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
東京三菱自動車販売 株式会社 他 販売会 社 37社 (東京都目黒区 他)	自動車事業	自動車及び部品 販売拠点設備	16,209	3,643	(525) [38] 541	24,155	371	44,380	6,864
パジェロ製造株式会 社 (岐阜県加茂郡)	自動車事業	自動車及び部品 生産設備 他	3,816	4,610	(67) 162	1,986	198	10,611	898
三菱自動車エンジニ アリング株式会社 (愛知県岡崎市)	自動車事業	自動車及び部品 の設計・試験設 備 他	280	3	(4) 3	577	46	907	1,232
三菱自動車ロジステ ィクス株式会社 (東京都港区)	自動車事業	自動車輸送保管 設備 他	373	0	(1) 56	1,733	5	2,113	180
その他国内子会社 3社 (東京都品川区 他)	自動車事業	部品生産・開発 研究 他	1,999	2,249	(61) 97	1,442	5,035	10,727	1,071

(注) 1. () 内の数字は貸借中の土地面積で外数表示している。

2. [] 内の数字は賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含んでいる。)

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定である。なお、金額には消費税等を含まない。

(3) 在外子会社

会社名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
三菱・モーターズ・ ノース・アメリカ・ インク (米国) 他5社	自動車事業	自動車販売拠点 設備 他	14,679	24,963	(236) [369] 3,366	4,392	36,423	80,459	2,434
三菱・モーターズ・ クレジット・オブ・ アメリカ・インク (米国) 他11社	金融事業	リース車両資産 他	127	38,793	255	173	0	39,096	82
三菱・モーターズ・ ヨーロッパ・ビー・ブイ (オランダ) 他8社	自動車事業	自動車販売拠点 設備 他	1,463	1,887	111	850	842	5,044	693
ネザーランド・カー・ ビー・ブイ (オランダ)	自動車事業	乗用車生産設備 他	16,463	19,361	861	8,083	21,112	65,021	1,736
三菱・モーターズ・ オーストラリア・ リミテッド (オーストラリア) 他5社	自動車事業	自動車販売拠点 設備 他	4,884	11,072	7,438	1,812	251	18,021	1,140
三菱・モーターズ (タイランド)・ カンパニー・リミテッド (タイ) 他2社	自動車事業	自動車販売拠点 設備 他	4,785	23,490	(553) 99	1,671	1,551	31,499	3,596
その他在外子会社9社	自動車事業	自動車販売拠点 設備 他	3,706	1,163	(67) [34] 625	4,050	390	9,312	1,396

- (注) 1. () 内の数字は貸借中の土地面積で外数表示している。
2. [] 内の数字は賃貸中の土地面積で内数表示している。(転貸中のものも含んでいる。)
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定である。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資は、原則的に連結会社が個別に策定しているが、グループ全体で重複あるいは過剰な投資とならないよう当社を中心に調整を図っている。

当社グループの設備投資の主要なものは、自動車事業における自動車及び自動車部品生産設備の新設・改修であり、翌連結会計年度（平成19年度）1年間の設備投資計画（新設・改修）は、818億円である。自動車事業の当社及び連結子会社別の設備投資計画の内訳は下表のとおりである。

（注）上記金額は、平成19年3月末計画金額で、消費税等を含まない。

会社名	設備の内容	計画金額 (百万円)	資金調達方法
当社	乗用車生産設備 他	29,900	自己資金及び借入金
	乗用車開発研究設備 他	3,300	
	自動車販売拠点設備 他	4,200	
	その他	7,100	
	計	44,500	
自動車及び部品販売会社（38社）	自動車及び部品販売拠点設備	5,800	自己資金及び借入金
パジェロ製造㈱	自動車及び部品生産設備 他	1,100	自己資金及び借入金
その他国内子会社（5社）	自動車及び部品の設計・試験設備 他	1,300	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・ インク 他17社	自動車販売拠点設備 他	7,300	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー ブイ 他8社	自動車販売拠点設備 他	400	自己資金及び借入金
ネザーランズ・カー・ビーブイ	乗用車生産設備 他	2,800	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ・オーストラリア・ リミテッド 他5社	自動車販売拠点設備及び自動車生産 設備 他	900	自己資金及び借入金
三菱・モーターズ(タイランド)・カン パニー・リミテッド 他2社	自動車販売拠点設備及び自動車生産 設備 他	16,000	自己資金及び借入金
その他海外子会社(9社)	自動車販売拠点設備 他	1,700	自己資金及び借入金
合 計		81,800	

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注) 「発行可能株式総数」欄には、平成19年3月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月25日) (注)1	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	5,491,516,544	5,491,516,544	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
第1回A種優先株式	73,000	73,000	—	(注)2, 9
第2回A種優先株式	30,000	30,000	—	(注)3, 9
第3回A種優先株式	1,000	1,000	—	(注)4, 9
第1回G種優先株式	130,000	130,000	—	(注)5, 9
第2回G種優先株式	168,393	168,393	—	(注)6, 9
第3回G種優先株式	10,200	10,200	—	(注)7, 9
第4回G種優先株式	30,000	30,000	—	(注)8, 9
計	5,491,959,137	5,491,959,137	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減及び新株予約権の行使による増加は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、（II）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数-自己株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数-自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行} \\ \text{普通株式数}}{1 \text{株当たりの時価}}}$$

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限を30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(既発行普通株式数-自己株式数)} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{(既発行普通株式数-自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数}}$$

1株当たりの時価

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余権株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりである。

① 平成14年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,088	1,088
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,088,000	1,088,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	173	173
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 173 資本組入額 87	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注)2	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込に関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の変更は、優先株の普通株への転換による調整のためである。その調整式については、

(7) [ストックオプション制度の内容]の(注)2.を参照。

2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

(3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は社員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を任期満了により退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。

(4) 上記のほか、新株予約権割当契約で新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

② 平成15年6月25日定時株主総会決議

平成16年5月27日の取締役会決議にて、平成15年6月25日定時株主総会決議による新株予約権は発行しないこととした。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成14年4月1日 至平成15年3月31日 (注) 1.	13,275,310	1,483,438,934	—	252,201,223	4,410,962	225,227,958
自平成15年4月1日 至平成16年3月31日 (注) 2.	—	1,483,438,934	—	252,201,223	△197,179,270	28,048,688
平成16年6月25日 第1回A種優先株式 (注) 3.	130,000	130,000	82,500,000	334,701,223	82,500,000	110,548,687
平成16年6月25日 第2回A種優先株式 (注) 4.	35,000	35,000				
平成16年6月29日 第1回G種優先株式 (注) 5.	130,000	130,000	65,000,000	399,701,223	65,000,000	175,548,687
平成16年7月16日 普通株式 (注) 6.	740,000,000	2,223,438,934	100,500,000	500,201,223	100,500,000	276,048,687
平成16年7月16日 第3回A種優先株式 (注) 7.	1,000	1,000				
平成16年7月16日 第1回B種優先株式 (注) 8.	42,000	42,000				
平成16年7月16日 第2回B種優先株式 (注) 9.	42,000	42,000				
平成16年7月16日 第3回B種優先株式 (注) 10.	42,000	42,000				

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成16年8月10日 至平成17年3月9日 普通株式(注)11.	938,861,287	3,162,300,221	—	500,201,223	—	276,048,687
平成17年3月10日 普通株式 (注)12.	1,015,446,000	4,177,746,221	136,999,692	637,200,915	136,999,692	413,048,379
平成17年3月10日 第2回G種優先株式 (注)13.	168,393	168,393				
平成17年3月22日 第3回G種優先株式 (注)14.	10,200	10,200	5,100,000	642,300,915	5,100,000	418,148,379
自平成17年3月10日 至平成17年3月31日 普通株式(注)15.	76,248,991	4,253,995,212	—	642,300,915	—	418,148,379
自平成16年8月10日 至平成17年1月20日 第1回B種優先株式 (注)16.	△42,000	—	—	642,300,915	—	418,148,379
自平成16年8月16日 至平成17年3月31日 第2回B種優先株式 (注)17.	△31,000	11,000	—	642,300,915	—	418,148,379
自平成16年8月30日 至平成17年3月31日 第3回B種優先株式 (注)18.	△1,400	40,600	—	642,300,915	—	418,148,379
自平成18年1月31日 第4回G種優先株式 (注)19.	30,000	30,000	15,000,000	657,300,915	15,000,000	433,148,379
自平成17年4月1日 至平成18年3月12日 普通株式 (注)20.	1,237,073,332	5,491,068,544	—	657,300,915	—	433,148,379
自平成17年4月1日 至平成17年12月8日 第2回B種優先株式 (注)21.	△11,000	—	—	657,300,915	—	433,148,379

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成17年4月1日 至平成17年12月8日 第3回B種優先株式 (注) 22.	△40,600	—	—	657,300,915	—	433,148,379
自平成17年12月12日 至平成18年3月10日 第1回A種優先株式 (注) 23.	△57,000	73,000	—	657,300,915	—	433,148,379
自平成17年12月12日 至平成18年1月10日 第2回A種優先株式 (注) 24.	△5,000	30,000	—	657,300,915	—	433,148,379
自平成17年4月1日 至平成18年3月31日 普通株式 (注) 25.	384,000	5,491,452,544	36,048	657,336,963	35,784	433,184,163
自平成18年4月1日 至平成19年3月31日 普通株式 (注) 26.	64,000	5,491,516,544	5,568	657,342,531	5,512	433,189,675

- (注) 1. 平成14年度(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)の増加は、平成14年11月19日に水菱プラスチック株式会社及び水島工業株式会社を株式交換により完全子会社化した際の新株発行(9,416,770株)及び平成15年3月20日にパジェロ製造株式会社を株式交換により完全子会社化した際の新株発行(3,858,540株)による増加である。
2. 平成15年度(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)の減少は、欠損てん補によるものである。
3. 平成16年6月25日付で三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行(平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となった。)及び三菱信託銀行株式会社(平成17年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社になった。)に対する第三者割当増資により第1回A種優先株式130,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
4. 平成16年6月25日付で中華汽車工業股份有限公司、東京海上火災保険株式会社(平成16年10月1日付で日動火災海上保険株式会社と合併し、東京海上日動火災保険株式会社となった。)、明治安田生命保険相互会社その他三菱グループ会社5社に対する第三者割当増資により第2回A種優先株式35,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
5. 平成16年6月29日付で株式会社東京三菱銀行(平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となった。)及び三菱信託銀行株式会社(平成17年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社となった。)に対する第三者割当増資により第1回G種優先株式130,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
6. 平成16年7月16日付でフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社に対する第三者割当増資により普通株式740,000,000株を発行価額100円、資本組入額50円で発行した。
7. 平成16年7月16日付で新日本石油株式会社に対する第三者割当増資により第3回A種優先株式1,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。

8. 平成16年7月16日付でジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッドに対する第三者割当増資により第1回B種優先株式42,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
9. 平成16年7月16日付でジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッドに対する第三者割当増資により第2回B種優先株式42,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
10. 平成16年7月16日付でジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッドに対する第三者割当増資により第3回B種優先株式42,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
11. 第1回B種優先株式の普通株式への転換により573,454,269株、第2回B種優先株式の普通株式への転換により349,315,065株及び第3回B種優先株式の普通株式への転換により16,091,953株増加した。
12. 平成17年3月10日付で三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社東京三菱銀行（平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となった。）に対する第三者割当増資により普通株式1,015,446,000株を発行価額104円、資本組入額52円で発行した。
13. 平成17年3月10日付で三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社東京三菱銀行（平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となった。）に対する第三者割当増資により第2回G種優先株式168,393株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
14. 平成17年3月22日付で三菱信託銀行株式会社（平成17年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社になった。）に対する第三者割当増資により第3回G種優先株式10,200株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
15. 第2回B種優先株式の普通株式への転換により76,248,991株増加した。
16. 普通株式への転換により42,000株減少した。第1回B種優先株式は、平成17年1月20日までに全て普通株式に転換された。
17. 普通株式への転換により31,000株減少した。
18. 普通株式への転換により1,400株減少した。
19. 平成18年1月31日付で三菱商事株式会社に対する第三者割当増資により第4回G種優先株式30,000株を発行価額1,000,000円、資本組入額500,000円で発行した。
20. 第1回A種優先株式の普通株式への転換により527,777,776株、第2回A種優先株式の普通株式への転換により46,296,296株、第2回B種優先株式の普通株式への転換により161,764,697株及び第3回B種優先株式の普通株式への転換により501,234,563株増加した。
21. 普通株式への転換により11,000株減少した。第2回B種優先株式は、平成17年12月8日までに全て普通株式へ転換された。
22. 普通株式への転換により40,600株減少した。第3回B種優先株式は、平成17年12月8日までに全て普通株式へ転換された。
23. 普通株式への転換により57,000株減少した。
24. 普通株式への転換により5,000株減少した。
25. 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の新株予約権の行使により資本金が36,048千円増加し、資本金残高は657,336,963千円に、資本準備金は35,784千円増加し、資本準備金残高は433,184,163千円となった。
26. 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新株予約権の行使により資本金が5,568千円増加し、資本金残高は657,342,531千円に、資本準備金は5,512千円増加し、資本準備金残高は433,189,675千円となった。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	71	79	3,054	217	191	440,800	444,412	—
所有株式数（単元）	0	553,912	59,595	1,805,281	141,523	926	2,929,945	5,491,182	334,544
所有株式数の割合（%）	0.00	10.09	1.09	32.88	2.58	0.02	53.36	100	—

（注）上記「その他の法人」の中には証券保管振替機構名義の株式が1,109単元含まれており、また株主名簿上の自己株76,934株は、「個人その他」に76単元及び「単元未満株式の状況」に934株含まれている。なお、上記自己株式はすべて実質保有株式である。

② 第1回A種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	2	0	0	0	4	—
所有株式数（単元）	0	43,000	0	30,000	0	0	0	73,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	58.90	0.00	41.10	0.00	0.00	0.00	100	—

③ 第2回A種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	5	1	0	0	8	—
所有株式数（単元）	0	17,000	0	8,000	5,000	0	0	30,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	56.67	0.00	26.67	16.67	0.00	0.00	100	—

④ 第3回A種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑤ 第1回G種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	2	0	0	0	0	0	2	—
所有株式数（単元）	0	130,000	0	0	0	0	0	130,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑥ 第2回G種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	1	0	2	0	0	0	3	—
所有株式数（単元）	0	137,264	0	31,129	0	0	0	168,393	0
所有株式数の割合（%）	0.00	81.51	0.00	18.48	0.00	0.00	0.00	100	—

⑦ 第3回G種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	1	0	0	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	10,200	0	0	0	0	0	10,200	0
所有株式数の割合（%）	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100	—

⑧ 第4回G種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1	—
所有株式数（単元）	0	0	0	30,000	0	0	0	30,000	0
所有株式数の割合（%）	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100	—

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	839,942	15.30
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	774,768	14.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	268,763	4.89
エムエルピーエフエスカスト ディー	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング (常任代理人：メリルリンチ日本証券株式 会社)	47,640	0.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	47,611	0.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号 (常任代理人：日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	32,106	0.58
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	31,114	0.57
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	28,868	0.53
三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	24,149	0.44
三菱自動車取引先持株会	東京都港区芝五丁目33番8号	20,234	0.37
計	—	2,115,197	38.52

- (注) 1. 平成17年12月14日付にて、三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、米国三菱重工業株式会社、三菱重工環境エンジニアリング株式会社、株式会社リョーイン、三菱重工工事株式会社(平成18年4月1日付にて、三菱重工橋梁エンジニアリング株式会社(社名変更)、三菱重工プラント建設株式会社、株式会社春秋社、関東菱重興産株式会社(平成18年10月1日付にて、菱重エステート株式会社に社名変更)、名古屋菱重興産株式会社、近畿菱重興産株式会社、東中国菱重興産株式会社、広島菱重興産株式会社及び西日本菱重興産株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成19年3月31日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は868,660千株である。
2. 平成17年10月11日付にて三菱商事株式会社から変更報告書が提出されている。平成19年3月31日現在、同社の所有株式数の合計は774,768千株である。
3. 平成19年1月4日付にて株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱セキュリティーズインターナショナル及び三菱UFJ投信株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成19年3月31日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は308,063千株である。

② 第1回A種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	33	45.21
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	18	24.66
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	12	16.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10	13.70
計	—	73	100.00

③ 第2回A種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	10	33.33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	7	23.33
チャイナモーターインベスト メントカンパニーリミテッド	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部 (常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行)	5	16.67
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2.5	8.33
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	2.5	8.33
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1	3.33
三菱化学株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	1	3.33
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	1	3.33
計	—	30	100.00

④ 第3回A種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番12号	1	100.00
計	—	1	100.00

⑤ 第1回G種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	90	69.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	40	30.77
計	—	130	100.00

⑥ 第2回G種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	137.264	81.51
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	18.654	11.08
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	12.475	7.41
計	—	168.393	100.00

⑦ 第3回G種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10.2	100.00
計	—	10.2	100.00

⑧ 第4回G種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	30	100.00
計	—	30	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 30,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	(注) 1.
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 76,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,491,106,000 (注) 2.	5,491,106	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 334,544 (注) 3.	—	同上
発行済株式総数	5,491,959,137	—	—
総株主の議決権	—	5,491,106	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 9. を参照。

- 「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式1,109,000株 (議決権の数1,109個) が含まれている。
- 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式934株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	76,000	—	76,000	0.00
計	—	76,000	—	76,000	0.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用している。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権を発行する方法によるものである。

平成14年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、執行役員25名、従業員80名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	取締役550千株、執行役員788千株、従業員656千株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使及び既に発行されている転換社債の転換の場合は、行使価額の調整は行わない。
2. 優先株の普通株への転換が発生した場合、行使価額の調整は発生の都度ではなく発生月翌月に1回のみ行うこととし、発生月の月末日時点の行使価額を当該月の翌月15日より適用する。
発生月の月末日以降翌月15日までの間に、他の事由による普通株式新規発行が生じた場合は、かかる事由による行使価額の調整をおこなう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】旧商法221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,743	827,316
当期間における取得自己株式	634	117,422

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	76,934	—	77,568	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして考えている。自動車業界においては、世界市場での販売競争の熾烈化や環境対応の一層の推進など、企業が存続、発展するための資金需要も大きいため、キャッシュ・フローと業績を総合的に考慮し、株主の皆様へ成果の配分を安定的に維持することを基本方針としている。

また、毎事業年度における配当回数については、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としている。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

然しながら、当年度の損益状況により、当期の配当については無配とさせていただいた。今後は、早急に株主の皆様の期待に応えられるよう、「三菱自動車再生計画」を確実に達成し、体質の強化・転換、財務体質の強化に向け努力していく所存である。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	416	310	334	363	258
最低(円)	211	206	76	127	180

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高(円)	218	215	205	204	203	195
最低(円)	197	195	196	196	181	180

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
(代表取締役) 取締役会長		西岡 喬	昭和11年5月3日生	昭和34年4月 新三菱重工業株式会社入社 平成4年6月 三菱重工業株式会社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社取締役副社長 平成11年6月 同社取締役社長 平成12年6月 当社取締役兼務 平成15年6月 三菱重工業株式会社取締役 会長(現) 平成17年1月 当社取締役会長兼務(現) <主要な兼職> 三菱重工業株式会社取締役会長	(注)3	30
(代表取締役) 取締役社長	企業倫理担当役員	益子 修	昭和24年2月19日生	昭和47年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年4月 同社自動車事業本部自動車 第一ユニットマネージャー 平成15年4月 同社執行役員、自動車事業本部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年1月 当社取締役社長(現)	(注)3	16
(代表取締役) 取締役副社長	事業再生推進担当 経営企画・商品戦 略・環境・管理統 括部門担当	春日井 露	昭和21年8月1日生	昭和46年4月 三菱重工業株式会社入社 平成11年10月 同社神戸造船所副所長 平成14年5月 同社工作機械事業部長 平成15年6月 同社取締役 平成17年3月 当社常務執行役員 平成17年4月 当社常務執行役員、副社長 平成17年6月 当社取締役副社長(現)	(注)3	10
(代表取締役) 常務取締役	財務統括部門担当	市川 秀	昭和21年12月8日生	昭和45年4月 株式会社三菱銀行入行 平成8年6月 株式会社東京三菱銀行産業調査 部長 平成9年1月 同行営業審査部長 平成11年6月 株式会社整理回収機構専務取締役 平成13年6月 千代田化工建設株式会社専務 取締役 平成16年6月 当社常務取締役(現)	(注)3	19
常務取締役	国内営業統括部門 担当	張 不二夫	昭和20年9月10日生	昭和44年4月 三菱自動車販売株式会社入社 昭和59年10月 当社入社 平成9年7月 当社乗用車営業本部中部地区販売 部長 平成10年6月 当社乗用車国内販売統括本部 ギャラン販売本部ギャラン西日本 販売部長 平成12年4月 当社乗用車営業本部乗用車営業 部長 平成12年6月 当社乗用車国内営業本部乗用車 営業部長 平成14年6月 近畿三菱自動車販売株式会社 取締役社長 平成16年6月 当社常務取締役(現)	(注)3	28

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	生産統括部門担当	前田 真人	昭和20年2月25日生	昭和44年4月 三菱重工業株式会社入社 昭和45年6月 当社入社 平成8年9月 ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション取締役社長 平成13年3月 当社水島製作所長 平成13年6月 当社執行役員、乗用車生産統括本部水島製作所長 平成16年6月 当社常務執行役員、生産・物流本部長 平成17年6月 当社常務取締役（現）	(注) 3	25
常務取締役	購買統括部門担当	青木 則雄	昭和24年7月23日生	昭和47年4月 三菱重工業株式会社入社 平成12年4月 同社名古屋誘導推進システム製作所資材部長 平成14年4月 同社名古屋航空宇宙システム製作所業務部長 平成15年1月 同社冷熱事業本部経営管理総括部主幹部員 平成15年4月 同社同本部副事業部長 平成17年4月 当社常務執行役員、グローバル購買本部長 平成17年6月 当社常務取締役（現）	(注) 3	14
常務取締役	休職	春成 敬	昭和23年6月18日生	昭和48年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年11月 同社自動車事業本部自動車設備・部品事業部長 平成10年4月 同社同本部自動車第三部長 平成11年10月 同社同本部自動車第二部長 平成12年7月 当社国際協業推進チームプロジェクトリーダー 平成14年3月 当社経営戦略室戦略企画室シニアエキスパート 平成14年6月 当社経営戦略本部戦略企画部長 平成15年6月 当社執行役員、経営戦略本部統括部長兼同本部戦略企画部長 平成16年6月 当社執行役員、経営戦略本部長兼同本部戦略管理部長、同本部アライアンス室長 平成16年9月 当社執行役員、経営戦略本部長兼同本部アライアンス室長 平成17年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年1月 当社常務取締役、ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー（現） <主要な兼職> ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー	(注) 3	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	商品開発統括部門 担当	相 川 哲 郎	昭和29年4月17日生	昭和53年4月 当社入社 平成12年2月 当社乗用車マーケティング戦略室 プロジェクトマネージャー 平成12年4月 当社軽四輪事業本部プロジェクト マネージャー 平成13年6月 当社乗用車開発・マーケティング 統括本部乗用車開発本部プロジェ クトマネージャー兼同統括本部ス トラテジックプロジェクトリーダ ー 平成14年6月 当社執行役員、乗用車開発本部 A&B開発センター長 平成15年5月 当社執行役員、開発本部A&B 開発センター長 平成16年2月 当社執行役員、同本部C&D開発 センター長 平成16年6月 当社常務執行役員、商品開発 本部長 平成17年6月 当社常務取締役（現）	(注)3	20
常務取締役	品質・サービス 技術統括部門担当	橋 本 光 夫	昭和24年4月12日生	昭和43年3月 三菱重工業株式会社入社 昭和45年6月 当社入社 平成12年4月 当社乗用車技術センターエンジン 実験部長 平成13年6月 当社乗用車開発・マーケティング 統括本部乗用車開発本部品質推進 部長 平成13年11月 当社乗用車開発・マーケティング 統括本部乗用車開発本部CS技術 部長兼品質保証本部プロジェクト リーダー 平成14年4月 当社乗用車開発・マーケティング 統括本部乗用車開発本部統括部長 平成14年6月 当社乗用車開発本部統括部長(開発 推進ブロック)兼CS技術部長 平成16年6月 当社執行役員、品質統括本部長 当社常務執行役員、品質統括 本部長 平成18年6月 当社常務取締役（現）	(注)3	13
常務取締役	海外営業統括部門 担当 中中ア・豪州・ NZ本部長	菊 池 一 之	昭和21年10月1日生	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年4月 同社自動車企画開発部長 平成11年10月 同社自動車事業本部副本部長 平成16年6月 当社執行役員、北米本部長 平成18年4月 当社執行役員、中中ア・豪州・ NZ本部長 平成19年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社常務取締役（現）	(注)3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		佐々木 幹夫	昭和12年10月8日生	昭和35年4月 三菱商事株式会社入社 平成4年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成10年4月 同社取締役社長 平成12年6月 当社取締役兼務(現) 平成16年4月 三菱商事株式会社取締役会長(現)	(注)3	17
取締役		矢嶋 英敏	昭和10年1月25日生	昭和34年12月 日本航空機製造株式会社入社 昭和52年6月 株式会社島津製作所入社 平成2年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長(現) 平成17年6月 当社取締役兼務(現) <主要な兼職> 株式会社島津製作所代表取締役会長	(注)3	6
監査役 (常勤)		氏田 憲秀	昭和24年5月12日生	昭和48年4月 三菱重工株式会社入社 平成11年6月 同社広島製作所資材部長 平成15年4月 同社同所副所長 平成17年1月 当社グローバル購買本部本部長 補佐 平成17年2月 当社グローバル購買本部長 平成17年4月 当社執行役員、副社長補佐 平成17年6月 当社監査役(現)	(注)4	6
監査役 (常勤)		江川 健二	昭和21年7月27日生	昭和47年4月 当社入社 平成9年10月 当社秘書室長 平成10年6月 当社総務部長兼秘書室長 平成12年2月 当社法務部長兼総務部長、秘書 室長 平成12年4月 当社法務部長 平成12年6月 当社人事・組織本部法務部長 平成14年4月 当社同本部シニアエキスパート 平成14年6月 当社同本部シニアエキスパート兼 M&A資産管理本部シニアエキス パート 平成15年6月 当社管理本部シニアエキスパート 平成16年7月 当社同本部副本部長 平成16年8月 当社同本部副本部長兼CSR推進 本部副本部長 平成16年10月 当社同本部副本部長兼CSR推進 本部副本部長、コンプライア ンス・オフィサー 平成17年6月 当社監査役(現)	(注)4	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		三木 繁光	昭和10年4月4日生	昭和33年4月 株式会社三菱銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行頭取 平成13年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長 平成13年6月 当社監査役兼務 平成15年6月 当社監査役退任 平成16年6月 当社監査役兼務(現) 株式会社東京三菱銀行取締役会長 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長(現) <主要な兼職> 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長	(注)4	—
監査役		菅 宏	昭和21年12月6日生	昭和44年7月 三菱重工業株式会社入社 平成15年6月 同社取締役、経理部長 平成17年4月 同社常務取締役 平成17年6月 同社取締役、常務執行役員(現) 平成17年6月 当社監査役兼務(現) <主要な兼職> 三菱重工業株式会社取締役、常務執行役員	(注)4	6
監査役		岡本 行夫	昭和20年11月23日生	昭和43年4月 外務省入省 平成3年4月 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役(現) 平成8年11月 内閣総理大臣補佐官 平成13年9月 内閣官房参与 平成15年4月 内閣総理大臣補佐官 平成18年6月 当社監査役兼務(現) <主要な兼職> 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役	(注)5	7
計						245

- (注) 1. 取締役 佐々木 幹夫 及び 矢嶋 英敏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」である。
2. 監査役 三木 繁光、菅 宏 及び 岡本 行夫は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。
3. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 平成18年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 上記のほか執行役員は次のとおりである。

青砥 修一	常務執行役員	経理本部長
寺尾 勝夫	常務執行役員	国内営業推進本部長兼国内営業改革推進室長
中村 義和	執行役員	C S R推進本部長
大道 正夫	執行役員	社長補佐兼C S R推進本部副本部長
松下 和也	執行役員	財務本部長兼財務統括室長
内野 州馬	執行役員	経営企画本部長
栗原 信一	執行役員	商品戦略本部長
淵田 敬三	執行役員	管理本部長兼リスクマネジメント推進チームリーダー、 情報セキュリティ管理責任者
太田 誠一	執行役員	技術開発本部長兼原価低減活動推進室長
仲西 昭徳	執行役員	デザイン本部長
黒田 浩	執行役員	生産技術本部長
松本 伸	執行役員	水島製作所長
村本 修三	執行役員	パワートレイン製作所長
熊井 久善	執行役員	国内営業企画本部長
横澤 陽一	執行役員	海外業務管理本部長
須藤 敏文	執行役員	欧州本部長
今井 道朗	執行役員	休職、ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・ リミテッド社長
落知 真人	執行役員	休職、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ会長兼CEO
二木 史郎	執行役員	休職、ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 製造部門社長兼CEO

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び具体的な取り組みは次の通りである。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

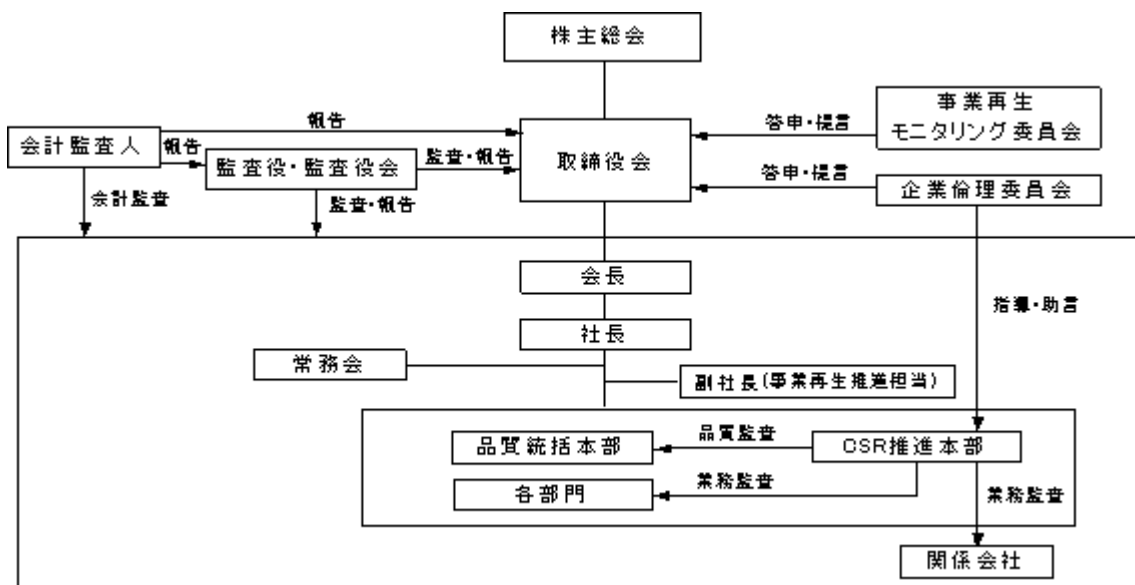
当社は、コンプライアンスの実践、ステークホルダーへの積極的な情報開示による透明性の向上、経営責任の明確化、を柱として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいく。

(2) コーポレート・ガバナンスの実施状況

① 会社の機関の基本説明

当社は、監査役・監査役会制度を採用しており、取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）、監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）の体制で構成されている（平成19年3月末現在）。

② 会社の機関・内部統制の関係を図示すると、以下のようになる。



③ 会社の機関の内容とコンプライアンス施策の実施状況

当社は、監査役・監査役会制度を採用しており、法定の機関・ガバナンス体制に加え、執行役員制度、及び諮問委員会の導入などを通じてコーポレート・ガバナンス体制を改善・強化している。

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っている。また、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の機能・責任の明確化を図っている。監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）の体制で構成されている。社内の意思決定機関として16名（取締役、執行役員、監査役）で構成される常務会を原則隔週開催し、意思決定の迅速化を図っている（平成19年3月末現在）。

このような内部でのガバナンスに加え、取締役会に対する諮問機関として、社外有識者からなる「企業倫理委員会」を平成16年6月に設置し、コンプライアンス意識の浸透に向けて、外部の目による指導・助言が働くようにした。

また、事業再生の必達に向け、三菱自動車再生計画の進捗状況をモニタリングする諮問委員会として、社外有識者及び株主5名からなる「事業再生モニタリング委員会」を平成17年4月に設置した。

コンプライアンスに関しては、対処すべき課題という認識のもと、全社的な取り組みを推進している。

（第一部 企業情報 第2. 事業の状況 3. 対処すべき課題 第5項参照）

④ 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要書類等の閲覧、内部監査部門や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社及び子会社の業務執行状況の監査を実施している。

また、監査役監査とは別に、業務執行において自ら客観的な内部監査を実施すべく、業務ラインから独立して監査を行う品質監査部及び業務監査部をCSR推進本部内に設置している。

品質監査部（平成19年3月末現在4名）は、品質統括本部が道路運送車両法をはじめ自動車の開発・生産に関する各国の諸法令に基づいた適正な業務を行っているかをモニタリングし、その結果を経営トップに逐次報告するとともに、年2回企業倫理委員会へ報告している。

一方、業務監査部（平成19年3月末現在14名）は、国内外の関係会社等を含め業務運営が適切に行われているかどうかを目的として内部監査を計画的に実施している。その中でコンプライアンス体制やリスク管理を含む内部管理体制の適切性・有効性を検証して、その結果を当社及び関係会社のトップに報告している。また、平成17年度中に、海外主要子会社内に内部監査部門を設置し、グローバルな内部監査体制を構築した。これにより、市場毎に異なる海外の特性に対応するとともに当社グループのガバナンス強化、内部統制強化に取り組んでいる。

なお、監査役は、業務監査部、品質監査部及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携強化に努めている。

⑤ 会計監査の状況

当社は、新日本監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けている。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりである。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 松村俊夫（※1）、上田雅之（※1）、武内清信（※1）、坂本邦夫（※1）

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、会計士補23名、その他7名

※1 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略している。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、特別な利害関係はない。

当事業年度末現在において、社外取締役は2名おり、佐々木幹夫氏は三菱商事株式会社の取締役会長であり、同社は主要株主である。矢嶋英敏氏は株式会社島津製作所の代表取締役会長であり、同社とは営業取引関係にある。

また、当事業年度末現在において、社外監査役は3名おり、三木繁光氏は株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役会長であり、同社は大株主である。菅 宏氏は三菱重工業株式会社の取締役、常務執行役員であり、同社は主要株主である。岡本行夫氏は株式会社岡本アソシエイツの代表取締役であり、同社とは現時点において取引関係にない。

なお、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第一部企業情報 第2事業の状況 5. 経営上の重要な契約等（3）取締役及び監査役の責任限定契約に記載のとおりである。

(3) 役員報酬の内容

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりである。

区 分		定額報酬		退職慰労金	
		支給人員(名)	支給額(百万円)	対象人員(名)	支給額(百万円)
取締役	社 内	10	289	—	—
	社 外	2	11	—	—
監査役	社 内	2	44	—	—
	社 外	3	13	—	—
合 計		17	358	—	—

(注) 当事業年度中の各月末における最高人員を記載しております。

(4) 監査報酬の内容

当社が新日本監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は次のとおりである。

区 分	報酬額(百万円)
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	109
上記以外の業務に基づく報酬	2
合 計	111

(5) リスク管理体制の整備状況

当社では、管理本部内に設置したリスクマネジメント推進チームを中心に全社的なリスク管理体制の基盤作りを進めるとともに、社内におけるリスク情報の共有化を推進している。リスク管理体制をより体系的に推し進め、かつ継続した取り組みとするために、「リスク管理規則」を制定し、また各統括部門あるいは本部に計18名（平成19年3月末時点）の「リスク管理責任者」を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図っている。

品質、環境、情報セキュリティ、訴訟、為替、安全保障貿易管理等のリスク管理については、会議体等を設置するとともに、それぞれの担当部門にて、社内規定等の制定、教育の実施を行う。

また不測の事態が発生した場合に備え、速やかに取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備している。

(6) 当社における内部統制システムの整備

会社法上、取締役会で決議することが義務付けられている「内部統制システム構築に関する基本方針」については、平成18年5月24日の取締役会にて決議している。内部統制システムの整備については、内外環境の変化に応じ不断の見直しを行い、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善・充実を図り、一層のガバナンスの強化に向け取り組んでいる。なお、決議した基本方針の概要は以下のとおりである。

① コンプライアンス

- ・「企業倫理遵守最優先宣言」とともに、行動規範として「三菱自動車企業倫理」を定め、企業倫理遵守を図る。体制としては、企業倫理担当役員（指揮のもと、企業倫理遵守を推進する本部）を設置し、また各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命するとともに、部長をコードリーダーとしてコンプライアンス・オフィサーの指揮下に置き、社員ひとりひとりへの企業倫理遵守の浸透を図る。
- ・企業倫理に関する情報を吸い上げる内部通報窓口を設置するとともに、その情報を調査し、予防・是正・再発防止に活用する。
- ・取締役会の諮問機関として社外の有識者で構成される企業倫理委員会を設置し、当社の活動を「社外の目」で指導・助言を頂き一層の企業倫理を図る。

② リスク管理

- ・業務上のリスクについては、取締役会や常務会への付議・報告基準をそれぞれ取締役会規則、常務会規則において明確に定め、それに基づき運用する。
- ・リスク管理推進担当組織を中心に全社的なリスク管理体制の整備を進める。
- ・リスク管理をより体系的に推し進め、かつ継続した取り組みとするために、各部門に「リスク管理責任者」を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図る。
- ・不測の事態が発生した場合には、緊急情報連絡システム等緊急時連絡網を利用して速やかに経営層へ情報を伝え、迅速で的確な対応がとれるよう体制を整備する。

③ 効率的な組織運営と業務の執行

- ・全社的な経営計画を定め、それをブレークダウンした各統括部門の具体的な業務目標に落とし込み、職務の執行を推進する。
- ・各統括部門の責任者を取締役とすることにより、責任の所在を明確にする。また、取締役による担当部門の実施状況の定期的確認により、経営効率の維持・向上を図るとともに経営目標の達成を目指す。
- ・組織の指揮命令系統を一本化し、意思決定の迅速化と社内コミュニケーションの向上を図るとともに、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

④ 情報の管理・保存

- ・株主総会議事録、取締役会議事録及び経営計画、投資計画、商品計画等の意思決定や職務の執行に係る重要な情報は、「文書保存・保管規則」等社内規定等に基づき、文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定めて、情報の重要度に応じて、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法を定め適正に管理する。
- ・「個人情報保護規則」「情報セキュリティ基本規則」等の社内規定を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。

⑤ 企業集団における業務の適正確保

- ・「関係会社業務管理規則」等社内規定に基づき、各子会社を主管する第一次管理担当部門を明確に定め、当該関係会社管理に関する責任と権限を明確にする。
- ・子会社管理のマネジメントサイクルを規定し、年度初めに作成する経営計画書に基づき定期的なモニタリングと評価を実施し、企業集団における業務の適正を確保する。

⑥ 監査役

- ・監査役は、取締役会、常務会その他重要会議へ出席するとともに、取締役社長との定期的意見交換を行い、内部監査担当組織や会計監査人とも連携を図り、適切な意志疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。一方、取締役は、経営・コンプライアンス等に係る社内の重要情報が確実に提供される仕組みを整備し、運用の徹底を図る。
- ・監査役の監査の実効性を高めるために監査役を補佐するための監査役室を設置し、専任スタッフを配置する。
- ・監査役室スタッフの人事異動は、監査役の意見を徴した上で実施し、またその人事考課は監査役が実施するなど独立性の確保に留意している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）及び平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）及び平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金	※2	259,045		358,058	
2. 受取手形及び売掛金	※2・5・7	179,101		195,021	
3. 販売金融債権	※2・5	39,278		40,480	
4. 有価証券	※2	5,365		12,225	
5. たな卸資産	※2	257,946		351,991	
6. 短期貸付金		2,047		3,277	
7. 繰延税金資産		1,206		846	
8. その他	※2	124,120		124,825	
貸倒引当金		△25,805		△27,092	
流動資産合計		842,306	54.1	1,059,633	59.6
II 固定資産					
1. 有形固定資産	※1・2				
(1) 建物及び構築物		120,582		116,758	
(2) 機械装置及び運搬具		202,597		211,450	
(3) 土地		104,229		103,529	
(4) 建設仮勘定		20,732		7,603	
(5) その他		57,866		78,121	
有形固定資産合計		506,007	32.5	517,464	29.1
2. 無形固定資産	※2・6	25,836	1.6	38,530	2.2
3. 投資その他の資産					
(1) 長期販売金融債権	※2・5	8,365		18,872	
(2) 投資有価証券	※2・3	74,126		71,460	
(3) 長期貸付金	※2	12,900		13,262	
(4) 長期債権売却留保額	※2	69,751		9,358	
(5) 繰延税金資産		7,413		8,468	
(6) その他	※2・3	65,841		59,545	
貸倒引当金		△54,979		△17,903	
投資その他の資産合計		183,419	11.8	163,065	9.1
固定資産合計		715,263	45.9	719,060	40.4
資産合計		1,557,570	100.0	1,778,693	100.0

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金	※7	333,842		451,053	
2. 短期借入金	※2	159,254		215,036	
3. 1年以内に返済予定の 長期借入金	※2	80,363		128,308	
4. 1年以内に償還予定の 社債		4,745		8,700	
5. 未払金及び未払費用		181,553		194,941	
6. 未払法人税等		7,371		7,220	
7. 繰延税金負債		86		453	
8. 製品保証引当金		49,589		53,213	
9. その他		50,355		51,947	
流動負債合計		867,160	55.7	1,110,874	62.5
II 固定負債					
1. 社債		57,640		53,490	
2. 長期借入金	※2	145,749		98,316	
3. 繰延税金負債		18,251		24,259	
4. 退職給付引当金		102,787		105,881	
5. 役員退職慰労引当金		1,958		1,005	
6. その他		82,762		76,561	
固定負債合計		409,150	26.3	359,514	20.2
負債合計		1,276,311	82.0	1,470,389	82.7
(少数株主持分)					
少数株主持分		12,580	0.8	—	—
(資本の部)					
I 資本金	※8	657,336	42.2	—	—
II 資本剰余金		432,648	27.7	—	—
III 利益剰余金		△749,198	△48.1	—	—
IV その他有価証券評価差額 金		9,046	0.6	—	—
V 為替換算調整勘定		△81,142	△5.2	—	—
VI 自己株式	※9	△12	△0.0	—	—
資本合計		268,678	17.2	—	—
負債、少数株主持分及び 資本合計		1,557,570	100.0	—	—

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	657,342	36.9
2. 資本剰余金		—	—	432,654	24.3
3. 利益剰余金		—	—	△740,454	△41.6
4. 自己株式		—	—	△13	△0.0
株主資本合計		—	—	349,528	19.6
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		—	—	10,132	0.6
2. 繰延ヘッジ損益		—	—	1,393	0.1
3. 為替換算調整勘定		—	—	△65,272	△3.7
評価・換算差額等合計		—	—	△53,746	△3.0
III 少数株主持分		—	—	12,522	0.7
純資産合計		—	—	308,304	17.3
負債純資産合計		—	—	1,778,693	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)			平成18年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高			2,120,068	100.0		2,202,869	100.0
II 売上原価			1,700,524	80.2		1,788,897	81.2
割賦未実現利益調整前 売上総利益			419,543	19.8		413,971	18.8
III 割賦未実現利益調整高 割賦未実現利益戻入			0			0	
売上総利益			419,544	19.8		413,972	18.8
IV 販売費及び一般管理費							
1. 販売促進宣伝費		121,453			116,584		
2. 運賃運搬費		21,177			27,596		
3. 貸倒引当金繰入額		1,041			471		
4. 役員・従業員賃金諸手 当		80,588			77,302		
5. 退職給付引当金繰入額		5,382			5,346		
6. 役員退職慰労引当金繰 入額		649			—		
7. 減価償却費		19,003			15,767		
8. 研究開発費	※3	60,345			41,325		
9. その他		103,118	412,760	19.5	89,339	373,735	17.0
営業利益			6,783	0.3		40,237	1.8
V 営業外収益							
1. 受取利息		2,824			6,098		
2. 受取配当金		2,280			1,999		
3. 持分法による投資利益		1,453			2,166		
4. その他		3,130	9,689	0.5	1,087	11,351	0.5
VI 営業外費用							
1. 支払利息		19,580			20,777		
2. 外国為替差損		3,395			1,264		
3. 訴訟費用		5,732			4,856		
4. その他		5,544	34,253	1.6	6,147	33,046	1.5
経常利益 又は経常損失 (△)			△17,780	△0.8		18,542	0.8

区分	注記 番号	平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)			平成18年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VII 特別利益							
1. 固定資産売却益	※1	5,997			1,000		
2. 投資有価証券売却益		2,269			3,093		
3. 匿名組合清算益	※5	—			13,885		
4. その他		886	9,153	0.4	5,421	23,401	1.1
VIII 特別損失							
1. 固定資産廃却損		3,494			2,637		
2. 固定資産売却損	※2	640			366		
3. 投資有価証券等評価損		335			334		
4. 構造改革損失	※4	14,766			—		
5. 減損損失	※6	45,084			7,465		
6. 早期退職金		—			3,073		
7. その他		9,796	74,119	3.5	4,961	18,839	0.9
税金等調整前当期純利益又は純損失 (△)			△82,745	△3.9		23,104	1.0
法人税、住民税及び事業税		7,351			7,236		
法人税等調整額		558	7,909	0.3	5,066	12,303	0.5
少数株主利益			1,511	0.1		2,055	0.1
当期純利益又は純損失 (△)			△92,166	△4.3		8,745	0.4

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

[連結剰余金計算書]

		平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			417,612
II 資本剰余金増加高			
1. 増資による新株の発行		15,035	15,035
III 資本剰余金期末残高			432,648
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			△656,068
II 利益剰余金減少高			
1. 当期純損失		92,166	
2. 豪州子会社新会計基準 適用		962	93,129
III 利益剰余金期末残高			△749,198

[連結株主資本等変動計算書]

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657,336	432,648	△749,198	△12	340,774
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5	5			11
当期純利益			8,745		8,745
自己株式の取得				△0	△0
新規連結に伴う減少			△1		△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	5	5	8,743	△0	8,753
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657,342	432,654	△740,454	△13	349,528

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,046	—	△81,142	△72,095	12,580	281,259
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						11
当期純利益						8,745
自己株式の取得						△0
新規連結に伴う減少						△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	1,085	1,393	15,869	18,349	△58	18,291
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,085	1,393	15,869	18,349	△58	27,045
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10,132	1,393	△65,272	△53,746	12,522	308,304

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	平成18年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (純損失: △)		△82,745	23,104
減価償却費		69,486	75,035
減損損失		45,084	7,465
連結調整勘定償却額		△767	—
のれん償却額		—	294
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		△9,345	△15,201
退職給付引当金の増減額 (減少: △)		1,763	△650
受取利息及び受取配当金		△5,105	△8,098
支払利息		19,580	20,777
為替差損益 (差益: △)		△227	119
持分法による投資損益 (利益: △)		△1,453	△2,166
有形固定資産売却損益及び廃却損 (売却益: △)		△1,862	2,003
投資有価証券及び子会社株式売却 損益 (売却益: △)		△391	△5,036
投資有価証券等評価損		335	451
株式譲渡契約に基づく損失補償		1,186	—
匿名組合清算益		—	△13,885
早期退職金		—	3,073
売上債権の増減額 (増加: △)		△19,550	5,618
たな卸資産の増減額 (増加: △)		△5,881	△55,334
販売金融債権の増減額 (増加: △)	※ 4	15,790	58,249
債権売却留保額の増減額 (増加: △)		16,853	△1,717
仕入債務の増減額 (減少: △)		30,210	69,297
その他		1,754	108
小計		74,713	163,511
利息及び配当金の受取額		6,444	10,135
利息の支払額		△19,048	△20,914
株式譲渡契約に基づく損失補償の支払額		△5,000	△5,000
共同委託生産契約に基づく補償金 の受取額		—	52,042
早期退職金の支払額		—	△19,476
外部年金基金移行に伴う支払額		—	△10,070
法人税等の支払額		△2,680	△7,881
営業活動によるキャッシュ・フロー		54,430	162,345

		平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の増減額 (増加: △)		3,045	12,085
有形固定資産の取得による支出	※2	△133,924	△111,594
有形固定資産の売却による収入	※3	45,839	40,274
投資有価証券の取得による支出		△3,156	△3,914
投資有価証券の売却による収入		2,990	9,872
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		—	3,336
関係会社出資金の取得による支出		—	△8,750
短期貸付金の増減額 (増加: △)		741	△2,646
長期貸付けによる支出		△2,017	△68
長期貸付金の回収による収入		1,584	1,974
匿名組合清算による収入		—	19,451
その他		86	△6,039
投資活動によるキャッシュ・フロー		△84,811	△46,017
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金及びコマース・ペーパーの増減額 (減少: △)		△48,192	△13,564
長期借入れによる収入		21,957	68,823
長期借入金の返済による支出		△40,471	△61,530
社債の発行による収入		19,729	—
社債の償還による支出		△1,596	△4,934
株式の発行による収入		29,704	—
少数株主への配当金支払額		△33	△79
その他		△53	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー		△18,955	△11,287
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		2,557	11,326
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		△46,779	116,367
VI 現金及び現金同等物の期首残高		294,903	248,069
VII 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		△54	△167
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	248,069	364,268

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当社グループは、前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当連結会計年度においても92,166百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月にⅠ聖域なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また当社グループの業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当連結会計年度の進捗状況は次の通りである。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度において8,745百万円の当期純利益を計上したが、平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定し、また、平成16年6月にⅠ聖域なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>しかしながら、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社グループの業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当連結会計年度の進捗状況は次の通りである。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当連結会計年度も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践商品の徹底的な信頼性の向上 ◆事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他の自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 ◆コンプライアンスの実践と浸透 <p>[追加課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地での更なる営業力の強化 ◆販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 ◆グローバル生産体制の適正化 ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強化 <p>3. 必達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) ◆平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円) 	<p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践商品の徹底的な信頼性の向上 ◆事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 ◆コンプライアンスの実践と浸透 <p>[平成18年度の追加課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地での更なる営業力の強化 ◆販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 ◆グローバル生産体制の適正化 ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強化 <p>[平成19年度の追加課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国内販売ネットワークの広域統合と営業力強化による国内事業黒字化の早期達成 ◆BRICsを中心とした新興市場への販売拡大 ◆環境対応技術の開発推進 <p>3. 必達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成18年度での黒字化は達成した。 ◆平成19年度での黒字体質定着化に向けて、経営諸施策の実行に取り組む。

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 事業戦略</p> <p>(1) 販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2) 商品戦略</p> <p>① モータースポーツの位置付け</p> <p>当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>② 車種展開のさらなる効率化</p> <p>台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>③ 新車投入計画</p> <p>過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3) 提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年5月に開始した日産自動車株式会社への軽自動車のOEM供給拡大に加え、プジョー・シトロエン・グループ (PSA) への新型SUVのOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。新型SUVは欧州市場に平成19年より導入予定である。また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後さらに検討していく。</p>	<p>4. 事業戦略</p> <p>(1) 販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。当初計画では平成19年度時点で平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させる予定であったが、国内やアセアン等の総需要低迷を反映し、目標レベルを132万台に修正した。</p> <p>(2) 商品戦略</p> <p>① モータースポーツの位置付け</p> <p>当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>② 車種展開のさらなる効率化</p> <p>台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>③ 新車投入計画</p> <p>平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3) 提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、三菱重工業株式会社との次世代ディーゼルエンジンの共同開発合意や、PSAプジョー・シトロエン社との間で同社よりディーゼルエンジンの供給を受ける契約を締結し、また、日産自動車株式会社とは平成19年4月にOEM供給車種を拡大することで合意した。引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4) 地域戦略</p> <p>① 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様を中心とした全保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット専用補修部品の新ブランドを立ち上げるにより、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>② 北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、平成18年1月には、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と当社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>③ 欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>④ 中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合併会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>⑤ その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、平成17年8月にエンジン工場を閉鎖した。</p>	<p>(4) 地域戦略</p> <p>① 日本 「三菱自動車再生計画」の柱の一つである国内販売ネットワークの再構築を加速し、連結販売会社、部品販売会社を平成19年度中に広域統合することとした。「ネットワーク効率化」、「店舗営業力強化」、「ガバナンス強化」を基本方針として推進し、業界トップレベルのお客様満足度達成及び利益率向上を図り、国内事業黒字化の早期達成を目指す。</p> <p>② 北米 北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と当社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。</p> <p>③ 欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>④ 中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。その具体策として、平成18年9月に中国の東南(福建)汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。また、エンジン合併会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>⑤ その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(5) コスト削減</p> <p>① 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。</p> <p>② 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは連結営業利益を除き黒字化が達成できなかった。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>(5) コスト削減</p> <p>① 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。</p> <p>② 資材費低減 当初想定していた以上に原材料価格は高騰しているが、今後も更なる低減に向けて取り組んでいく。</p> <p>5. 企業理念と目指す方向 平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には87億円の連結当期純利益を計上し、必達目標であった連結当期純利益の黒字化を達成した。平成19年度は再生計画で掲げた「黒字体質の定着化」に向けて、経営諸施策の実行に取り組んでいく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>7. 支援体制：資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社三菱東京UFJ銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱UFJ信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、三菱商事株式会社を引受先とする300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成18年3月31日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社グループ持株比率は15%超となったため、当社グループは平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画した。実際の調達も順調に進み、平成17年度末までに700億円の新規借入を完了した。今後の調達については、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p> <p>(3) 資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p>	<p>7. 支援体制：資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成19年3月31日現在で約34%である。また、当社グループは平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、必要な資金を調達していく予定である。</p> <p>(3) 資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を実行するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当連結会計年度の業績は、事業戦略、資本・資金の増強及び経営実行力の強化などの諸施策に鋭意取り組んだ結果、連結営業利益については当初計画より1年前倒しで黒字となった。一方、連結当期純利益については、日本での減損損失に加え、販売の回復に時間を要している米国・豪州での追加減損損失処理の実施、及び構造改革損失などを特別損失として計上した結果、平成17年11月10日中間決算公表時の当連結会計年度の連結業績予想値を下回ったが、個別事業の健全化を図り、平成18年度以降の「体質の強化・転換」に資するものと考えている。</p> <p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>当連結会計年度の業績は、営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成することができた。</p> <p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は98社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。 異動の状況</p> <p>① 新規連結 4社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設立 エムエムシーイー・サービズ・エルエルシー 他1社 ・株式買取により子会社となった会社 伊予三菱自動車販売株式会社 他1社 <p>② 連結除外 18社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により除外した会社 河南三菱自動車販売株式会社 他5社 ・株式売却により除外した会社 仙台三菱自動車販売株式会社 他1社 ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 大分三菱自動車販売株式会社 他3社 ・清算終了により除外した会社 エムエムシーイー・オート・オーナー・トラスト2003-A 他5社 <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 三菱自動車教育センター株式会社 他 (連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社である。 主要な会社名は次のとおりである。 エムエムシーイー・リテイル・エス・イー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムビーエイチ 他</p> <p>異動の状況</p> <p>① 持分法新規適用 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社 <p>② 持分法適用除外 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムエムシー・セントロ・オートモション・セビーリャ・エスエイ ・合併により除外した会社 ディアマンテ・アウトヴェルト・ジーエムビーエイチ 他1社 	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は90社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。 異動の状況</p> <p>① 新規連結 1社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から新規連結とした子会社 名古屋三菱自動車販売株式会社 (注) 名古屋三菱自動車販売株式会社は、平成18年5月1日にMMCマネジメント株式会社から商号変更。 <p>② 連結除外 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により除外した会社 西鳥取三菱自動車販売株式会社 他4社 ・株式売却により持分法適用関連会社へ異動した会社 エムエムシー・オートモビールズ・エスパーニャ・エス・イー 他1社 ・株式売却により除外した会社 スリフティ (オーストラリア) ・ピーティーワイ・リミテッド 他1社 <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 三菱自動車教育センター株式会社 他 (連結の範囲から除いた理由) 同 左</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は4社である。 主要な会社名は次のとおりである。 ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムビーエイチ 他</p> <p>異動の状況</p> <p>① 持分法適用除外 10社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムエムシーイー・リテイル・エス・イー 他6社 ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から除外した会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他1社 ・清算終了により除外した会社 シティポール・コンピューター・アンド・コンサルティング・カンパニー・リミテッド

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は24社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。 異動の状況</p> <p>① 持分法適用除外 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式買取により連結子会社へ異動した会社 伊予三菱自動車販売株式会社 他1社 ・株式売却により除外した会社 ネーションワイド・ディストリビューション・サービス (タイランド) ・カンパニー・リミテッド <p>(3) 持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。 (非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他 (関連会社) 株式会社平安製作所 他 (持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 海外連結子会社のうち決算日(12月31日)が連結決算日(3月31日)と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランド・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランド)・ビー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の21社については、3月31日に仮決算を行い、連結している。</p>	<p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は22社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。 異動の状況</p> <p>① 持分法新規適用 4社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設立 MMCダイヤモンドファイナンス株式会社 (注) MMCダイヤモンドファイナンス株式会社は、平成19年1月1日に三菱オートクレジット・リース株式会社の分割に伴うファイナンス事業継承会社。 ・出資金買取により異動した会社 東南(福建)汽車工業有限公司 ・株式売却により連結子会社から異動した会社 エムエムシー・オートモビールズ・エスパーニャ・エス・エー 他1社 <p>② 持分法適用除外 6社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムディーシー・パワー・ジーエムビーエイチ 他5社 <p>(3) 持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。 (非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他 (関連会社) 株式会社平安製作所 他 (持分法を適用していない理由) 同 左</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 海外連結子会社のうち決算日(12月31日)が連結決算日(3月31日)と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランド・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランド)・ビー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の18社については、3月31日に仮決算を行い、連結している。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券</p> <p>償却原価法 (定額法)</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ</p> <p>時価法 (特例処理をした金利スワップを除く)</p> <p>たな卸資産</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>デリバティブ</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>たな卸資産</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、連結財務諸表提出会社は見積耐用年数を使用し、国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数を法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、「三菱自動車再生計画」に基づく生産集約化、プラットフォーム (車台) 数の削減・共通化により生産の安定化が見込まれる等の事業環境の変化に伴い今後見積もられる耐用年数を検討した結果、工具器具備品に含まれる金型及び購入品金型について、従来採用していた耐用年数との乖離が著しいことが明らかになった。</p> <p>このため、当連結会計年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が7,585百万円それぞれ増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>無形固定資産</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金</p> <p>売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>製品保証引当金</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>無形固定資産</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>製品保証引当金</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上している。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっている。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権（予定取引に係るもの）</p> <p style="margin-left: 20px;">b. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金利息</p> <p style="margin-left: 20px;">c. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…社債利息</p> <p>ヘッジ方針 通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスク回避のためにヘッジを行っている。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュ・フローを完全に固定するものである。 なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定に代えている。</p>	<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上していたが、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩の決定により、新規繰入は行っておらず、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決定以前に対応する支給予定額である。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 <p style="text-align: right;">同左</p></p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 <p style="text-align: right;">同左</p></p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 <p style="text-align: right;">同左</p></p> <p>ヘッジ方針 <p style="text-align: right;">同左</p></p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 <p style="text-align: right;">同左</p></p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>繰延資産の処理方法 社債発行費及び新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 一部の連結子会社では割賦基準を採用している。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用している。</p> <p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定の償却については、投資毎にその効果の発現する期間を見積り、発生時償却又は発生日以降3年間で均等償却している。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。</p> <p>9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資である。</p>	<p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、投資毎にその効果の発現する期間を見積り、発生時償却または発生日以降3年間から7年間で均等償却している。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準 （「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見 書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基 準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用してい る。 これにより税金等調整前当期純損失は、26,176百万円増 加している。 セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載して いる。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸 表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。 また、一部の在外連結子会社において減損損失を計上し ているが、その所在国における会計基準に基づき従来か ら固定資産の減損会計を適用しているため、上記の影響 額には含まれてない。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12 月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、294,388 百万円である。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産 の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正 後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準) 当連結会計年度から、「企業結合に係る会計基準」（企 業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等 に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12 月27日）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基 準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用している。</p>

表示方法の変更

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「1年以内に返済予定の長期借入金」は、前連結会計年度は、流動負債の「短期借入金」に含めて表示していたが、負債、少数株主持分及び資本の合計の100分の5を超えたため当連結会計年度において区分掲記することとした。</p> <p>なお、前連結会計年度末における流動負債の「短期借入金」に含まれている「1年以内に返済予定の長期借入金」は40,199百万円である。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 「連結調整勘定償却額」は、前連結会計年度は区分掲記していたが、営業外収益の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示することとした。</p> <p>なお、当連結会計年度における営業外収益の「その他」に含まれている「連結調整勘定償却額」は767百万円である。</p> <p>2. 「デリバティブ評価益」は、前連結会計年度は区分掲記していたが、営業外収益の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示することとした。</p> <p>なお、当連結会計年度における営業外収益の「その他」に含まれている「デリバティブ評価益」は19百万円である。</p> <p>3. 「新株発行費」は、前連結会計年度は区分掲記していたが、営業外費用の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示することとした。</p> <p>なお、当連結会計年度における営業外費用の「その他」に含まれている「新株発行費」は295百万円である。</p> <p>4. 「早期退職金」は、前連結会計年度は区分掲記していたが、金額的重要性が減少したため当連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示することとした。</p> <p>なお、当連結会計年度における特別損失の「その他」に含まれている「早期退職金」は3,183百万円である。</p> <p>5. 「株式譲渡契約に基づく損失補償」は、前連結会計年度は区分掲記していたが、特別損失の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示することとした。</p> <p>なお、当連結会計年度における特別損失の「その他」に含まれている「株式譲渡契約に基づく損失補償」は1,186百万円である。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>—————</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>—————</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前連結会計年度まで、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「のれん償却額」として表示している。 2. 「株式譲渡契約に基づく損失補償」は、前連結会計年度まで区分掲記していたが、金額的重要性が減少したため当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとした。 <p style="margin-left: 2em;">なお、当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれている「株式譲渡契約に基づく損失補償」は△4百万円である。</p> 3. 「株式発行による収入」は、前連結会計年度まで区分掲記していたが、金額的重要性が減少したため当連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとした。 <p style="margin-left: 2em;">なお、当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれている「株式発行による収入」は2百万円である。</p>

追加情報

<p>平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>
<p>(従業員賞与に関する未払費用計上)</p> <p>国内連結子会社の従業員に対する賞与について、当連結会計年度に支給対象期間に係る規程の改定が行われたことにより、当連結会計年度末に未払計上すべき費用はない。</p> <p>なお、前連結会計年度末における従業員に対する賞与に関する未払費用計上額は5,021百万円である。</p> <p>(スマート・フォーフォー生産中止)</p> <p>平成18年3月30日 当社は、ダイムラークライスラー・アーゲーとの間で、当社連結子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイにおけるダイムラークライスラー・アーゲーの子会社であるスマート社から生産委託を受けているスマート・フォーフォーの生産中止に関し、生産中止した場合の損失補償を含む具体的協議を開始することに合意した。</p> <p>現在、ダイムラークライスラー・アーゲーと協議中であるが、ネザーランズ・カー・ビー・ブイとスマート社との間の2010年迄の受託生産契約上、スマート社は毎年発生するスマート・フォーフォーに係る固定費を負担することになっており、スマート・フォーフォーの生産を中止した場合であっても損失は発生しない見込みである。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)																																																																																																		
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,260,506百万円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">14,129百万円</td> </tr> <tr> <td>販売金融債権及び長期販売金融債権</td> <td style="text-align: right;">32,080百万円</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">55,956百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">202,879百万円</td> </tr> <tr> <td>長期債権売却留保額</td> <td style="text-align: right;">28,182百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(注1)</td> <td style="text-align: right;">56,767百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">389,995百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 未収入金687百万円について、有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。</p> <p>連結財務諸表提出会社</p> <p>岡崎工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11,038百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">4,124百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">985百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,148百万円</td> </tr> </table> <p>水島工場財団(注2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,375百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">25,704百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,008百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,088百万円</td> </tr> </table> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>京都工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">7,347百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">13,622百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,275百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,244百万円</td> </tr> </table> <p>滋賀工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,251百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">10,599百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,859百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,710百万円</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	14,129百万円	販売金融債権及び長期販売金融債権	32,080百万円	たな卸資産	55,956百万円	有形固定資産	202,879百万円	長期債権売却留保額	28,182百万円	その他(注1)	56,767百万円	計	389,995百万円	建物及び構築物	11,038百万円	機械装置及び運搬具	4,124百万円	土地	985百万円	計	16,148百万円	建物及び構築物	5,375百万円	機械装置及び運搬具	25,704百万円	土地	2,008百万円	計	33,088百万円	建物及び構築物	7,347百万円	機械装置及び運搬具	13,622百万円	土地	2,275百万円	計	23,244百万円	建物及び構築物	3,251百万円	機械装置及び運搬具	10,599百万円	土地	3,859百万円	計	17,710百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,282,155百万円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形及び売掛金</td> <td style="text-align: right;">15,845百万円</td> </tr> <tr> <td>販売金融債権及び長期販売金融債権</td> <td style="text-align: right;">39,155百万円</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">93,409百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">182,224百万円</td> </tr> <tr> <td>長期債権売却留保額</td> <td style="text-align: right;">9,358百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(注1)</td> <td style="text-align: right;">79,185百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">419,178百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 未収入金864百万円について、有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。また、投資有価証券46百万円について、水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。</p> <p>連結財務諸表提出会社</p> <p>岡崎工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11,754百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">5,438百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">985百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">297百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,476百万円</td> </tr> </table> <p>水島工場財団(注2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">9,127百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">41,347百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,008百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,771百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54,255百万円</td> </tr> </table> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、13,567百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>京都工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">6,870百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">11,440百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">2,235百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">689百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,235百万円</td> </tr> </table> <p>滋賀工場財団</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,039百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">15,031百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,859百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,930百万円</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	15,845百万円	販売金融債権及び長期販売金融債権	39,155百万円	たな卸資産	93,409百万円	有形固定資産	182,224百万円	長期債権売却留保額	9,358百万円	その他(注1)	79,185百万円	計	419,178百万円	建物及び構築物	11,754百万円	機械装置及び運搬具	5,438百万円	土地	985百万円	その他	297百万円	計	18,476百万円	建物及び構築物	9,127百万円	機械装置及び運搬具	41,347百万円	土地	2,008百万円	その他	1,771百万円	計	54,255百万円	建物及び構築物	6,870百万円	機械装置及び運搬具	11,440百万円	土地	2,235百万円	その他	689百万円	計	21,235百万円	建物及び構築物	3,039百万円	機械装置及び運搬具	15,031百万円	土地	3,859百万円	計	21,930百万円
受取手形及び売掛金	14,129百万円																																																																																																		
販売金融債権及び長期販売金融債権	32,080百万円																																																																																																		
たな卸資産	55,956百万円																																																																																																		
有形固定資産	202,879百万円																																																																																																		
長期債権売却留保額	28,182百万円																																																																																																		
その他(注1)	56,767百万円																																																																																																		
計	389,995百万円																																																																																																		
建物及び構築物	11,038百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	4,124百万円																																																																																																		
土地	985百万円																																																																																																		
計	16,148百万円																																																																																																		
建物及び構築物	5,375百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	25,704百万円																																																																																																		
土地	2,008百万円																																																																																																		
計	33,088百万円																																																																																																		
建物及び構築物	7,347百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	13,622百万円																																																																																																		
土地	2,275百万円																																																																																																		
計	23,244百万円																																																																																																		
建物及び構築物	3,251百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	10,599百万円																																																																																																		
土地	3,859百万円																																																																																																		
計	17,710百万円																																																																																																		
受取手形及び売掛金	15,845百万円																																																																																																		
販売金融債権及び長期販売金融債権	39,155百万円																																																																																																		
たな卸資産	93,409百万円																																																																																																		
有形固定資産	182,224百万円																																																																																																		
長期債権売却留保額	9,358百万円																																																																																																		
その他(注1)	79,185百万円																																																																																																		
計	419,178百万円																																																																																																		
建物及び構築物	11,754百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	5,438百万円																																																																																																		
土地	985百万円																																																																																																		
その他	297百万円																																																																																																		
計	18,476百万円																																																																																																		
建物及び構築物	9,127百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	41,347百万円																																																																																																		
土地	2,008百万円																																																																																																		
その他	1,771百万円																																																																																																		
計	54,255百万円																																																																																																		
建物及び構築物	6,870百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	11,440百万円																																																																																																		
土地	2,235百万円																																																																																																		
その他	689百万円																																																																																																		
計	21,235百万円																																																																																																		
建物及び構築物	3,039百万円																																																																																																		
機械装置及び運搬具	15,031百万円																																																																																																		
土地	3,859百万円																																																																																																		
計	21,930百万円																																																																																																		

平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
連結子会社 (パジェロ製造株式会社)		連結子会社 (パジェロ製造株式会社)	
建物及び構築物	3,181百万円	建物及び構築物	2,998百万円
機械装置及び運搬具	2,130百万円	機械装置及び運搬具	4,314百万円
土地	1,540百万円	土地	1,540百万円
計	6,851百万円	計	8,853百万円
連結子会社 (水菱プラスチック株式会社)		連結子会社 (水菱プラスチック株式会社)	
建物及び構築物	1,053百万円	建物及び構築物	1,007百万円
機械装置及び運搬具	1,248百万円	機械装置及び運搬具	1,349百万円
土地	194百万円	土地	194百万円
計	2,496百万円	計	2,551百万円
担保付債務は次のとおりである。		担保付債務は次のとおりである。	
短期借入金	87,729百万円	短期借入金	112,962百万円
1年以内に返済予定の 長期借入金	71,270百万円	1年以内に返済予定の 長期借入金	65,034百万円
長期借入金	137,692百万円	長期借入金	76,659百万円
計	296,692百万円	計	254,657百万円
※3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非連結子会社 ・関連会社に対する出資金の額		※3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非連結子会社 ・関連会社に対する出資金の額	
投資有価証券	27,092百万円	投資有価証券	23,216百万円
その他 (投資その他の資産)	9,302百万円	その他 (投資その他の資産)	18,677百万円
4. 保証債務等		4. 保証債務等	
(1) 保証債務		(1) 保証債務	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	
ピーティアー・ミツビ シ・クラマ・ユダ・モ ーターズ・アンド・マ ニュファクチュアリン グ	163	銀行借入金	
従業員	3,931	「社員財形住宅 貸金」等に係る 銀行借入金	
その他	1,179	銀行借入金他	
計	5,274		
(2) 保証債務に準ずる債務		(2) 保証債務に準ずる債務	
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	
イーグル・ウィング ス・インダストリー ズ・インク	3,215	銀行借入金	
計	3,215		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	
従業員	3,340	「社員財形住宅 貸金」等に係る 銀行借入金	
その他	852	銀行借入金他	
計	4,192		
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	
イーグル・ウィング ス・インダストリー ズ・インク	2,626	銀行借入金	
計	2,626		

平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)								
※5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から12,359百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から115,214百万円除かれている。	※5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から6,614百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から27,836百万円除かれている。								
※6. 当連結会計年度末の無形固定資産には、連結調整勘定361百万円が含まれている。	※6. 当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん380百万円が含まれている。								
※8. 発行済株式総数 <table data-bbox="395 629 715 696"> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,491,452,544株</td> </tr> <tr> <td>優先株式</td> <td>442,593株</td> </tr> </table>	普通株式	5,491,452,544株	優先株式	442,593株	※7. 当連結会計年度末日は金融機関が休日のため、当連結会計年度末残高には当連結会計年度末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次の通りである。 <table data-bbox="847 544 1358 611"> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>8,279百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>47,341百万円</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	8,279百万円	支払手形及び買掛金	47,341百万円
普通株式	5,491,452,544株								
優先株式	442,593株								
受取手形及び売掛金	8,279百万円								
支払手形及び買掛金	47,341百万円								
※9. 自己株式数 <table data-bbox="395 714 715 745"> <tr> <td>普通株式</td> <td>73,191株</td> </tr> </table>	普通株式	73,191株	_____						
普通株式	73,191株								

(連結損益計算書関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>※1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">2,601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">2,836百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">533百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,997百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">123百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">444百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">640百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">60,345百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 構造改革損失は、委託生産車・部品に係る委託先への補償12,238百万円、新車開発延期による取引先に対する型費補償等1,127百万円及び名古屋地区生産統合中止に伴う損失1,401百万円である。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	土地	2,601百万円	建物及び構築物	2,836百万円	機械装置及び運搬具	533百万円	その他	26百万円	計	5,997百万円	土地	71百万円	建物及び構築物	123百万円	機械装置及び運搬具	444百万円	その他	1百万円	計	640百万円	販売費及び一般管理費	60,345百万円	<p>※1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">157百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">237百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,000百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">243百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">366百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">41,325百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※5. 匿名組合清算益は平成13年12月の連結財務諸表提出会社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業及び、平成14年3月の連結子会社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業が当連結会計年度中に終了したことにより生じた出資配当金等である。</p>	土地	601百万円	建物及び構築物	157百万円	機械装置及び運搬具	237百万円	その他	3百万円	計	1,000百万円	土地	42百万円	建物及び構築物	45百万円	機械装置及び運搬具	243百万円	その他	35百万円	計	366百万円	販売費及び一般管理費	41,325百万円
土地	2,601百万円																																												
建物及び構築物	2,836百万円																																												
機械装置及び運搬具	533百万円																																												
その他	26百万円																																												
計	5,997百万円																																												
土地	71百万円																																												
建物及び構築物	123百万円																																												
機械装置及び運搬具	444百万円																																												
その他	1百万円																																												
計	640百万円																																												
販売費及び一般管理費	60,345百万円																																												
土地	601百万円																																												
建物及び構築物	157百万円																																												
機械装置及び運搬具	237百万円																																												
その他	3百万円																																												
計	1,000百万円																																												
土地	42百万円																																												
建物及び構築物	45百万円																																												
機械装置及び運搬具	243百万円																																												
その他	35百万円																																												
計	366百万円																																												
販売費及び一般管理費	41,325百万円																																												

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
※6. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要				※6. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要			
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
愛知県愛知郡 長久手町、大 阪府藤井寺市 等 95件	販売関連資産	土地、建物等	20,266	栃木県塩谷 郡、長野県岡 谷市等 78件	販売関連資産	土地、建物等	6,379
宮城県仙台 市、奈良県 奈良市等 9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,563	新潟県新潟 市、宮城県 仙台市等 29件	遊休資産	土地、建物等	1,085
東京都多摩 市、北海道 河東郡等 31件	遊休資産	土地、建物等	3,346				
米国イリノ イ州、豪州 サウス オー ストラリア 州 2件	生産用設備	工具器具備 品、機械装置	18,908				
(2) 資産のグルーピングの方法 生産用資産は車体生産工場単位又は事業拠点単位とし、販売関連資産は主として事業拠点単位としている。また、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取扱っている。				(2) 資産のグルーピングの方法 同 左			
(3) 減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、一部資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。				(3) 減損損失の認識に至った経緯 同 左			
(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。				(4) 回収可能価額の算定方法 同 左			
(5) 減損損失の金額 減損損失45,084百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。				(5) 減損損失の金額 減損損失7,465百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。			
土地			20,665百万円	土地			3,102百万円
建物			3,944百万円	建物			2,340百万円
その他			20,474百万円	その他			2,022百万円
計			45,084百万円	計			7,465百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

平成18年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5,491,452	64	—	5,491,516
第1回A種優先株式	73	—	—	73
第2回A種優先株式	30	—	—	30
第3回A種優先株式	1	—	—	1
第1回G種優先株式	130	—	—	130
第2回G種優先株式	168	—	—	168
第3回G種優先株式	10	—	—	10
第4回G種優先株式	30	—	—	30
合計	5,491,895	64	—	5,491,959
自己株式				
普通株式 (注) 2	73	3	—	76
合計	73	3	—	76

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加64千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権	普通株式	1,168	—	80	1,088	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	1,168	—	80	1,088	—

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">259,045百万円</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△16,331百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)</td> <td style="text-align: right;">5,355百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">248,069百万円</td> </tr> </table> <p>※2. リース車両の取得による支出が△8,904百万円含まれている。</p> <p>※3. リース車両の売却による収入が16,323百万円含まれている。</p> <p>※4. 販売金融に係る債権による支出が△89,546百万円含まれている。販売金融に係る債権の回収による収入が96,441百万円含まれている。</p>	現金及び預金	259,045百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△16,331百万円	有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	5,355百万円	現金及び現金同等物	248,069百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">358,058百万円</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△6,005百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)</td> <td style="text-align: right;">12,215百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">364,268百万円</td> </tr> </table> <p>※2. リース車両の取得による支出が△16,799百万円含まれている。</p> <p>※3. リース車両の売却による収入が18,909百万円含まれている。</p> <p>※4. 販売金融に係る債権による支出が△161,005百万円含まれている。販売金融に係る債権の回収による収入が208,805百万円含まれている。</p> <p>5. 重要な非資金取引の内容 生産設備リース契約改訂に伴うファイナンスリース取引 16,897百万円</p>	現金及び預金	358,058百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△6,005百万円	有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	12,215百万円	現金及び現金同等物	364,268百万円
現金及び預金	259,045百万円																
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△16,331百万円																
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	5,355百万円																
現金及び現金同等物	248,069百万円																
現金及び預金	358,058百万円																
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△6,005百万円																
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	12,215百万円																
現金及び現金同等物	364,268百万円																

(リース取引関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)					平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
1. 借主側					1. 借主側				
(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具器具 備品	36,950	21,843	20	15,086	工具器具 備品	29,960	16,011	18	13,930
その他	5,507	3,215	17	2,273	その他	6,011	3,769	20	2,222
合計	42,458	25,059	38	17,360	合計	35,972	19,780	38	16,152
② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額					② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				
1年内					1年内				
11,105百万円					6,782百万円				
1年超					1年超				
11,824百万円					13,778百万円				
合計					合計				
22,929百万円					20,560百万円				
リース資産減損勘定の残高					リース資産減損勘定の残高				
25百万円					23百万円				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料					支払リース料				
9,570百万円					7,904百万円				
リース資産減損勘定の取崩額					リース資産減損勘定の取崩額				
12百万円					13百万円				
減価償却費相当額					減価償却費相当額				
8,747百万円					6,907百万円				
支払利息相当額					支払利息相当額				
498百万円					630百万円				
減損損失					減損損失				
38百万円					12百万円				
④ 減価償却費相当額の算定方法					④ 減価償却費相当額の算定方法				
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。					同左				
⑤ 利息相当額の算定方法					⑤ 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。					同左				
(2) オペレーティング・リース取引					(2) オペレーティング・リース取引				
未経過リース料					未経過リース料				
1年内					1年内				
15,596百万円					4,664百万円				
1年超					1年超				
30,294百万円					17,070百万円				
合計					合計				
45,891百万円					21,734百万円				
2. 貸主側					2. 貸主側				
(1) オペレーティング・リース取引					(1) オペレーティング・リース取引				
未経過リース料					未経過リース料				
1年内					1年内				
14,508百万円					10,825百万円				
1年超					1年超				
15,279百万円					12,307百万円				
合計					合計				
29,787百万円					23,133百万円				

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はない。
2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	平成17年度 (平成18年 3月31日)			平成18年度 (平成19年 3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
株式	9,850	25,097	15,246	10,664	27,883	17,218
小計	9,850	25,097	15,246	10,664	27,883	17,218
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
株式	20	13	△6	17	8	△8
小計	20	13	△6	17	8	△8
合計	9,870	25,110	15,239	10,682	27,892	17,209

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものについては減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

平成17年度(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)			平成18年度(自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
74	31	—	4,501	2,040	157

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	平成17年度 (平成18年 3月31日)	平成18年度 (平成19年 3月31日)
	(百万円)	(百万円)
その他有価証券		
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	21,922	20,352
その他	5,365	12,225

(注) 発行会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は相当額の減額 (減損処理) を実施している。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における時価評価されていないその他有価証券についての減損処理額はそれぞれ9百万円及び334百万円である。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 取引の内容 当社グループの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引及び通貨金利スワップ取引、金利関連では金利スワップ取引である。</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び利用目的 財務上発生している為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で導入し、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引の利用は行っていない。 主な取引としては、通常の営業取引により発生する外貨建債権等に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するために為替予約取引を、また、事業遂行上必要な借入金等に係る金利変動リスクの回避並びに資金調達コストの削減等のために金利スワップ取引を行っている。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 信用リスクを極力回避するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っている。 全ての取引はヘッジ目的で行っているが、利用している金利スワップ取引の内、受取固定・支払変動の取引に関しては、将来の金利変動に係るリスクがある。 また、時価の変動率が大きく経営に重大な影響を及ぼすような取引は行っていない。</p> <p>4. 取引管理体制 連結財務諸表提出会社においては、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引の利用は行っていないが、実際の取引に際しては事前に財務統括部門担当の承認を得て実施している。また、連結子会社においては、必要に応じ連結財務諸表提出会社に当該取引実施の判断を仰いだ上で、各社の決裁基準の定めに従い、取締役会、財務担当責任者の承認を得て実施している。</p> <p>5. 取引の時価等に関する注記の補足説明 契約額等は必ずしもデリバティブ取引の市場リスクの量または信用リスクの量を表すものではない。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針及び利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 信用リスクを極力回避するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っており、全ての取引はヘッジ目的で行っている。 なお、時価の変動率が大きく経営に重大な影響を及ぼすような取引は行っていない。</p> <p>4. 取引管理体制 同左</p> <p>5. 取引の時価等に関する注記の補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

		平成17年度（平成18年3月31日）				平成18年度（平成19年3月31日）			
区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	18,596	—	19,523	△927	14,330	—	13,787	543
	ユーロ	48,999	—	47,676	1,323	59,951	—	57,008	2,943
	英ポンド	1,420	—	1,518	△98	—	—	—	—
	オーストラリアドル	9,704	—	9,845	△141	—	—	—	—
	日本円	19,812	—	17,023	2,789	13,880	—	13,095	785
	買建								
	日本円	12,714	—	12,392	△322	11,630	—	11,628	△1
	通貨金利スワップ取引								
支払日本円・受取米ドル	722	—	5	5	—	—	—	—	
支払タイバーツ・受取米ドル	711	—	102	102	—	—	—	—	
合計		—	—	—	2,731	—	—	—	4,270

(注) 1. 時価の計算にあたっては、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計が適用されるものについては、記載対象から除いている。

(2) 金利関連

		平成17年度（平成18年3月31日）				平成18年度（平成19年3月31日）			
区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引								
	支払固定・受取変動	41,556	—	181	181	—	—	—	—
	支払変動・受取固定	6,696	283	△30	△30	—	—	—	—
合計		—	—	—	150	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されるものについては、記載対象から除いている。

3. スワップ契約の内容は、次のとおりである。

残存期間	平成17年度（平成18年3月31日）			平成18年度（平成19年3月31日）		
	1年以内 （百万円）	1年超～ 3年以内 （百万円）	3年超 （百万円）	1年以内 （百万円）	1年超～ 3年以内 （百万円）	3年超 （百万円）
支払固定・受取変動						
想定元本額	41,556	—	—	—	—	—
平均支払固定金利（%）	3.2	—	—	—	—	—
平均受取変動金利（%）	4.9	—	—	—	—	—
支払変動・受取固定						
想定元本額	6,413	283	—	—	—	—
平均支払変動金利（%）	5.2	6.9	—	—	—	—
平均受取固定金利（%）	3.9	4.7	—	—	—	—

(退職給付関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>連結財務諸表提出会社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。なお、一部の海外子会社においては確定拠出型の制度を設けている。</p> <p>当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社及び連結子会社全体で退職一時金制度については44社が有しており、また厚生年金基金は8基金、適格退職年金は39年金（それぞれグループ内の基金の連合設立・総合設立、年金の共同委託契約の重複分を控除後）を有している。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△187,638</td> </tr> <tr> <td>b. 年金資産</td> <td style="text-align: right;">66,251</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>c. 未積立退職給付債務(a+b)</td> <td style="text-align: right;">△121,387</td> </tr> <tr> <td>d. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">10,236</td> </tr> <tr> <td>e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）</td> <td style="text-align: right;">12,040</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)</td> <td style="text-align: right;">△99,110</td> </tr> <tr> <td>g. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">3,677</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>h. 退職給付引当金(f-g)</td> <td style="text-align: right;">△102,787</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない複数事業主制度について、掛金拠出割合等により計算した年金資産額9,529百万円を含めていない。</p> <p>2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">9,444</td> </tr> <tr> <td>b. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">4,351</td> </tr> <tr> <td>c. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△3,267</td> </tr> <tr> <td>d. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">3,102</td> </tr> <tr> <td>e. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">716</td> </tr> <tr> <td>f. その他</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)</td> <td style="text-align: right;">14,347</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記退職給付費用以外に、割増退職金3,183百万円を特別損失として計上している。</p> <p>2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「a. 勤務費用」に計上している。</p>	a. 退職給付債務	△187,638	b. 年金資産	66,251	<hr/>		c. 未積立退職給付債務(a+b)	△121,387	d. 未認識数理計算上の差異	10,236	e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）	12,040	<hr/>		f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)	△99,110	g. 前払年金費用	3,677	<hr/>		h. 退職給付引当金(f-g)	△102,787	a. 勤務費用	9,444	b. 利息費用	4,351	c. 期待運用収益	△3,267	d. 数理計算上の差異の費用処理額	3,102	e. 過去勤務債務の費用処理額	716	f. その他	—	<hr/>		g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)	14,347	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>連結財務諸表提出会社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。なお、一部の海外子会社においては確定拠出型の制度を設けている。</p> <p>当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社及び連結子会社全体で退職一時金制度については41社が有しており、また厚生年金基金は7基金、適格退職年金は39年金（それぞれグループ内の基金の連合設立・総合設立、年金の共同委託契約の重複分を控除後）を有している。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△191,009</td> </tr> <tr> <td>b. 年金資産</td> <td style="text-align: right;">76,310</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>c. 未積立退職給付債務(a+b)</td> <td style="text-align: right;">△114,698</td> </tr> <tr> <td>d. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">11,557</td> </tr> <tr> <td>e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）</td> <td style="text-align: right;">2,812</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)</td> <td style="text-align: right;">△100,329</td> </tr> <tr> <td>g. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">5,552</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>h. 退職給付引当金(f-g)</td> <td style="text-align: right;">△105,881</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない複数事業主制度について、掛金拠出割合等により計算した年金資産額7,905百万円を含めていない。</p> <p>2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">a. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">9,437</td> </tr> <tr> <td>b. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">4,644</td> </tr> <tr> <td>c. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△3,686</td> </tr> <tr> <td>d. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">2,712</td> </tr> <tr> <td>e. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">66</td> </tr> <tr> <td>f. その他</td> <td style="text-align: right;">604</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)</td> <td style="text-align: right;">13,778</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記退職給付費用以外に、早期退職金3,073百万円を特別損失として計上している。</p> <p>2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「a. 勤務費用」に計上している。</p>	a. 退職給付債務	△191,009	b. 年金資産	76,310	<hr/>		c. 未積立退職給付債務(a+b)	△114,698	d. 未認識数理計算上の差異	11,557	e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）	2,812	<hr/>		f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)	△100,329	g. 前払年金費用	5,552	<hr/>		h. 退職給付引当金(f-g)	△105,881	a. 勤務費用	9,437	b. 利息費用	4,644	c. 期待運用収益	△3,686	d. 数理計算上の差異の費用処理額	2,712	e. 過去勤務債務の費用処理額	66	f. その他	604	<hr/>		g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)	13,778
a. 退職給付債務	△187,638																																																																												
b. 年金資産	66,251																																																																												
<hr/>																																																																													
c. 未積立退職給付債務(a+b)	△121,387																																																																												
d. 未認識数理計算上の差異	10,236																																																																												
e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）	12,040																																																																												
<hr/>																																																																													
f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)	△99,110																																																																												
g. 前払年金費用	3,677																																																																												
<hr/>																																																																													
h. 退職給付引当金(f-g)	△102,787																																																																												
a. 勤務費用	9,444																																																																												
b. 利息費用	4,351																																																																												
c. 期待運用収益	△3,267																																																																												
d. 数理計算上の差異の費用処理額	3,102																																																																												
e. 過去勤務債務の費用処理額	716																																																																												
f. その他	—																																																																												
<hr/>																																																																													
g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)	14,347																																																																												
a. 退職給付債務	△191,009																																																																												
b. 年金資産	76,310																																																																												
<hr/>																																																																													
c. 未積立退職給付債務(a+b)	△114,698																																																																												
d. 未認識数理計算上の差異	11,557																																																																												
e. 未認識過去勤務債務（債務の増加及び減少）	2,812																																																																												
<hr/>																																																																													
f. 連結貸借対照表計上額純額(c+d+e)	△100,329																																																																												
g. 前払年金費用	5,552																																																																												
<hr/>																																																																													
h. 退職給付引当金(f-g)	△105,881																																																																												
a. 勤務費用	9,437																																																																												
b. 利息費用	4,644																																																																												
c. 期待運用収益	△3,686																																																																												
d. 数理計算上の差異の費用処理額	2,712																																																																												
e. 過去勤務債務の費用処理額	66																																																																												
f. その他	604																																																																												
<hr/>																																																																													
g. 退職給付費用(a+b+c+d+e+f)	13,778																																																																												

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>a. 退職給付見込額の期 期間定額基準 間配分方法</p> <p>b. 割引率 国内会社 1.5%~2.5% 海外会社 4.6%~5.8%</p> <p>c. 期待運用収益率 国内会社 0.8%~4.0% 海外会社 6.7%~8.5%</p> <p>d. 過去勤務債務の額の 5年~21年（発生時の従業 処理年数 員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額法 による。）</p> <p>e. 数理計算上の差異の 5年~21年（発生時の従業 処理年数 員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額法 により、翌連結会計年度か ら費用処理することとして いる。）</p> <p>f. 会計基準変更時差異 1年 の処理年数</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>a. 退職給付見込額の期 期間定額基準 間配分方法</p> <p>b. 割引率 国内会社 1.5%~2.5% 海外会社 4.0%~5.8%</p> <p>c. 期待運用収益率 国内会社 0.8%~4.0% 海外会社 4.0%~8.0%</p> <p>d. 過去勤務債務の額の 5年~21年（発生時の従業 処理年数 員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額法 による。）</p> <p>e. 数理計算上の差異の 5年~21年（発生時の従業 処理年数 員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額法 により、翌連結会計年度か ら費用処理することとして いる。）</p> <p>f. 会計基準変更時差異 1年 の処理年数</p>

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

平成18年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年6月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	付与当時の取締役5名、執行役員25名、従業員80名
ストック・オプション数	普通株式 1,994,000株
付与日	平成15年6月2日
権利確定条件	権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または社員の地位にあること (任期満了により退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合を除く。)
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① スtock・オプションの数

	平成14年6月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	1,168,000
権利確定	—
権利行使	64,000
失効	16,000
未行使残	1,088,000

② 単価情報

	平成14年6月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	173
行使時平均株価 (円)	240
公正な評価単価(付与日) (円)	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	183,201	205,940
退職給付引当金損金算入限度超過額	45,561	46,029
貸倒引当金損金算入限度超過額	25,264	11,294
未払経費自己否認額	15,207	12,833
買掛金(保証工事費用)	14,359	12,342
製品保証引当金損金算入限度超過額	18,583	19,815
固定資産(含む減損損失)	—	39,686
減損損失	42,799	—
その他	62,654	61,869
繰延税金資産小計	407,630	409,812
評価性引当額	△351,425	△362,074
繰延税金資産合計	56,205	47,738
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,022	△6,797
全面時価評価法に基づく土地評価額	△6,149	△5,047
固定資産圧縮積立金	△436	△412
在外子会社の加速度償却費	△41,627	△34,637
その他	△11,685	△16,242
繰延税金負債合計	△65,921	△63,136
繰延税金資産(負債)の純額	△9,716	△15,398

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
流動資産－繰延税金資産	1,206	846
固定資産－繰延税金資産	7,413	8,468
流動負債－繰延税金負債	△86	△453
固定負債－繰延税金負債	△18,251	△24,259

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成17年度 (平成18年3月31日) (%)	平成18年度 (平成19年3月31日) (%)
法定実効税率	税金等調整前当期純損失であるため、当連結会計年度から記載を省略している。	40.3
(調整)		
評価性引当額の増減及び欠損金の利用による影響等		18.5
受取配当金益金不算入		△5.7
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		53.3

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成17年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,080,884	39,183	2,120,068	—	2,120,068
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	(1)	—	(1)	1	—
計	2,080,883	39,183	2,120,067	1	2,120,068
営業費用	2,087,026	28,764	2,115,791	(2,506)	2,113,284
営業利益(又は営業損失)	(6,142)	10,418	4,276	2,507	6,783
II 資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出					
資産	1,453,123	127,607	1,580,731	(23,161)	1,557,570
減価償却費	60,944	8,541	69,486	—	69,486
減損損失	45,084	—	45,084	—	45,084
資本的支出	119,460	8,904	128,365	—	128,365

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,154,921	47,947	2,202,869	—	2,202,869
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	(249)	—	(249)	249	—
計	2,154,672	47,947	2,202,619	249	2,202,869
営業費用	2,136,990	25,641	2,162,631	—	2,162,631
営業利益	17,682	22,305	39,987	249	40,237
II 資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出					
資産	1,674,897	110,818	1,785,715	(7,022)	1,778,693
減価償却費	68,215	6,820	75,035	—	75,035
減損損失	7,465	—	7,465	—	7,465
資本的支出	98,058	14,176	112,235	—	112,235

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等

(1) 自動車……乗用車等

(2) 金融……販売金融等

3. 会計処理の方法の変更

(前連結会計年度)

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「自動車事業」について、資産が26,176百万円減少している。

(2) 退職給付に係る会計基準の一部改正

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。これによる「自動車事業」の営業損益に与える影響は軽微である。

(当連結会計年度)

記載すべき事項はない。

4. 追加情報

(前連結会計年度)

記載すべき事項はない。

(当連結会計年度)

有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当連結会計年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、「自動車事業」について、営業利益が7,585百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

平成17年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	876,752	388,466	583,122	106,535	165,191	2,120,068	—	2,120,068
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	475,429	12,763	14,463	121,963	1,055	625,675	(625,675)	—
計	1,352,182	401,229	597,585	228,498	166,247	2,745,744	(625,675)	2,120,068
営業費用	1,363,040	405,120	588,296	213,278	171,279	2,741,015	(627,730)	2,113,284
営業利益(又は営業損失)	(10,857)	(3,891)	9,288	15,220	(5,031)	4,728	2,054	6,783
II 資産	1,130,673	315,155	198,625	164,609	73,948	1,883,011	(325,441)	1,557,570

平成18年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	900,250	396,441	655,942	86,544	163,689	2,202,869	—	2,202,869
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	614,971	27,500	25,213	206,341	397	874,423	(874,423)	—
計	1,515,221	423,941	681,155	292,885	164,087	3,077,292	(874,423)	2,202,869
営業費用	1,520,358	418,475	655,827	272,625	167,649	3,034,937	(872,305)	2,162,631
営業利益(又は営業損失)	(5,136)	5,466	25,327	20,260	(3,562)	42,355	(2,117)	40,237
II 資産	1,271,955	333,025	248,485	250,081	83,774	2,187,321	(408,627)	1,778,693

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米……米国、プエルトリコ
- (2) 欧州……オランダ
- (3) アジア……タイ、フィリピン
- (4) その他……オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.

3. 会計処理の方法の変更

(前連結会計年度)

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「日本」について、資産が26,176百万円減少している。

(2) 退職給付に係る会計基準の一部改正

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。これによる「日本」の営業損益に与える影響は軽微である。

(当連結会計年度)

記載すべき事項はない。

4. 追加情報

(前連結会計年度)

記載すべき事項はない。

(当連結会計年度)

有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当連結会計年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、「日本」について、営業利益が7,585百万円増加している。

【海外売上高】

平成17年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	415,614	586,167	235,775	378,357	1,615,914
II 連結売上高（百万円）					2,120,068
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	19.6	27.7	11.1	17.8	76.2

平成18年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	423,611	662,815	191,347	419,130	1,696,905
II 連結売上高（百万円）					2,202,869
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	19.2	30.1	8.7	19.0	77.0

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米……米国、プエルトリコ
- (2) 欧州……オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア
- (3) アジア……タイ、マレーシア、台湾
- (4) その他……オーストラリア、ニュージーランド

3. 海外売上高は、連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【関連当事者との取引】

平成17年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	三菱商事株式会社	東京都千代田区	197,817百万円	卸売業	直接14.1	兼任1名 転籍2名	営業上の取引	出資	30,000	資本金 資本剰余金	15,000 15,000
	ダイムラークライスラー・アーゲー	ドイツ、シュツットガルト	2,649百万ユーロ	自動車その他の輸送用機器の製造・販売	—	—	乗用車の開発・生産・販売などに関する国際提携	三菱ふそうトラック・バス株式会社の株式譲渡契約に基づく損失補償	—	未払金及び未払費用	23,858

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 出資は、第三者割当による優先株式の発行であり、交渉により決定している。
2. 株式譲渡契約に基づく損失補償は、三菱ふそうトラック・バス株式会社の純資産額に基づき、交渉により決定している。
3. ダイムラークライスラー・アーゲーは平成17年11月11日付けで関連当事者でなくなった。
上記の取引金額はダイムラークライスラー・アーゲーが関連当事者であった期間の取引、また期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点での残高をそれぞれ記載している。

平成18年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	三菱商事株式会社	東京都千代田区	199,228	卸売業	直接 14.1	兼任1名 転籍2名	製品の販売及び原材料の輸入	株式売却代金(注1)	2,750	—	—
								株式売却益(注1)	2,365		

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ハートビートディーラーズ有限公司	東京都中央区	3	信託受益権の保有及び売買	直接 100	—	匿名組合事業への出資	清算配当受領(注2)	8,533	未収入金	63
								清算益(注2)	6,880		
子会社	ハートビートランド有限公司	東京都中央区	3	信託受益権の保有及び売買	直接 100	—	匿名組合事業への出資	清算配当受領(注2)	11,229	—	—
								清算益(注2)	7,034		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式売却については当社保有の関係会社株式を売却したもので、売買契約に基づき売却代金の決定を行っている。
2. 清算配当受領については匿名組合事業終了により生じた出資配当金等である。

(企業結合等関係)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国内販売会社の統合による販売体制の効率化を目的として連結子会社同士を合併した。

1. 合併に関する事項

- (1) 企業結合の対象となった事業
自動車販売業等
- (2) 企業結合の対象となった事業の内容
自動車の販売等
- (3) 企業結合の法的形式
存続会社による吸収合併
- (4) 結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
 - ①平成18年4月1日付合併

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	島根三菱自動車販売株式会社	山陰三菱自動車販売株式会社
消滅会社	西鳥取三菱自動車販売株式会社	

②平成18年7月1日付合併

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	埼玉中央三菱自動車販売株式会社	埼玉三菱自動車販売株式会社
消滅会社	埼玉三菱自動車販売株式会社	
存続会社	伊予三菱自動車販売株式会社	愛媛三菱自動車販売株式会社
消滅会社	宇和島三菱自動車販売株式会社	
	松山三菱自動車販売株式会社	

2. 実施した会計処理の概要

合併した会社はいずれも自動車セグメントに含まれる連結子会社であるため、共通支配下の取引に該当し、個別財務諸表上、結合当事企業の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、また、連結財務諸表上は内部取引としてすべて消去している。

なお、結合当事企業の少数株主から子会社株式を追加取得していない。

(重要な後発事象)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
該当事項はない。	<p>国内連結子会社の合併</p> <p>当社は、平成19年1月12日に、「業界トップレベルのお客様満足度達成及び利益率の向上」を図り、「国内事業黒字化の早期達成を目指す」ことを目的とし、国内乗用車販売連結子会社及び国内部品販売連結子会社を各々統合する方針を公表している。</p> <p>具体的に、国内乗用車販売連結子会社は全国を5つの地域ごとに、また国内部品販売連結子会社についても以下のとおり、各々1社に統合する予定である。</p> <table border="1" data-bbox="751 595 1380 1505"> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 595 847 703">北海道地区</td> <td data-bbox="847 595 1380 703">北海道三菱自動車販売(株)・札幌三菱自動車販売(株)・旭川三菱自動車販売(株)・空知三菱自動車販売(株)・岩見沢三菱自動車販売(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 703 847 810">東日本地区</td> <td data-bbox="847 703 1380 810">岩手三菱自動車販売(株)・福島三菱自動車販売(株)・群馬中央三菱自動車販売(株)・栃木三菱自動車販売(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 810 847 994">関東地区</td> <td data-bbox="847 810 1380 994">南茨城三菱自動車販売(株)・東京三菱自動車販売(株)・埼玉三菱自動車販売(株)・神奈川三菱自動車販売(株)・川崎三菱自動車販売(株)・山梨三菱自動車販売(株)・松本三菱自動車販売(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 994 847 1102">中部地区</td> <td data-bbox="847 994 1380 1102">愛知中央三菱自動車販売(株)・名古屋三菱自動車販売(株)・岐阜三菱自動車販売(株)・石川三菱自動車販売(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1102 847 1321">西日本地区</td> <td data-bbox="847 1102 1380 1321">近畿三菱自動車販売(株)・山陰三菱自動車販売(株)・岡山三菱自動車販売(株)・広島中央三菱自動車販売(株)・新山口三菱自動車販売(株)・愛媛三菱自動車販売(株)・長崎三菱自動車販売(株)・宮崎中央三菱自動車販売(株)・鹿児島中央三菱自動車販売(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1321 847 1505">部品販売連結子会社</td> <td data-bbox="847 1321 1380 1505">北海道三菱自動車部品販売(株)・東北三菱自動車部品販売(株)・北関東三菱自動車部品販売(株)・信越三菱自動車部品販売(株)・関東三菱自動車部品販売(株)・北陸三菱自動車部品販売(株)・中国三菱自動車部品販売(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該合併に係る会計処理は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定である。</p> <p>なお、北海道地区の乗用車販売連結子会社は、平成19年4月1日に北海道三菱自動車販売(株)を存続会社とする吸収合併方式で合併しており、北海道地区以外の乗用車販売連結子会社及び部品販売連結子会社は、平成19年7月1日に各々合併予定である。</p> <p>現在、北海道地区以外の乗用車販売連結子会社及び部品販売連結子会社において、希望退職の募集を行っており、今後退職金が発生する見込みである。</p>	北海道地区	北海道三菱自動車販売(株)・札幌三菱自動車販売(株)・旭川三菱自動車販売(株)・空知三菱自動車販売(株)・岩見沢三菱自動車販売(株)	東日本地区	岩手三菱自動車販売(株)・福島三菱自動車販売(株)・群馬中央三菱自動車販売(株)・栃木三菱自動車販売(株)	関東地区	南茨城三菱自動車販売(株)・東京三菱自動車販売(株)・埼玉三菱自動車販売(株)・神奈川三菱自動車販売(株)・川崎三菱自動車販売(株)・山梨三菱自動車販売(株)・松本三菱自動車販売(株)	中部地区	愛知中央三菱自動車販売(株)・名古屋三菱自動車販売(株)・岐阜三菱自動車販売(株)・石川三菱自動車販売(株)	西日本地区	近畿三菱自動車販売(株)・山陰三菱自動車販売(株)・岡山三菱自動車販売(株)・広島中央三菱自動車販売(株)・新山口三菱自動車販売(株)・愛媛三菱自動車販売(株)・長崎三菱自動車販売(株)・宮崎中央三菱自動車販売(株)・鹿児島中央三菱自動車販売(株)	部品販売連結子会社	北海道三菱自動車部品販売(株)・東北三菱自動車部品販売(株)・北関東三菱自動車部品販売(株)・信越三菱自動車部品販売(株)・関東三菱自動車部品販売(株)・北陸三菱自動車部品販売(株)・中国三菱自動車部品販売(株)
北海道地区	北海道三菱自動車販売(株)・札幌三菱自動車販売(株)・旭川三菱自動車販売(株)・空知三菱自動車販売(株)・岩見沢三菱自動車販売(株)												
東日本地区	岩手三菱自動車販売(株)・福島三菱自動車販売(株)・群馬中央三菱自動車販売(株)・栃木三菱自動車販売(株)												
関東地区	南茨城三菱自動車販売(株)・東京三菱自動車販売(株)・埼玉三菱自動車販売(株)・神奈川三菱自動車販売(株)・川崎三菱自動車販売(株)・山梨三菱自動車販売(株)・松本三菱自動車販売(株)												
中部地区	愛知中央三菱自動車販売(株)・名古屋三菱自動車販売(株)・岐阜三菱自動車販売(株)・石川三菱自動車販売(株)												
西日本地区	近畿三菱自動車販売(株)・山陰三菱自動車販売(株)・岡山三菱自動車販売(株)・広島中央三菱自動車販売(株)・新山口三菱自動車販売(株)・愛媛三菱自動車販売(株)・長崎三菱自動車販売(株)・宮崎中央三菱自動車販売(株)・鹿児島中央三菱自動車販売(株)												
部品販売連結子会社	北海道三菱自動車部品販売(株)・東北三菱自動車部品販売(株)・北関東三菱自動車部品販売(株)・信越三菱自動車部品販売(株)・関東三菱自動車部品販売(株)・北陸三菱自動車部品販売(株)・中国三菱自動車部品販売(株)												

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
※1	第5回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)	平成9年 5月28日	25,600	25,600	3.3	なし	平成21年 5月28日
※1	第6回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)	平成9年 5月28日	8,700	8,700 (8,700)	3.1	なし	平成19年 5月28日
※1	ユーロ・ミディアム・ターム・ノート	平成15年 ～平成16年	3,000 (1,000)	2,000	3.0	なし	平成19年 ～平成20年
※2	子会社ユーロ・ミディアム・ターム・ ノート	平成15年 4月～5月	3,745 (3,745)	—	5.0～ 5.2	なし	平成18年
※3	銀行保証付社債	平成17年 ～平成18年	21,140	25,690	5.7～ 6.0	なし	平成20年 ～平成21年
※4	第1回無担保社債	平成17年 9月26日	200	200	1.1	なし	平成22年 9月24日
	合計	—	62,385 (4,745)	62,190 (8,700)	—	—	—

1. () 内の数字は1年以内に償還が予定されるもので内数表示している。

2. ※1 連結財務諸表提出会社

※2 在外子会社エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス (ネザーランド) ・ビー・ブイ (オランダ) の発行しているものを集約している。(前期末残高 26,225千ユーロ)

※3 在外子会社ミツビシ・モーターズ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド (タイ) の発行しているものを集約している。(前期末残高 7,000,000千バーツ、当期末残高 7,000,000千バーツ)

※4 国内子会社 水菱プラスチック(株)

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
8,700	27,690	25,600	200	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	159,254	215,036	5.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	80,363	128,308	4.3	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	145,749	98,316	4.8	平成20年～35年
その他の有利子負債				
その他（流動負債：従業員預り金）	5,920	5,532	0.5	—
その他（流動負債：預り金）	4,608	4,319	1.4	—
その他（固定負債：預り保証金）	6,216	6,279	0.1	—
合計	402,113	457,791	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	68,619	29,244	238	164

(2) 【その他】

該当事項はない。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		183,701		219,758		
2. 受取手形	※7・12	439		843		
3. 売掛金	※7・8・12	147,915		255,577		
4. 製品		30,686		52,564		
5. 原材料		9,329		19,752		
6. 仕掛品		97,449		82,542		
7. 貯蔵品		4,149		4,315		
8. 前渡金		1,475		1,127		
9. 前払費用		3,886		4,863		
10. 未収入金	※1・3・12	47,177		55,098		
11. 関係会社短期貸付金		96,223		59,200		
12. 仮払金		16,608		—		
13. その他		1,011		11,133		
貸倒引当金		△51,850		△71,776		
流動資産合計		588,203	56.3	695,001	59.6	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物	※1	132,129		133,581		
減価償却累計額	※2	88,415	43,713	91,444	42,136	
(2) 構築物	※1	35,453		35,491		
減価償却累計額	※2	26,079	9,373	26,946	8,544	
(3) 機械装置	※1	442,394		447,172		
減価償却累計額	※2	369,049	73,345	369,155	78,016	
(4) 車両運搬具		8,958		9,182		
減価償却累計額	※2	5,710	3,247	6,765	2,416	
(5) 工具器具備品	※1	157,726		154,894		
減価償却累計額	※2	142,394	15,331	139,234	15,659	
(6) 土地	※1		42,164		43,567	
(7) 建設仮勘定			9,655		4,030	
有形固定資産合計			196,832		194,372	16.7

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2. 無形固定資産					
(1) 特許権			2,435		1,963
(2) 借地権			866		866
(3) 商標権			10		9
(4) 意匠権			98		74
(5) ソフトウェア			10,174		9,137
(6) その他			1,054		1,014
無形固定資産合計			14,638	1.4	13,065
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※1		43,237		43,296
(2) 関係会社株式			155,757		181,737
(3) 出資金			7,820		4
(4) 関係会社出資金			4,713		13,481
(5) 長期貸付金			464		394
(6) 関係会社長期貸付金			832		433
(7) 破産債権、再生債 権、更生債権その他 これらに準ずる債権			3,033		6,387
(8) 長期前払費用			9,448		8,563
(9) 保証金			21,712		15,772
(10) その他			1,520		220
貸倒引当金			△3,433		△6,514
投資その他の資産合計			245,108	23.5	263,776
固定資産合計			456,579	43.7	471,214
資産合計			1,044,783	100.0	1,166,216

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 支払手形	※7・12	15,537		24,671		
2. 買掛金	※7・12	235,265		365,819		
3. 短期借入金		44,607		66,507		
4. 1年以内に返済予定の 長期借入金	※1	33,760		118,373		
5. 未払金	※12	75,046		70,029		
6. 未払費用		4,457		3,762		
7. 未払法人税等		770		781		
8. 繰延税金負債		—		453		
9. 前受金		11,556		542		
10. 預り金	※7	28,999		26,500		
11. 前受収益		51		70		
12. 製品保証引当金		22,933		22,933		
13. その他		14,289		20,888		
流動負債合計		487,275	46.6	721,334	61.8	
II 固定負債						
1. 社債		36,300		27,600		
2. 長期借入金	※1	121,747		63,924		
3. 退職給付引当金		82,842		84,313		
4. 役員退職慰労引当金		1,359		696		
5. 保証債務引当金		39,097		23,303		
6. 繰延税金負債		12,714		13,491		
7. 長期未払金		25,428		16,889		
8. その他		6,265		6,130		
固定負債合計		325,755	31.2	236,349	20.3	
負債合計		813,030	77.8	957,683	82.1	

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
I 資本金	※4		657,336	62.9	—
II 資本剰余金					
1. 資本準備金		433,184		—	
資本剰余金合計			433,184	41.5	—
III 利益剰余金					
1. 当期末処理損失		867,475		—	
利益剰余金合計			△867,475	△83.0	—
IV その他有価証券評価差額 金			8,719	0.8	—
V 自己株式	※5		△12	△0.0	—
資本合計			231,752	22.2	—
負債・資本合計			1,044,783	100.0	—

区分	注記 番号	平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	657,342	56.4
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—	—	433,189	
資本剰余金合計		—	—	433,189	37.1
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—	—	△892,016	
利益剰余金合計		—	—	△892,016	△76.5
4. 自己株式		—	—	△13	△0.0
株主資本合計		—	—	198,501	17.0
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		—	—	9,871	0.9
2. 繰延ヘッジ損益		—	—	159	0.0
評価・換算差額等合計		—	—	10,031	0.9
純資産合計		—	—	208,533	17.9
負債純資産合計		—	—	1,166,216	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高	※2		1,259,981	100.0		1,457,016	100.0
II 売上原価							
1. 期首製品たな卸高		32,381			30,686		
2. 当期製品仕入高		115,139			145,937		
3. 当期製品製造原価		1,000,285			1,202,441		
合計		1,147,806			1,379,066		
4. 他勘定振替高	※1	16,041			12,001		
5. 期末製品たな卸高		30,686			52,564		
6. 製品売上原価		1,101,078	1,101,078	87.4	1,314,501	1,314,501	90.2
売上総利益			158,902	12.6		142,515	9.8
III 販売費及び一般管理費							
1. 販売促進宣伝費		65,687			50,094		
2. 運賃運搬費		15,220			20,353		
3. 貸倒引当金繰入額		2,069			1,682		
4. 役員・従業員賃金諸手当		17,878			17,719		
5. 退職給付引当金繰入額		2,624			2,263		
6. 役員退職慰労引当金繰入額		346			—		
7. 減価償却費		6,884			7,295		
8. 研究開発費	※7	44,990			39,007		
9. 報酬手数料		6,009			5,543		
10. 賃借料		15,050			13,294		
11. その他		△3,483	173,277	13.7	△2,600	154,655	10.6
営業損失			14,374	△1.1		12,140	△0.8
IV 営業外収益							
1. 受取利息	※2	11,243			6,951		
2. 受取配当金	※2	3,780			7,078		
3. その他		193	15,217	1.2	408	14,438	1.0
V 営業外費用							
1. 支払利息		8,682			9,596		
2. 社債利息		1,210			1,196		
3. 外国為替差損		7,054			6,221		
4. 訴訟費用		2,737			3,136		
5. その他		4,802	24,486	2.0	2,872	23,023	1.6
経常損失			23,644	△1.9		20,725	△1.4

区分	注記 番号	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 匿名組合清算益	※2・8	—			13,885		
2. 固定資産売却益	※3	1,237			—		
3. 関係会社株式売却益		2,253			4,730		
4. 保証債務引当金戻入益		555			—		
5. その他		865	4,912	0.4	4,455	23,070	1.6
VII 特別損失							
1. 関係会社株式評価損		69,631			15,600		
2. 減損損失	※4	22,504			—		
3. 保証債務引当金繰入額		—			5,244		
4. 固定資産廃却損	※5	3,136			2,117		
5. 固定資産売却損	※6	101			—		
6. その他		11,225	106,600	8.4	5,107	28,070	2.0
税引前当期純損失			125,332	△9.9		25,724	△1.8
法人税、住民税及び事業税		△2,986			△1,183		
法人税等調整額		5,806	2,819	0.3	—	△1,183	△0.1
当期純損失			128,152	△10.2		24,541	△1.7
前期繰越損失			739,322			—	
当期未処理損失			867,475			—	

製造原価明細書

区分	注記 番号	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 材料費		797,714	80.1	922,486	81.5
II 労務費	※1	77,640	7.8	81,275	7.2
III 経費	※2	120,509	12.1	127,700	11.3
当期総製造費用		995,864	100.0	1,131,463	100.0
期首仕掛品たな卸高		84,660		97,449	
合計		1,080,525		1,228,912	
他勘定振替高	※3	△17,209		△56,071	
期末仕掛品たな卸高		97,449		82,542	
当期製品製造原価		1,000,285		1,202,441	

(脚注)

平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																								
<p>※1. 労務費のうち主なものは、従業員賃金諸手当62,663百万円、退職給付引当金繰入額5,664百万円である。</p> <p>※2. 経費のうち主なものは、保証工事費24,282百万円、改良研究費11,566百万円、運賃運搬費22,086百万円である。</p> <p>※3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産への振替</td> <td>995</td> </tr> <tr> <td>研究開発費及びその他の経費への振替</td> <td>1,690</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産評価損への振替</td> <td>2,674</td> </tr> <tr> <td>製品勘定からの振替他</td> <td>△22,570</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△17,209</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 原価計算の方法 製品原価の計算は、乗用車については標準総合原価計算の方法により、その他の個別生産品等については製品別・受注ロット別に実際個別原価計算(ただし、製造間接費は予定レートを使用)の方法により実施している。なお、その他の個別生産品等のうち受託研究開発については契約別に個別原価計算の方法を実施している。 標準原価及び予定レートと実際原価との差額は原価差額として、仕掛品・製品及び売上原価に再配賦して処理している。</p>	(百万円)		固定資産への振替	995	研究開発費及びその他の経費への振替	1,690	たな卸資産評価損への振替	2,674	製品勘定からの振替他	△22,570	計	△17,209	<p>※1. 労務費のうち主なものは、従業員賃金諸手当66,737百万円、退職給付引当金繰入額5,295百万円である。</p> <p>※2. 経費のうち主なものは、保証工事費30,991百万円、改良研究費18,382百万円、運賃運搬費20,713百万円である。</p> <p>※3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産への振替</td> <td>1,137</td> </tr> <tr> <td>研究開発費及びその他の経費への振替</td> <td>1,476</td> </tr> <tr> <td>購入品型費処理変更</td> <td>△38,194</td> </tr> <tr> <td>製品勘定からの振替他</td> <td>△20,491</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△56,071</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 原価計算の方法 製品原価の計算は、乗用車については標準総合原価計算の方法により、その他の個別生産品等については製品別・受注ロット別に実際個別原価計算(ただし、製造間接費は予定レートを使用)の方法により実施している。なお、その他の個別生産品等のうち受託研究開発については契約別に個別原価計算の方法を実施している。 標準原価及び予定レートと実際原価との差額は原価差額として、仕掛品・製品及び売上原価に再配賦して処理している。</p>	(百万円)		固定資産への振替	1,137	研究開発費及びその他の経費への振替	1,476	購入品型費処理変更	△38,194	製品勘定からの振替他	△20,491	計	△56,071
(百万円)																									
固定資産への振替	995																								
研究開発費及びその他の経費への振替	1,690																								
たな卸資産評価損への振替	2,674																								
製品勘定からの振替他	△22,570																								
計	△17,209																								
(百万円)																									
固定資産への振替	1,137																								
研究開発費及びその他の経費への振替	1,476																								
購入品型費処理変更	△38,194																								
製品勘定からの振替他	△20,491																								
計	△56,071																								

③【損失処理計算書及び株主資本等変動計算書】

【損失処理計算書】

		平成17年度 株主総会承認日 (平成18年6月23日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
I. 当期末処理損失			867,475
II. 次期繰越損失			867,475

【株主資本等変動計算書】

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657,336	433,184	433,184	△867,475	△867,475	△12	223,033
事業年度中の変動額							
新株の発行	5	5	5				11
当期純損失				△24,541	△24,541		△24,541
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当年度 中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	5	5	5	△24,541	△24,541	△0	△24,531
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657,342	433,189	433,189	△892,016	△892,016	△13	198,501

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,719	—	8,719	231,752
事業年度中の変動額				
新株の発行				11
当期純損失				△24,541
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当年度 中の変動額 (純額)	1,152	159	1,311	1,311
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,152	159	1,311	△23,219
平成19年3月31日 残高 (百万円)	9,871	159	10,031	208,533

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当社は、前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても128,152百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」（平成16年度～平成18年度）を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月にⅠ聖域なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当年度の進捗状況は次の通りである。</p>	<p>当社は、平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても24,541百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」（平成16年度～平成18年度）を平成16年5月に策定し、また、平成16年6月にⅠ聖域なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>しかしながら、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当年度の進捗状況は次の通りである。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当年度も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践商品の徹底的な信頼性の向上 ◆事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他の自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 ◆コンプライアンスの実践と浸透 [追加課題] ◆販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地域での更なる営業力の強化 ◆販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 ◆グローバル生産体制の適正化 ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強化 <p>3. 必達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成18年度での黒字化（連結当期純利益:80億円） ◆平成19年度での黒字体質定着化（連結当期純利益:410億円） 	<p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践商品の徹底的な信頼性の向上 ◆事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 ◆コンプライアンスの実践と浸透 [平成18年度の追加課題] ◆販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地域での更なる営業力の強化 ◆販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 ◆グローバル生産体制の適正化 ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強化 [平成19年度の追加課題] ◆国内販売ネットワークの広域統合と営業力強化による国内事業黒字化の早期達成 ◆BRICsを中心とした新興市場への販売拡大 ◆環境対応技術の開発推進 <p>3. 必達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成18年度での黒字化は達成した。 ◆平成19年度での黒字体質定着化に向けて、経営諸施策の実行に取り組む。

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 事業戦略</p> <p>(1) 販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2) 商品戦略</p> <p>① モータースポーツの位置付け</p> <p>当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>② 車種展開のさらなる効率化</p> <p>台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>③ 新車投入計画</p> <p>過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3) 提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年5月に開始した日産自動車株式会社への軽自動車のOEM供給拡大に加え、プジョー・シトロエン・グループ (PSA) への新型SUVのOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。新型SUVは欧州市場に平成19年より導入予定である。また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後さらに検討していく。</p>	<p>4. 事業戦略</p> <p>(1) 販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。当初計画では平成19年度時点で平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させる予定であったが、国内やアセアン等の総需要低迷を反映し、目標レベルを132万台に修正した。</p> <p>(2) 商品戦略</p> <p>① モータースポーツの位置付け</p> <p>当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>② 車種展開のさらなる効率化</p> <p>台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>③ 新車投入計画</p> <p>平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3) 提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、三菱重工業株式会社との次世代ディーゼルエンジンの共同開発合意や、PSAプジョー・シトロエン社との間で同社よりディーゼルエンジンの供給を受ける契約を締結し、また、日産自動車株式会社とは平成19年4月にOEM供給車種を拡大することで合意した。</p> <p>引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4) 地域戦略</p> <p>① 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様を中心とした全保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット専用補修部品の新ブランドを立ち上げることにより、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>② 北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、平成18年1月には、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>③ 欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>④ 中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>⑤ その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。豪州については、平成17年8月にエンジン工場を閉鎖した。</p>	<p>(4) 地域戦略</p> <p>① 日本 「三菱自動車再生計画」の柱の一つである国内販売ネットワークの再構築を加速し、連結販売会社、部品販売会社を平成19年度中に広域統合することとした。「ネットワーク効率化」、「店舗営業力強化」、「ガバナンス強化」を基本方針として推進し、業界トップレベルのお客様満足度達成及び利益率向上を図り、国内事業黒字化の早期達成を目指す。</p> <p>② 北米 北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。</p> <p>③ 欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>④ 中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。その具体策として、平成18年9月に中国の東南（福建）汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>⑤ その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(5) コスト削減</p> <p>① 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。</p> <p>② 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル（平成15年度実績比）の低減を目指す。 なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る歓びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは連結営業利益を除き黒字化が達成できなかった。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>(5) コスト削減</p> <p>① 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。</p> <p>② 資材費低減 当初想定していた以上に原材料価格は高騰しているが、今後も更なる低減に向けて取り組んでいく。</p> <p>5. 企業理念と目指す方向 平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る歓びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には87億円の連結当期純利益を計上し、必達目標であった連結当期純利益の黒字化を達成した。平成19年度は再生計画で掲げた「黒字体質の定着化」に向けて、経営諸施策の実行に取り組んでいく。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>7. 支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円〔三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社三菱東京UFJ銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱UFJ信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、三菱商事株式会社を引受先とする300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成18年3月31日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となったため、当社は平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画した。実際の調達も順調に進み、平成17年度末までに700億円の新規借入を完了した。今後の調達については、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p> <p>(3) 資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p>	<p>7. 支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成19年3月31日現在で約34%である。また、当社は平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、必要な資金を調達していく予定である。</p> <p>(3) 資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を実行するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当年度の業績は、事業戦略、資本・資金の増強及び経営実行力の強化などの諸施策に鋭意取り組んだ結果、連結営業利益について当初計画より1年前倒しで黒字となった。一方、連結当期純利益については、日本での減損損失に加え、販売の回復に時間を要している米国・豪州での追加減損損失処理の実施、及び構造改革損失などを特別損失として計上した結果、平成17年11月10日中間決算公表時の当連結会計年度の連結業績予想値を下回ったが、個別事業の健全化を図り、平成18年度以降の「体質の強化・転換」に資するものと考えている。</p> <p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。</p>	<p>当連結会計年度の業績は、営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成することができた。</p> <p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。</p>

[次へ](#)

重要な会計方針

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）</p> <p>② 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法（特例処理した金利スワップを除く）</p> <p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 先入先出法による原価法。 ただし、補給用部品・用品は移動平均法による原価法を、また、個別生産品及び購入車両（OEM車両・輸入車）は個別法による原価法を採用している。</p> <p>(2) 原材料 総平均法による原価法。</p> <p>(3) 仕掛品 先入先出法による原価法。 ただし、個別生産品については個別法による原価法を採用している。</p> <p>(4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法。 （工具等期末未使用残品の揃い上げ）</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）</p> <p>② 時価のないもの 同左</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品 同左</p> <p>(2) 原材料 同左</p> <p>(3) 仕掛品 同左</p> <p>(4) 貯蔵品 同左</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用している。なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。</p> <p>(少額減価償却資産)</p> <p>取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用している。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3) 長期前払費用</p> <p>期間内均等償却。</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用している。なお、耐用年数については、見積耐用年数を使用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 3年～60年</p> <p>機械装置及び車両運搬具 3年～17年</p> <p>工具器具備品 2年～20年</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、有形固定資産の耐用年数は法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、「三菱自動車再生計画」に基づく生産集約化、プラットフォーム(車台)数の削減・共通化により生産の安定化が見込まれる等の事業環境の変化に伴い今後見積もられる耐用年数を検討した結果、工具器具備品に含まれる金型及び購入品金型について、従来採用していた耐用年数との乖離が著しいことが明らかになった。</p> <p>このため、当年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が7,297百万円それぞれ減少している。</p> <p>(少額減価償却資産)</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(3) 長期前払費用</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしている。 (会計方針の変更) 当年度から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。 これによる損益に与える影響はない。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当年度末要支給額を計上している。</p> <p>(5) 保証債務引当金 保証債務等の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積額を計上している。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって</p>	<p>6. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当年度末要支給額を計上していたが、平成18年7月開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩を決議した。制度廃止以降、新規繰入は行っておらず、当年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前に対応する支給予定額である。</p> <p>(5) 保証債務引当金 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. ヘッジ手段……………為替予約 ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権 (予定取引に係るもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">b. ヘッジ手段……………金利スワップ ヘッジ対象……………借入金利息</p> <p style="margin-left: 20px;">c. ヘッジ手段……………金利スワップ ヘッジ対象……………社債利息</p> <p>③ ヘッジ方針 通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っている。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュ・フローを完全に固定するものである。 なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。</p> <p>9. その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>9. その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理している。</p>

会計方針の変更

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当年度から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより、税引前当期純損失は22,504百万円増加している。なお減損損失累計額については当該各資産の金額より、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品は間接控除、土地は直接控除している。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は208,373百万円である。 なお、当年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

表示方法の変更

<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>2. 損益計算書において、営業外費用に区分掲記していた「新株発行費」は金額的に重要性が低くなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「新株発行費」は295百万円である。</p> <p>3. 損益計算書において、「訴訟費用」は営業外費用の「その他」に含めて表示していたが営業外費用の総額の100分の10を超えたので区分掲記した。なお、前年度の「訴訟費用」は2,743百万円である。</p> <p>6. 損益計算書において、特別損失に区分掲記していた「株式譲渡契約に基づく損失補償」は金額的に重要性が低くなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「株式譲渡契約に基づく損失補償」は909百万円である。</p> <p>7. 損益計算書において、特別損失に区分掲記していた「たな卸資産評価損」は金額的に重要性が低くなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「たな卸資産評価損」は2,674百万円である。</p> <p>9. 損益計算書において、特別損失に区分掲記していた「構造改革損失」は金額的に重要性が低くなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「構造改革損失」は2,528百万円である。</p>	<p>1. 貸借対照表において、「仮払金」は流動資産に区分掲記していたが、金額的に重要性が低くなったため、流動資産の「その他」に含めて表示している。なお当年度の「仮払金」は9,866百万円である。</p> <p>4. 損益計算書において、特別利益に区分掲記していた「固定資産売却益」は金額的に重要性が低くなったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「固定資産売却益」は356百万円である。</p> <p>5. 損益計算書において、特別損失に区分掲記していた「減損損失」は金額的に重要性が低くなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「減損損失」は955百万円である。</p> <p>8. 損益計算書において、特別損失に区分掲記していた「固定資産売却損」は金額的に重要性が低くなったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。なお、当年度の「固定資産売却損」は299百万円である。</p>

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

平成17年度 (平成18年3月31日)		平成18年度 (平成19年3月31日)	
※1. 担保に供している資産は下記のとおりである。		※1. 担保に供している資産は下記のとおりである。	
区分 (種類)	期末帳簿価額 (百万円)	区分 (種類)	期末帳簿価額 (百万円)
水島工場財団 (注1) (抵当権)		水島工場財団 (注1) (抵当権)	
建物	4,201	建物	7,978
構築物	1,174	構築物	1,148
機械装置	25,704	機械装置	41,347
土地	2,008	工具器具備品	1,771
(計)	33,088	土地	2,008
		(計)	54,255
岡崎工場財団 (抵当権)		岡崎工場財団 (抵当権)	
建物	9,730	建物	10,638
構築物	1,307	構築物	1,116
機械装置	4,124	機械装置	5,438
土地	985	工具器具備品	297
(計)	16,148	土地	985
		(計)	18,476
京都工場財団 (抵当権)		京都工場財団 (抵当権)	
建物	6,899	建物	6,421
構築物	447	構築物	449
機械装置	13,622	機械装置	11,440
土地	2,275	工具器具備品	689
(計)	23,244	土地	2,235
		(計)	21,235
滋賀工場財団 (抵当権)		滋賀工場財団 (抵当権)	
建物	3,019	建物	2,828
構築物	232	構築物	211
機械装置	10,599	機械装置	15,031
土地	3,859	土地	3,859
(計)	17,710	(計)	21,930
その他 (抵当権)		その他 (抵当権)	
建物	5,048	建物	4,798
構築物	4,536	構築物	4,014
土地	23,819	土地	23,819
(計)	33,405	(計)	32,632
未収入金(注2) (質権)	687	未収入金(注2) (質権)	864
投資有価証券 (注3) (質権)	46	投資有価証券 (注3) (質権)	46
計	124,330	計	149,442
担保が付されている債務は下記のとおりである。		担保が付されている債務は下記のとおりである。	
区分	(百万円)	区分	(百万円)
長期借入金 (うち一年以内に返済予定 の長期借入金)	140,750 (26,313)	長期借入金 (うち一年以内に返済予定 の長期借入金)	114,187 (55,191)
保証債務	1,468	計	114,187
計	142,219		

平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)																						
<p>(注1) 上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V. の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して、水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2) 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3) 水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。</p> <p>※2. 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている。</p> <p>※3. 未収消費税等は、流動資産の未収入金に含めて表示している。</p> <p>※4. 授権株式数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,958,285,000株</td> </tr> <tr> <td>優先株式</td> <td style="text-align: right;">3,312,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式 5,491,452,544株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>優先株式 442,593株</td> </tr> </table> <p>※5. 自己株式数 普通株式 73,191株</p> <p>6. 資本の欠損の額は867,487百万円である。</p> <p>※7. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>受取手形・売掛金</td> <td style="text-align: right;">76,000百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形・買掛金</td> <td style="text-align: right;">45,457百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">23,697百万円</td> </tr> </table> <p>※8. 債権流動化による譲渡残高12,359百万円が売掛金から除かれている。</p>	普通株式	9,958,285,000株	優先株式	3,312,000株	発行済株式総数	普通株式 5,491,452,544株		優先株式 442,593株	受取手形・売掛金	76,000百万円	支払手形・買掛金	45,457百万円	預り金	23,697百万円	<p>(注1) 上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V. の国際協力銀行からの債務のうち、13,567百万円に対して、水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2) 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3) 水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。</p> <p>※2. 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている。</p> <p>※3. 未収消費税等は、流動資産の未収入金に含めて表示している。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※7. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する資産及び負債は次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>受取手形・売掛金</td> <td style="text-align: right;">177,168百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形・買掛金</td> <td style="text-align: right;">75,505百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">21,049百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,736百万円</td> </tr> </table> <p>※8. 債権流動化による譲渡残高6,614百万円が売掛金から除かれている。</p>	受取手形・売掛金	177,168百万円	支払手形・買掛金	75,505百万円	預り金	21,049百万円	短期借入金	7,736百万円
普通株式	9,958,285,000株																						
優先株式	3,312,000株																						
発行済株式総数	普通株式 5,491,452,544株																						
	優先株式 442,593株																						
受取手形・売掛金	76,000百万円																						
支払手形・買掛金	45,457百万円																						
預り金	23,697百万円																						
受取手形・売掛金	177,168百万円																						
支払手形・買掛金	75,505百万円																						
預り金	21,049百万円																						
短期借入金	7,736百万円																						

平成17年度
(平成18年3月31日)

平成18年度
(平成19年3月31日)

9. 保証債務等
(1) 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
(関係会社)		
ミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	33,182	銀行借入金
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	73,118	銀行借入金、リース料支払他
ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	6,810	銀行借入金、政府借入金、リース料支払
ミツビシ・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド	31,883	銀行借入金、社債
ミツビシ・モーター・セールス・オブ・カリビアン・インク 他16社	9,458	銀行借入金他
(その他)		
従業員	3,931	「社員財形住宅貸金」等に 係る銀行借入金
計	158,385	

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
(その他)		
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	3,215	銀行借入金
計	3,215	

10. 準備金による欠損てん補

平成15年6月開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っている。

資本準備金 197,179百万円

利益準備金 9,029百万円

11. 配当制限

商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は7,536百万円である。

9. 保証債務等
(1) 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
(関係会社)		
ミツビシ・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	11,075	銀行借入金他
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	65,888	銀行借入金、リース料支払他
ミツビシ・モーターズ (タイランド) ・カンパニー・リミテッド	35,001	銀行借入金、社債
ミツビシ・モーター・セールス・オブ・カリビアン・インク 他15社	9,201	銀行借入金他
(その他)		
従業員	3,340	「社員財形住宅貸金」等に 係る銀行借入金
計	124,506	

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
(その他)		
イーグル・ウィングス・インダストリーズ・インク	2,626	銀行借入金
計	2,626	

平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)												
	<p>※12. 期末日金融機関休日による影響</p> <p>当年度末日は金融機関が休日のため、当年度末残高には当年度末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次のとおりである。</p> <table data-bbox="826 376 1248 584"> <tr> <td>受取手形</td> <td>257百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>9,396百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>620百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>5,932百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>32,283百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>4,829百万円</td> </tr> </table>	受取手形	257百万円	売掛金	9,396百万円	未収入金	620百万円	支払手形	5,932百万円	買掛金	32,283百万円	未払金	4,829百万円
受取手形	257百万円												
売掛金	9,396百万円												
未収入金	620百万円												
支払手形	5,932百万円												
買掛金	32,283百万円												
未払金	4,829百万円												

[次へ](#)

(損益計算書関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																				
<p>※1. 製品から他勘定への振替高の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕掛品勘定への振替</td> <td style="text-align: right;">15,865百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費及びその他の経費への振替</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産他への振替</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,041百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 関係会社との取引に係るものが下記のとおり含まれている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">648,947百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">10,966百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,172百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地等</td> <td style="text-align: right;">1,237百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 減損損失 (1)減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 計40件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物</td> <td style="text-align: right;">19,915</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市等 計9件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td style="text-align: right;">2,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)資産のグルーピングの方法 生産用資産は、車体生産工場単位とし、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っている。</p> <p>(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、賃貸用資産及び遊休資産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。</p> <p>(4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。</p> <p>(5)減損損失の金額 減損損失22,504百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地</td> <td style="text-align: right;">21,352百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">776百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">375百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,504百万円</td> </tr> </table>	仕掛品勘定への振替	15,865百万円	研究開発費及びその他の経費への振替	74百万円	固定資産他への振替	101百万円	計	16,041百万円	売上高	648,947百万円	受取利息	10,966百万円	受取配当金	2,172百万円	土地等	1,237百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915	東京都多摩市等 計9件	遊休資産	土地、建物等	2,589	土地	21,352百万円	建物	776百万円	その他	375百万円	計	22,504百万円	<p>※1. 製品から他勘定への振替高の内訳は下記のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕掛品勘定への振替</td> <td style="text-align: right;">11,905百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費及びその他の経費への振替</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産他への振替</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,001百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 関係会社との取引に係るものが下記のとおり含まれている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">829,166百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">6,297百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">5,286百万円</td> </tr> <tr> <td>匿名組合清算益</td> <td style="text-align: right;">13,885百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">—————</p> <p style="text-align: right;">—————</p>	仕掛品勘定への振替	11,905百万円	研究開発費及びその他の経費への振替	85百万円	固定資産他への振替	9百万円	計	12,001百万円	売上高	829,166百万円	受取利息	6,297百万円	受取配当金	5,286百万円	匿名組合清算益	13,885百万円
仕掛品勘定への振替	15,865百万円																																																				
研究開発費及びその他の経費への振替	74百万円																																																				
固定資産他への振替	101百万円																																																				
計	16,041百万円																																																				
売上高	648,947百万円																																																				
受取利息	10,966百万円																																																				
受取配当金	2,172百万円																																																				
土地等	1,237百万円																																																				
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																		
愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915																																																		
東京都多摩市等 計9件	遊休資産	土地、建物等	2,589																																																		
土地	21,352百万円																																																				
建物	776百万円																																																				
その他	375百万円																																																				
計	22,504百万円																																																				
仕掛品勘定への振替	11,905百万円																																																				
研究開発費及びその他の経費への振替	85百万円																																																				
固定資産他への振替	9百万円																																																				
計	12,001百万円																																																				
売上高	829,166百万円																																																				
受取利息	6,297百万円																																																				
受取配当金	5,286百万円																																																				
匿名組合清算益	13,885百万円																																																				

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※5. 固定資産廃却損の内訳は下記のとおりである。 建物 320百万円 機械装置 1,936百万円 工具器具備品 405百万円 構築物他 474百万円 <hr/> 計 3,136百万円	※5. 固定資産廃却損の内訳は下記のとおりである。 建物 255百万円 機械装置 1,188百万円 工具器具備品 357百万円 長期前払費用他 316百万円 <hr/> 計 2,117百万円
※6. 固定資産売却損は下記のとおりである。 機械装置等 101百万円	
※7. 研究開発費の総額は44,990百万円（販売費及び一般管理費）である。 _____	※7. 研究開発費の総額は 39,007百万円（販売費及び一般管理費）である。 ※8. 匿名組合清算益は平成13年12月の当社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業及び、平成14年3月の当社連結子会社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業が当年度中に終了したことにより生じた出資配当金等である。

(株主資本等変動計算書関係)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注)	73	3	—	76
合計	73	3	—	76

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(リース取引関係)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1. 借主側 (1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1. 借主側 (1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	35,224	20,436	14,788	工具器具備品	28,314	14,607	13,707
機械装置	1,447	844	602	機械装置	1,783	1,049	733
ソフトウェア	2,146	1,218	927	ソフトウェア	2,179	1,468	711
その他	423	273	149	その他	389	263	126
合計	39,241	22,773	16,468	合計	32,667	17,388	15,278
②未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				②未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内		10,605百万円		1年以内		6,331百万円	
1年超		10,949百万円		1年超		12,978百万円	
合計		21,555百万円		合計		19,309百万円	
③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料		8,976百万円		支払リース料		7,313百万円	
減価償却費相当額		7,926百万円		減価償却費相当額		6,479百万円	
支払利息相当額		456百万円		支払利息相当額		586百万円	
④減価償却費相当額の算定方法 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。				④減価償却費相当額の算定方法 同左			
⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。				⑤利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。			
(2)オペレーティング・リース取引 未経過リース料				(2)オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
1年以内		1,107百万円		1年以内		385百万円	
1年超		1,245百万円		1年超		385百万円	
合計		2,352百万円		合計		770百万円	
2. 貸主側 (1)オペレーティング・リース取引 未経過リース料				2. 貸主側 (1)オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
1年以内		400百万円		1年以内		135百万円	
1年超		445百万円		1年超		135百万円	
合計		846百万円		合計		271百万円	

(有価証券関係)

前年度及び当年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
税務上の繰越欠損金	119,402	119,830
保証債務引当金	15,756	9,391
貸倒引当金損金算入限度超過額	22,236	31,551
退職給付引当金損金算入限度超過額	31,260	31,910
関係会社株式等評価損否認	273,118	279,562
買掛金(保証工事費用)	14,359	12,342
製品保証引当金	9,242	9,242
その他	39,497	40,587
繰延税金資産小計	524,870	534,415
評価性引当額	△524,870	△534,415
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,886	△6,663
その他	△6,828	△7,281
繰延税金負債合計	△12,714	△13,945
繰延税金資産(負債)の純額	△12,714	△13,945

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

平成17年度 (平成18年3月31日)	平成18年度 (平成19年3月31日)
税引前当期純損失であるため、当年度から記載を省略している。	税引前当期純損失であるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 $\Delta 38.39$ 円	1株当たり純資産額 $\Delta 42.62$ 円
1株当たり当期純損失金額 27.47円	1株当たり当期純損失金額 4.47円
(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純損失 (百万円)	128,152	24,541
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (百万円)	128,152	24,541
期中平均株式数 (千株)	4,666,018	5,491,435
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、 「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>

(重要な後発事象)

平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はない。	該当事項はない。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他 有価証券	チャイナ・モーター・コーポレーション	192,804,252	20,006
		ジヤトコ株式会社	109,571	11,505
		湖南長豊汽車製造股份有限公司	58,459,886	5,980
		フォーチュン・モーターズ・カンパニー・リミテッド	30,989,158	3,161
		株式会社安永	697,600	561
		その他 (40銘柄)	6,138,691	2,081
合計		289,199,158.00	43,296	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	132,129	2,196	745	133,581	91,444	3,570 (307)	42,136
構築物	35,453	144	105	35,491	26,946	959 (23)	8,544
機械装置	442,394	20,315	15,538	447,172	369,155	14,438 (0)	78,016
車両運搬具	8,958	759	535	9,182	6,765	903	2,416
工具器具備品	157,726	4,614	7,445	154,894	139,234	3,853 (4)	15,659
土地	42,164	2,093	690 (443)	43,567	—	—	43,567
建設仮勘定	9,655	35,588	41,213	4,030	—	—	4,030
有形固定資産計	828,482	65,712	66,274 (443)	827,920	633,548	23,724 (335)	194,372
無形固定資産							
特許権	4,271	64	—	4,336	2,372	536	1,963
借地権	866	—	—	866	—	—	866
商標権	31	1	5	26	17	2	9
意匠権	167	—	—	167	93	23	74
ソフトウェア	18,481	2,450	1,225	19,706	10,568	3,481	9,137
その他の無形固定資産	1,145	2,492	2,542	1,095	80	16	1,014
無形固定資産計	24,963	5,008	3,773	26,198	13,133	4,060	13,065
長期前払費用	17,891	1,598	1,903 (177)	17,585	9,021	2,062	8,563

(注) 1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれている。

3. 当期増加額のうち主なものは次の通りである。

建設仮勘定	機械装置	16,930百万円	工具器具備品	12,144百万円	土地	2,093百万円
機械装置	特殊作業設備	5,989百万円	金属工作機械	5,309百万円	搬送設備	3,752百万円
	試験測定設備	2,570百万円	工場用装具	1,675百万円		

4. 当期減少額のうち主なものは次の通りである。

機械装置	特殊作業設備	6,122百万円	金属工作機械	4,744百万円	搬送設備	1,717百万円
	試験測定設備	1,140百万円				

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	55,283	23,163	156	—	78,290
製品保証引当金	22,933	22,933	22,933	—	22,933
役員退職慰労引当金（注1）	1,359	—	—	662	696
保証債務引当金（注2）	39,097	5,244	—	21,039	23,303

（注1）当期減少額 662百万円は、平成18年7月開催の取締役会において引当金の一部取崩が決議されたことによるものである。

（注2）当期減少額 21,039百万円は、欧州子会社に対する保証債務残高減少によるものである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当年度末（平成19年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりである。

① 流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	0
銀行預金	
当座預金	1,777
普通預金	33,375
通知預金	134,200
定期預金	50,404
計	219,757
郵便貯金	
郵便振替口座	0
計	0
合計	219,758

b. 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
東京オートリース株式会社	199
ダイヤモンドオートリース株式会社	122
近畿三菱自動車販売株式会社	69
広島三菱自動車販売株式会社	64
昭和オートレンタリース株式会社	60
その他	327
合計	843

(b) 期日別内訳

期日別	金額（百万円）
1か月以内	280
2か月以内	491
3か月以内	4
4か月以内	67
5か月以内	—
5か月超	—
合計	843

c. 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
三菱自動車株式会社	43,044
三菱自動車株式会社	22,360
三菱自動車株式会社	10,639
三菱商事株式会社	8,390
日産自動車株式会社	5,922
その他	165,220
合計	255,577

(b) 発生及び回収並びに滞留状況

項目	期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	期末残高 (百万円)	回収率 (%)	平均滞留期間 (日)
売掛金	147,915	1,492,666	1,385,003	255,577	84.4	49.3

(注) 回収率及び平均滞留期間の算出方法は次のとおりである。

回収率 = 当期回収高 ÷ (期首残高 + 当期発生高)

$$\text{平均滞留時間} = \frac{\text{期首残高} + \text{期末残高}}{2} \div \frac{\text{当期発生高}}{365}$$

d. たな卸資産

科目	内訳	金額（百万円）
製品	乗用車	44,159
	補給用部品・用品	8,404
	合計	52,564
原材料	普通鋼	50
	非鉄金属、地金、金属二次材料	417
	部分品	10,027
	その他	9,257
	合計	19,752
仕掛品	車両及び補給用部品	69,100
	その他	13,441
	合計	82,542
貯蔵品	工具、修理用部品	883
	器具、備品、雑品	3,431
	合計	4,315

e. 関係会社短期貸付金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	26,325
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	18,034
三菱・モーターズ・ニュージーランド・リミテッド	4,716
三菱・モーター・セールス・オブ・カリビアン・インク	4,515
川崎三菱自動車販売株式会社	1,190
その他	4,417
合計	59,200

② 固定資産

a. 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
子会社株式	
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	48,424
ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド	43,411
ネザーランズ・カー・ビー・ブイ	31,623
東京三菱自動車販売株式会社	8,714
パジェロ製造株式会社	6,362
その他（61社）	39,872
計	178,408
関連会社株式	
ピー・ティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチュアリング	1,824
MMCダイヤモンドファイナンス株式会社	931
宮崎三菱自動車販売株式会社	207
茨城三菱自動車販売株式会社	74
信越三菱自動車部品販売株式会社	70
その他（10社）	220
計	3,328
合計	181,737

③ 流動負債

a. 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
ジャトコ株式会社	6,375
三協株式会社	2,762
株式会社アステア	2,258
曙ブレーキ工業株式会社	1,730
ヒルタ工業株式会社	1,313
その他	10,231
合計	24,671

(b) 期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
1か月以内	5,958
2か月以内	11,469
3か月以内	—
4か月以内	7,242
5か月以内	—
合計	24,671

b. 買掛金

相手先	金額 (百万円)
三菱自動車工業株式会社	38,475
三菱電機株式会社	14,652
ジャトコ株式会社	12,781
三菱重工業株式会社	12,487
株式会社デンソー	7,347
その他	280,074
合計	365,819

c. 短期借入金

借入先	金額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	10,900
株式会社三井住友銀行	10,630
農林中央金庫	8,220
三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ	7,736
株式会社横浜銀行	5,270
その他	23,751
合計	66,507

d. 未払金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社アサツーディ・ケイ	2,324
ダイムラー・クライスラー・コーポレーション	1,926
株式会社博報堂	1,661
日本郵船株式会社	1,264
三菱自動車ロジスティクス株式会社	690
その他	62,161
合計	70,029

④ 固定負債

a. 社債

銘柄	発行総額 (百万円)	未償還残高 (内 1 年以内償還予定残高) (百万円)	償還期限
第 5 回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付) (運転資金)	30,000	25,600 (-)	平成21年 5 月28日
第 6 回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付) (運転資金)	10,000	8,700 (8,700)	平成19年 5 月28日
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート (運転資金)	2,000	2,000 (-)	平成20年 7 月15日
合計	42,000	36,300 (8,700)	

b. 長期借入金

借入先	金額 (百万円)	(内、1 年以内返済予定額) (百万円)
日本政策投資銀行	55,800	(29,250)
株式会社三菱東京UFJ銀行	47,989	(26,973)
三菱UFJ信託銀行株式会社	15,833	(10,905)
株式会社百十四銀行	5,150	(5,150)
バンコック銀行	4,000	(4,000)
その他	53,524	(42,093)
合計	182,297	(118,373)

c. 退職給付引当金

金額 (百万円)	備考
84,313	1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (退職給付関係) 御参照

(3) 【その他】

- (1) 決算日後の状況
特記事項はない。

- (2) 重大な訴訟事件等
特記事項はない。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載アドレス (http://www.mitsubishi-motors.com/KOUKOKU)
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書の提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成17年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）平成18年6月26日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年6月16日関東財務局長に提出

自平成16年4月1日至平成17年3月31日事業年度（平成16年度）の有価証券報告書にかかる訂正報告書である。

平成18年8月21日関東財務局長に提出

自平成17年4月1日至平成18年3月31日事業年度（平成17年度）の有価証券報告書にかかる訂正報告書である。

平成18年10月27日関東財務局長に提出

自平成17年4月1日至平成18年3月31日事業年度（平成17年度）の有価証券報告書にかかる訂正報告書である。

(3) 半期報告書

平成18年度中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）平成18年12月22日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書の訂正報告書

平成18年6月16日関東財務局長に提出

自平成17年4月1日至平成17年9月30日事業年度（平成17年度中）の半期報告書にかかる訂正報告書である。

平成18年10月27日関東財務局長に提出

自平成17年4月1日至平成17年9月30日事業年度（平成17年度中）の半期報告書にかかる訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当連結会計年度においても92,166百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
- 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は当連結会計年度において8,745百万円の当期純利益を計上したが、平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月23日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松村 俊夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	坂本 満夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	上田 雅之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	坂本 邦夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても128,152百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
- 「会計方針の変更」に記載のとおり、会社は当年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 村 俊 夫
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 田 雅 之
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	武 内 清 信
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	坂 本 邦 夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても24,541百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。